

第3章 環境調査計画検討（小金井3・4・1号三鷹国分寺線）

小金井3・4・1号三鷹国分寺線に係る環境調査計画検討として「①地域特性に関する情報の把握」「②環境調査項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定」を実施し、環境調査計画資料（案）として取りまとめた。

なお、本検討は過年度成果（道路概略検討（29北南-小金井3・4・11外1路線）報告書（平成30年3月、株式会社エーシーイー））に示されている計画案を前提としたものであり、事業計画の具体化に伴い必要に応じて見直すことが望ましい。

①地域特性に関する情報の把握

既存の文献・資料等を収集・整理し、対象事業の実施想定区域及びその周辺の自然的状況に係る項目、社会的状況に係る項目について、地域特性に関する情報を把握した。その結果、対象とする項目は本路線が通過する際に該当する関係法令に照らし、現時点で必要と思われる諸手続きを想定したうえで、東京都環境影響評価技術指針（平成26年3月 東京都環境局）の別表1「地域の概況の調査内容」を参考とした。

②環境調査項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

対象事業の内容と「①地域特性に関する情報の把握」で把握した対象事業実施区域及びその周辺の概況を踏まえ、今後、道路の新設による環境面への影響の程度を広い視点で確認することが望ましいと考えられる項目（環境調査の項目（案））について選定した。なお、項目選定は、本路線が通過する際に該当する関係法令に照らし、東京都環境影響評価技術指針（平成26年3月 東京都環境局）に示されている「環境影響要因と環境影響評価項目との関連表」を参考に実施した。また、選定した項目ごとに、可能な範囲で調査、予測及び評価の手法について検討した。

なお、①、②については、今後、環境面への影響を検討する道路構造により、影響の度合いが異なるため必要に応じて取捨選択することとなる。

次頁以降に「環境調査計画資料（案）」を示す。

別表1 地域の概況の調査内容

区分	調査項目	収集・解析する情報内容(例)
一般項目	人 口	人口の動態、人口密度、人口分布等
	産 業	工場、事業場の状況等
	交 通	道路交通状況(道路網、交通量等)、鉄道等の状況(鉄道路線、駅の位置、利用状況等)その他必要な交通状況
	土 地 利 用	土地利用の状況
	水 域 利 用	河川等の分布及び流域の概況、水路等の状況、水域の利用状況、公共交通水道の普及状況(合流式・分流式の区分を含む。)等
	気 象	気温、風向、風速、降雨量等
	関係法令の指定・規制等	関係法令による指定地域、地区、規制の内容等
	環境保全に関する計画等	環境保全に関する各種計画、方針等の概要
	そ の 他	その他地域の状況を特徴付ける事項
環境項目	大 気 汚 染	大気汚染の状況
	悪 臭	悪臭の状況
	騒 音 ・ 振 動	騒音の状況、振動の状況及び低周波音の状況
	水 質 汚 濁	水質汚濁の状況
	上 壤 汚 染	土壤汚染の状況
	地 盤	地盤の概況、地下水位の概況、地盤沈下の状況等
	地 形 ・ 地 質	地形・地質の概況、斜面等の安定性の概況、特異な地形・地質の分布等
	水 循 環	河川等の形態・水量等の概況、湧水及び地下水の流動状況の概況
	生 物 ・ 生 態 系	植物相、動物相、水生生物相、注目種、植生、生態系、緑の量等の概況
	日 影	日照・日陰状況の概況、超高層建築物の状況等
	電 波 障 害	放送波の概況、電波障害対策地域の分布、超高層建築物の状況等
	風 環 境	風環境の状況、超高層建築物の状況等
	景 觀	地域景観の特性の概況及び高層建物・景観ポイント等の分布状況の概況
	史跡・文化財	指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布状況、江戸期遺構の分布状況等
	自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場の分布、機能、利用状況等の概況、自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況等
	廃棄物	廃棄物の処理状況等の概況
	温室効果ガス	エネルギー使用状況の概況、各種目標値等

資料：東京都環境影響評価技術指針（付解説）、東京都環境影響評価事後調査基準
 （平成26年3月 東京都環境局）

別記書式 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

(対象計画・対象事業の種類)

環境影響評価の項目	区分 環境影響 要因 予測する 事項	工事の施工中					工事の完了後				
大気汚染											
悪臭											
騒音・振動											
水質汚濁											
土壤汚染											
地盤											
地形・地質											
水循環											
生物・生態系											
日影											
電波障害											
風環境											
景観											
史跡・文化財											
自然との触れ合い活動の場											
廃棄物											
温室効果ガス											

資料：東京都環境影響評価技術指針（付解説）、東京都環境影響評価事後調査基準
(平成26年3月 東京都環境局)

環 境 調 査 計 画 資 料 (案)

－小金井3・4・1号三鷹国分寺線－

(小金井市東町五丁目～小金井市貫井南町二丁目間)

〔目 次〕

第 1 編 対象計画の案の名称及び種類·····	1
第 2 編 対象計画の案の内容の概要·····	1
第 3 編 対象計画の案の目的及び内容·····	2
3-1 対象計画の案の目的·····	2
3-2 対象計画の案の内容·····	3
第 4 編 対象計画の案の策定に至った経過·····	4
第 5 編 地域の概況 ·····	5
5-1 一般項目 ·····	5
5-1-1 人口 ·····	6
5-1-2 産業 ·····	7
5-1-3 交通 ·····	8
5-1-4 土地利用 ·····	13
5-1-5 水域利用 ·····	22
5-1-6 気象 ·····	25
5-1-7 関係法令の指定・規制等 ·····	27
5-1-8 環境保全に関する計画等 ·····	29
5-2 環境項目 ·····	35
5-2-1 大気汚染 ·····	37
5-2-2 悪臭 ·····	42
5-2-3 騒音・振動 ·····	43
5-2-4 水質汚濁 ·····	47
5-2-5 土壤汚染 ·····	51
5-2-6 地盤 ·····	51
5-2-7 地形・地質 ·····	53
5-2-8 水循環 ·····	55
5-2-9 生物・生態系 ·····	57
5-2-10 日影 ·····	64
5-2-11 電波障害 ·····	64
5-2-12 風環境 ·····	66
5-2-13 景観 ·····	66
5-2-14 史跡・文化財 ·····	68
5-2-15 自然との触れ合い活動の場 ·····	72
5-2-16 廃棄物 ·····	74

5-2-17 温室効果ガス	75
第6編 環境調査の項目（案）の選定	77
6-1 選定した項目及びその理由	77
第7編 調査等の手法	80
7-1 調査等の概要	80
7-2 項目別の調査手法	82
7-2-1 地盤	82
7-2-2 水循環	84
7-2-3 生物・生態系	87
7-2-4 景観	94
7-2-5 史跡・文化財	96
「環境調査計画資料(案)」を作成するに当たって参考とした資料の目録	97

第1編 対象計画の案の名称及び種類

名 称：小金井都市計画道路 3・4・1 号三鷹国分寺線 建設事業
種 類：道路の新設

第2編 対象計画の案の内容の概要

本事業は、「小金井都市計画道路 3・4・1 号三鷹国分寺線」のうち、小金井市東町五丁目を起点とし、小金井市貫井南町二丁目を終点とする延長約 2.2 km の区間（以下「計画道路」という。）において、幅員 16m 往復 2 車線の道路を整備するものである。

対象計画の案の概要を表 2-1 に示す。

表 2-1 対象計画の案の概要

項 目	内 容
都市計画道路名	小金井都市計画道路 3・4・1 号三鷹国分寺線
延長及び区間	延長：約 2.2 km（都市計画上の延長：2,050m） 起点：小金井市東町五丁目（連雀通り交差点） 終点：小金井市貫井南町二丁目（新小金井街道交差点）
通過地域	小金井市
道路規格	第 4 種 第 2 級※
車線数	本線 2 車線
道路幅員	16m（標準）
設計速度	60 km／時
計画(現況)交通量※	10,500 台／日
主要交通との交差	・小金井 3・4・11 号、都) 247 号府中小金井線 ・都) 134 号恋ヶ窪新田三鷹線 ・小金井 3・4・12 号 ・小金井 3・4・14 号、主) 15 号府中清瀬線 ・小金井 3・4・7 号、都) 248 号府中小平線

注 1) 第 4 種 2 級とは「道路構造令(昭和 45 年 10 月 25 日 政令第 320 号)」で定められた道路の区分である。

注 2) ここでは、計画交通量について過年度設計成果の台数を示した。

（資料：道路概略設計(29 北南-小金井 3・4・11 外 1 路線)報告書 平成 30 年 3 月(株式会社 エーシーイー)）

第3編 対象計画の案の目的及び内容

3-1 対象計画の案の目的

東京都と特別区及び 26 市 2 町は、平成 28 年 3 月に「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定し、道路整備の「基本目標」として、目標①：「活力（都市活力の強化）」、目標②：「防災（都市防災の強化）」、目標③：「暮らし（安全で快適な都市空間の創出）」、目標④「環境（都市環境の向上）」の 4 つを掲げ、おおむね 10 年間（平成 28 年度～37 年度）で優先的に整備すべき路線を定め、計画的かつ効率的に道路ネットワークを形成し、ゆとりある生活と経済活力が両立した都市の実現を目指しています。

また、東京都は、令和 3 年 3 月に『「未来の東京」戦略』を策定し、目指す 2040 年代の東京の姿を提示した 20 のビジョンの実現に向け、2030 年に向けて取り組むべき「戦略」の 1 つである「都市の機能をさらに高める戦略」とその実行に向けた推進プロジェクトにおいて、都市の機能強化や経済活動の活性化のために、交通渋滞の解消に寄与する道路ネットワークの整備や通学路などに利用される狭い生活道路の抜け道としての利用抑制を図るため地域幹線道路の整備等を推進することとしています。

一方、小金井市は、令和 4 年 8 月に「小金井市都市計画マスタープラン」を改訂し、都市計画道路の整備方針として「東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び国分寺崖線、野川、玉川上水及び都公園など自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を進めます。」を掲げ、小金井 3・4・1 号線（三鷹国分寺線）を、主に地域の交通を処理する広域幹線道路以外の都市計画道路である「幹線道路」に位置付け、「円滑に地域交通を処理するとともに、延焼遮断帯の形成、避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上及び通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間形成の効果が期待されることから、未完成区間は、必要な道路整備を計画的に推進します。なお、東京都が事業を行う路線は、丁寧な対応を東京都に要望します。」とし、円滑に移動できる道路網の整備と人にやさしい交通環境の整備及び総合交通体系の構築などを進め、人・モノの円滑な移動を支える持続可能なまちを目指すこととしています。

3-2 対象計画の案の内容

対象計画の予定位置は、小金井市東町五丁目（連雀通り交差点）を起点とし、小金井市貫井南町二丁目（新小金井街道交差点）を終点とする延長約 2.2 km の区間であり、東西方向の道路です。

計画道路の幅員は、既定都市計画幅員 16m を標準とし、往復 2 車線で車道 9m の両側に歩行者、自転車の通行空間及び植樹帯を配置した、平面構造を基本に整備します。

また、国分寺崖線及び野川付近などについては、関係法令に基づいた対応を図るとともに、沿道や地域の生活及び自然環境に配慮した道路構造を検討します。

第4編 対象計画の案の策定に至った経過

小金井都市計画道路 3・4・1 号三鷹国分寺線の都市計画等の経過は、以下のとおりです。

- ・昭和 37 年 7 月：「小金井都市計画道路 3・4・1 号三鷹国分寺線」として都市計画決定
- ・平成 24 年 3 月：「小金井市都市計画マスタープラン（改定）」において、東京都に対して整備推進を要望するなど、道路整備を計画的に進める道路として位置付け
- ・平成 28 年 3 月：都と特別区及び 26 市 2 町が連携・協働で検討を進め「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定し、優先的に整備すべき路線として位置付け
- ・令和 4 年 8 月：「小金井市都市計画マスタープラン（改定）」において、道路整備を計画的に推進する道路として位置付け

第5編 地域の概況

5-1 一般項目

本事業に係る地域の概況（一般項目）の要約は、表 5-1-1 に示すとおりである。

表 5-1-1 地域の概況（一般項目）

項目	地域の概況
人口	令和 4 年 1 月 1 日現在の小金井市の人口は 124,617 人、世帯数は 62,328 世帯となっており、人口、世帯数は緩やかな増加傾向にある。
産業	小金井市における産業別の事業所数及び従業者数の状況は、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業などの第三次産業が多くなっており、第一次産業（農業・林業・漁業）がほとんど見られない。
交通	<p>計画道路周辺の主な道路としては、府中小金井線、府中清瀬線（小金井街道）、府中小平線（新小金井街道）、恋ヶ窪新田三鷹線（連雀通り）、新宿国立線（東八道路）等がある。</p> <p>平成 27 年度の平日 12 時間交通量の状況は、計画道路の起点側（東側）である恋ヶ窪新田三鷹線（小金井市東町）で 7,273 台、終点側（西側）と交差する府中小平線（府中市浅間町）で 10,971 台となっている。</p> <p>また、鉄道路線としては JR 中央線及び西武多摩川線があり、京王バス等の路線バスやコミュニティバスも運行している。</p>
土地利用	<p>小金井市の地目別土地利用面積の割合は宅地が最も高くなっている。計画道路は主として住宅地を通過するが、一部緑地等を通過する箇所も存在している。</p> <p>また、計画道路は大部分が第 1 種低層住居専用地域を通過している。</p> <p>計画道路周辺の公共施設等の状況については、保育所や老人福祉施設等の社会福祉施設が複数分布している。</p>
水域利用	<p>計画道路の周辺には武藏野段丘と立川段丘を分ける国分寺崖線があり、崖線に沿って野川が流れている。計画道路は野川と並行し、終点側（西側）で横断する。</p> <p>また、計画道路周辺には「東京の名湧水 57 選」に選定された「貫井神社」、「滌浪泉園」、「はけの森美術館」が存在するほか、多くの井戸が存在する。</p>
気象	計画道路から最寄りの気象観測所である府中観測所の令和 3 年の年間降水量は 1,788.0mm、年平均気温は 15.9℃ となっている。また、年平均風速は 1.6m/s であり、風向は北北東が最多となっている。
関係法令の指定・規制等	本事業に關係する主な法令は、「環境基本法」、「道路法」、「都市計画法」、「文化財保護法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等である。
環境保全に関する計画等	<p>東京都では、「東京都長期ビジョン」、「東京都景観計画」、「東京地域公害防止計画」、「「未来の東京」戦略 version up 2022」等を策定している。</p> <p>また、小金井市では、「小金井市都市計画マスタープラン」、「小金井市みどりの基本計画」等を策定している。</p>

5-1-1 人口

小金井市における最近5年間の人口及び世帯数は、表 5-1-2 に示すとおりである。

令和4年1月1日現在の人口は124,617人、世帯数は62,328戸となっており、人口、世帯数は緩やかな増加傾向にある。

表 5-1-2 小金井市の人口・世帯数

市名	区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
小金井市	人口(人)	120,268	121,443	122,306	123,828	124,617
	世帯数(戸)	59,548	60,367	61,070	61,909	62,328

注) 各年1月1日現在。

資料:「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(平成30年~令和4年)」

(東京都総務局ホームページ、令和4年4月1日時点)

5-1-2 産業

小金井市における産業別の事業所数及び従業者数の推移は、表 5-1-3 に示すとおりである。小金井市では、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業などの第三次産業が多くなっており、第一次産業（農業・林業・漁業）がほとんど見られない。

表 5-1-3 産業別の事業所数及び従業者数の推移

産業大分類	事業所数			従業者数(人)		
	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
総数	2,845	3,016	2,905	28,232	29,858	29,989
農業、林業、漁業	2	2	2	16	20	15
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	202	189	180	1,357	1,201	1,326
製造業	85	84	71	1,056	823	809
電機・ガス・熱供給・水道業	1	2	1	16	30	35
情報通信業	54	52	52	512	557	412
運輸業、郵便業	28	29	28	955	995	918
卸売業、小売業	689	682	667	6,403	6,302	6,089
金融業、保険業	38	34	36	489	512	537
不動産業、物品賃貸業	292	320	283	945	1,010	934
学術研究、専門・技術サービス業	160	169	169	1,104	1,160	1,279
宿泊業、飲食サービス業	408	441	439	3,505	3,744	3,894
生活関連サービス業、娯楽業	288	305	301	1,450	1,453	1,550
教育、学習支援業	137	178	153	4,786	5,256	4,656
医療、福祉	319	393	396	4,706	5,684	6,130
複合サービス事業	12	12	13	191	101	252
サービス業(他に分類されないもの)	130	124	114	741	1,010	1,153

注) 平成 24 年は 2 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年は 6 月 1 日現在のデータ。

資料：「平成 24 年経済センサス-活動調査」(総務省統計局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)

「平成 26 年経済センサス-基礎調査」(総務省統計局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)

「平成 28 年経済センサス-活動調査」(総務省統計局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)

5-1-3 交通

(1) 道路

計画道路周辺の主要道路網及び道路交通センサスの交通量調査地点は、図 5-1-1 に示すとおりである。

これらの地点における平成 22 年度及び平成 27 年度の道路交通量の状況（平日 12 時間交通量）は、表 5-1-4 に示すとおりである。

平成 27 年度の平日 12 時間交通量の状況は、計画道路の起点側（東側）である恋ヶ窪新田三鷹線（小金井市東町）で 7,273 台、終点側（西側）と交差する府中小平線（府中市浅間町）で 10,971 台となっている。

表 5-1-4 道路交通量の状況（平日 12 時間交通量）

路線名 (通称名)	区間 番号	調査地点	平成 22 年度		平成 27 年度	
			12 時間 交通量 (台/12h)	大型車 混入率 (%)	12 時間 交通量 (台/12h)	大型車 混入率 (%)
(主)新宿国立線 (東八道路)	40790	府中市多磨町 4	25,566	11.9	22,620	10.9
(主)新宿国立線 (東八道路)	40800	府中市新町 2-48	20,168	14.1	18,934	13.6
(主)府中清瀬線 (小金井街道)	40830	小金井市前原町 5-3-24	6,960	13.9	7,384	10.7
(都)恋ヶ窪新田 三鷹線(連雀通り)	60480	小金井市貫井北町 5-13-25	8,547	12.9	8,403	11.9
(都)恋ヶ窪新田 三鷹線(連雀通り)	60490	小金井市東町 2-6-4	8,561	8.7	7,273	7.3
(都)府中小平線 (新小金井街道)	62810	府中市浅間町 3-7-13	9,175	15.3	10,971	17.2

注 1) 路線名における(主)、(都)はそれぞれ主要地方道（都道府県道）、一般都道を示す。

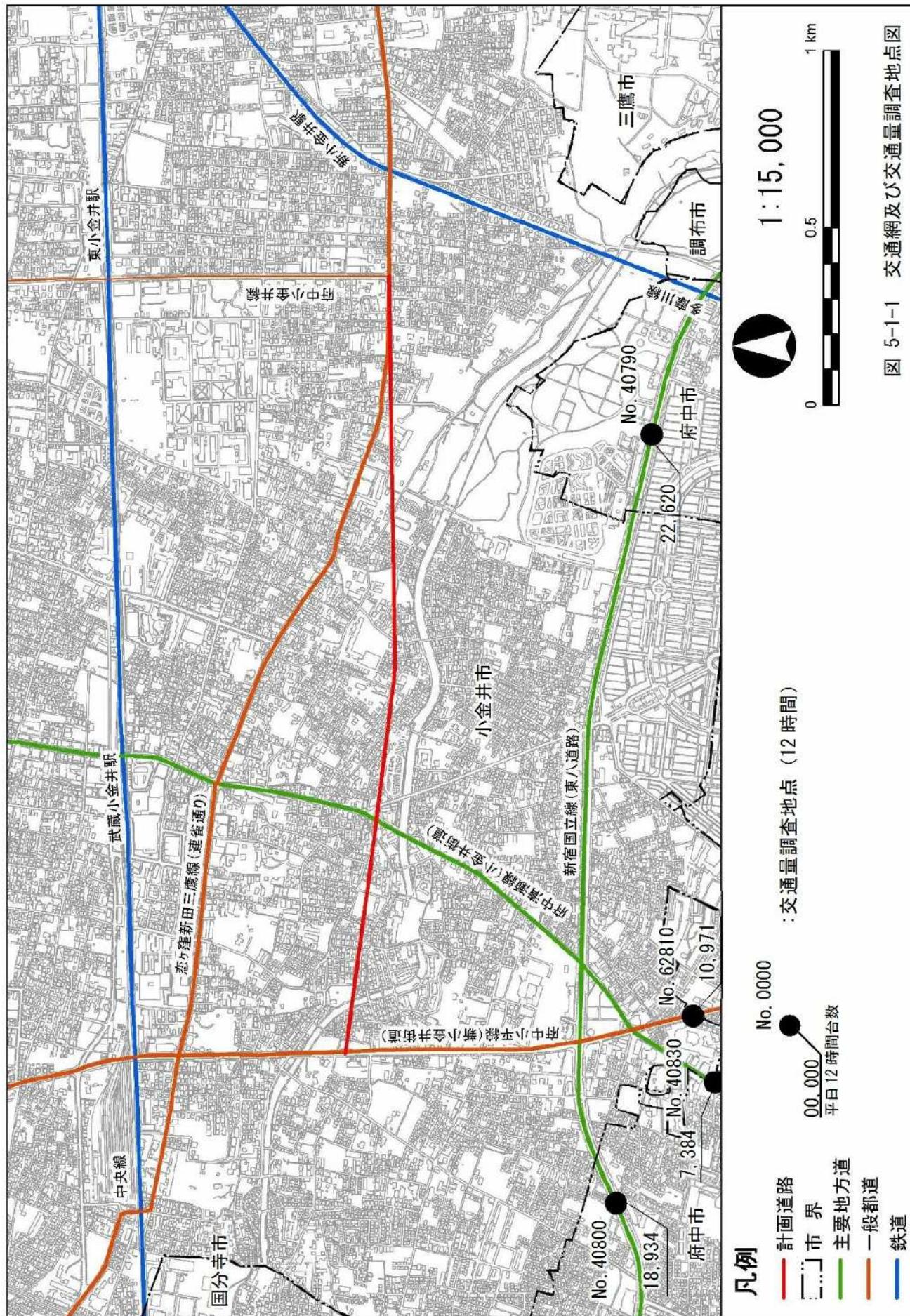
注 2) 区間番号は平成 27 年度調査時の番号を示す。

資料：「平成 22 年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」

(国土交通省道路局、平成 23 年 9 月)

「平成 27 年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」

(国土交通省道路局、平成 29 年 6 月)



(2) 鉄道

計画道路周辺の鉄道網は、図 5-1-1 に示すとおりである。

計画道路周辺には JR 中央線が敷設されているほか、私鉄として西武多摩川線が敷設されている。なお、計画道路と交差する鉄道路線はない。

計画道路北側には JR 中央線の東小金井駅及び武蔵小金井駅、計画道路東側には西武多摩川線の新小金井駅が位置している。各駅における最近 5 年間の年間乗車人員は、表 5-1-5 に示すとおりである。

表 5-1-5 年間鉄道乗車人員数

単位：千人

路線名	駅名	種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
JR 中央線	東小金井駅	定期	7,618	7,730	7,895	8,021	8,177
		普通	3,376	3,403	3,454	3,496	3,446
		合計	10,994	11,133	11,349	11,517	11,623
	武蔵小金井駅	定期	14,953	15,103	15,385	15,634	15,933
		普通	7,177	7,175	7,193	7,207	6,966
		合計	22,131	22,278	22,578	22,841	22,899
西武 多摩川線	新小金井駅	定期	356	352	367	387	405
		普通	324	328	330	342	339
		合計	680	680	697	729	744

資料：「東京都統計年鑑（平成27年～平成31・令和元年）」（東京都総務局ホームページ、令和4年4月1日時点）

(3) バス

計画道路を運行するバス路線一覧は表 5-1-6 に、計画道路周辺のバス路線図は図 5-1-2 に示すとおりである。

計画道路周辺には京王バスならびに小田急バスが運行しているほか、小金井市の「CoCo バス」がコミュニティバスとして運行している。

計画道路から最寄のバス停留所は、連雀通り上を運行する京王バス及び CoCo バスの「中町二丁目」及び「武蔵野公園入口」、そのほか、京王バス及び小田急バスの「前原町」、CoCo バスの「天神橋」や「第二中学校東」、「神明宮入口」等となっている。

表 5-1-6 計画道路を運行するバス路線一覧

バス会社名	系統番号 ・系統名	起点 (終点)	経由	終点 (起点)	計画道路 との関係
CoCo バス	貫井前原循環	武藏小金井駅 南口	小金井市役所前、 ハナダイコン緑地等	武藏小金井駅 南口	交差
	野川・七軒家循環	武藏小金井駅 南口	天神橋、 はけの森美術館等	武藏小金井駅 南口	交差
	中町循環	新小金井駅	武藏野公園入口、 つきみの園等	新小金井駅	通行
	東町循環	東小金井駅 南口	歯科大グラウンド前、 野川公園入口等	東小金井駅 南口	交差
京王バス	武 51	武藏小金井駅 南口	東京経済大学前、 小金井市役所前等	武藏小金井駅 南口	交差
	武 56	武藏小金井駅 南口	小金井警察署前、 小金井市役所前等	武藏小金井駅 南口	交差
	武 66	武藏小金井駅 南口	法務局(登記所前)、 府中高校等	府中営業所	交差
	武 71	武藏小金井駅 南口	前原交番西、第二小学校等	府中駅	交差
	武 73	武藏小金井駅 南口	前原交番西、 天神町幼稚園等	府中駅	交差
	武 82	武藏小金井駅 北口	多磨霊園裏門、 試験場正門等	多磨町	交差
	武 83	武藏小金井駅 北口	多磨霊園裏門、 試験場正門等	多磨霊園駅	交差
	武 85	武藏小金井駅 南口	小金井市役所前、多磨霊園表門等	多磨霊園駅	交差
	武 91	武藏小金井駅 北口	前原町、 武藏野公園等	調布駅北口	交差
	武 93	武藏小金井駅 南口	小金井市役所前、 武藏野公園等	調布駅北口	交差
	武 94	武藏小金井駅 南口	前原町、 試験場正門等	多磨町	交差
	武 95	武藏小金井駅 南口	前原町、 多磨霊園表門等	多磨霊園駅	交差
	府 75	武藏小金井駅 南口	小金井市役所前、 府中工業高校等	東府中駅	交差
	境 81	武藏小金井駅 南口	美術館入口、 新小金井駅等	武藏境駅南口	通行
	境 82	武藏境駅南口	栗山公園前、 新小金井駅等	東小金井駅	交差
小田急バス	境 96	武藏小金井駅 南口	靈園裏門、 試験場正門等	武藏境駅南口	交差

注1) 表中の「計画道路との関係」において、通行：バスが計画道路を運行、交差：バスが計画道路と交差する道路を運行することを示す。

注2) 計画道路の起点(東側)または終点(西側)がバス路線と接する場合は「交差」と表記した。

資料：「路線図」(京王バスホームページ、令和4年4月1日時点)

：「路線図」(小田急バスホームページ、令和4年4月1日時点)

：「CoCoバス全ルート図」(小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点)

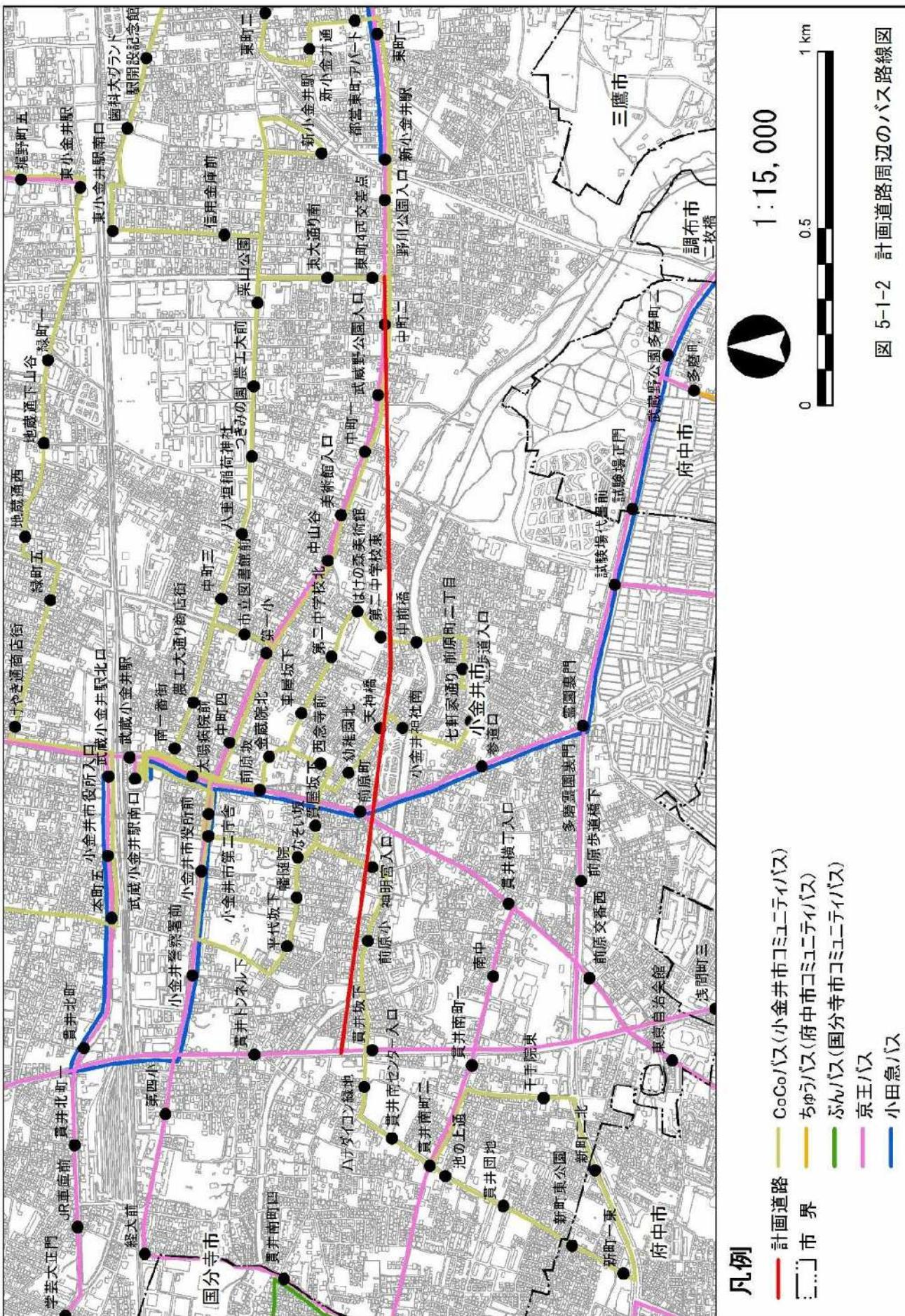


図 5-1-2 計画道路周辺のバス路線図

凡例

- | | |
|-------|----------------------|
| 計画道路 | CoCoバス(小金井市コミュニティバス) |
| 市界 | ちゅうげいバス(府中市コミュニティバス) |
| ... | ぶんばいバス(国分寺市コミュニティバス) |
| 京王バス | 京王バス |
| 小田急バス | 小田急バス |

-12-

3-20

5-1-4 土地利用

(1) 土地利用の状況

小金井市における地目別土地利用面積は表 5-1-7 に示すとおりである。

宅地面積を見ると、小金井市は 575.41ha で総計の 86.4%を占めている。

計画道路周辺の土地利用現況は、図 5-1-3 に示すとおりである。計画道路は主として住宅地を通じるが、一部緑地等を通じる箇所も存在している。また、計画道路の南側には都立武蔵野公園や都立多磨公園が存在している。

表 5-1-7 地目別土地利用面積（令和 2 年 1 月 1 日）

地目	面積 (ha)	割合 (%)
宅地	商業地区	17.34
	工業地区	0.65
	住宅地区	557.42
	その他	—
	計	575.41
田	—	—
畠	62.12	9.3
山林	3.85	0.6
原野	—	—
池沼	—	—
雑種地	21.55	3.2
免税点未満 ^{注1}	2.87	0.4
総計	665.80	100.0

注 1) 「免税点未満」とは、土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が 30 万円に満たないもの。

注 2) 端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、総計と一致しないことがある。

資料：「東京都統計年鑑（平成 31・令和元年）」

（東京都総務局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

(2) 都市計画区域等の状況

計画道路周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 5-1-4 に示すとおりである。また、小金井市の用途地域面積は表 5-1-8 に示すとおりである。

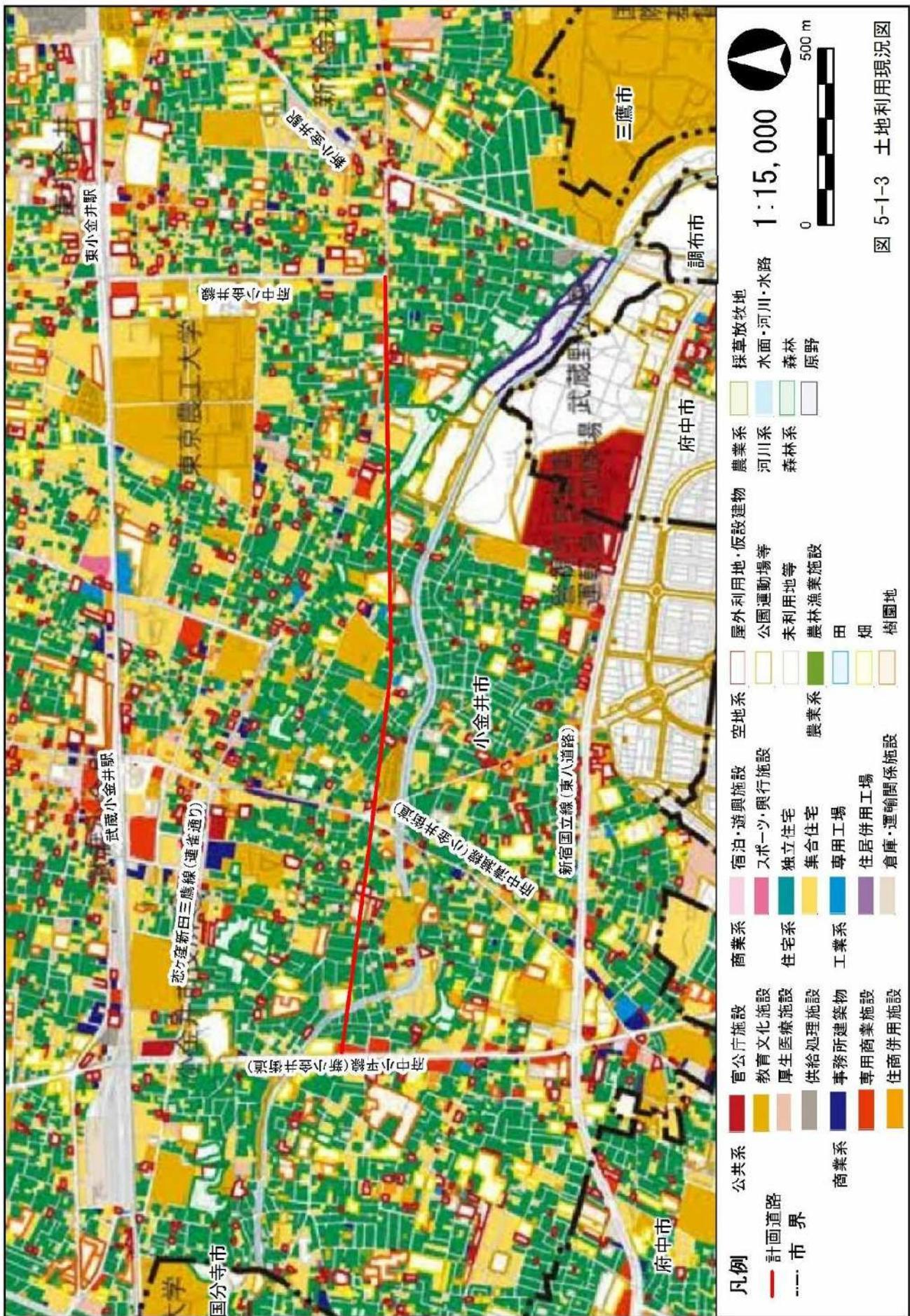
計画道路は大部分が第 1 種低層住居専用地域を通過している。用途地域の面積割合は、第 1 種低層住居専用地域及び第 1 種中高層住居専用地域が多くなっている。

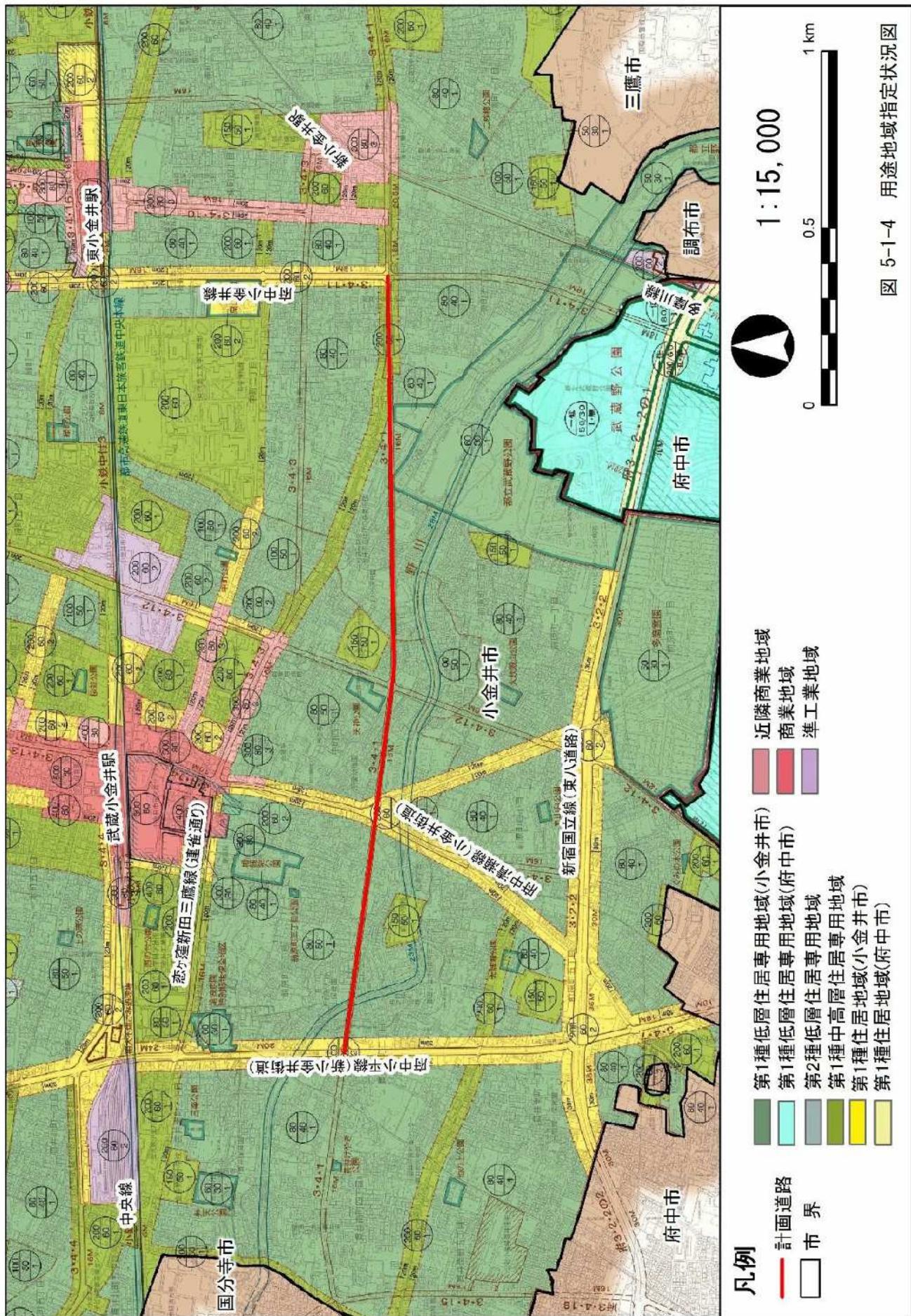
表 5-1-8 都市計画用途地域の指定状況

単位 : ha

区分	小金井市
第 1 種低層住居専用地域	738.0
第 2 種低層住居専用地域	0.5
第 1 種中高層住居専用地域	229.9
第 2 種中高層住居専用地域	7.9
第 1 種住居地域	94.0
第 2 種住居地域	—
準住居地域	—
近隣商業地域	30.2
商業地域	20.0
準工業地域	12.5
工業地域	—
工業専用地域	—
計	1,133.0

資料：「小金井都市計画用途地域の変更（小金井市決定）」
(小金井市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)





(3) 公共施設等の状況

計画道路周辺における公共施設等の分布状況は表 5-1-9(1)～(4)に示すとおりである。

計画道路周辺は住宅地であり、保育所や老人福祉施設等の社会福祉施設が複数分布している。

また、計画道路の南側には都立武蔵野公園や都立野川公園が存在している。

表 5-1-9(1) 主な公共施設等

区分	市別	記号	施設名	所在地
学校教育施設等	幼稚園	小金井市	A	こどものくに幼稚園
			B	せいしん幼稚園
			C	ぬくい南幼稚園
			D	朋愛幼稚園
	小学校	小金井市	E	小金井市立 小金井第一小学校
			F	小金井市立 小金井第四小学校
			G	小金井市立 東小学校
			H	小金井市立 前原小学校
			I	小金井市立 南小学校
	中学校	小金井市	J	小金井市立 小金井第二中学校
			K	小金井市立 東中学校
			L	小金井市立 南中学校
高等学校	小金井市	M	都立 小金井工業高等学校	本町 6-8-9
		N	都立 多摩科学技術高等学校	本町 6-8-9
		O	国際基督教大学高等学校	東町 1-1-1
専修学校	小金井市	P	専門学校社会医学技術学院	中町 2-22-32
		Q	東京エアトラベル・ホテル専門学校	前原町 5-1-29
		R	東京工学院専門学校	前原町 5-1-29
社会福祉施設	保育所	小金井市	ア	グローバルキッズ武藏小金井園
			イ	キッズガーデン武藏小金井

資料：「令和3年度公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧（令和3年5月1日現在）」

（東京都教育委員会、令和3年10月）

「私立学校」（東京都生活文化局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「社会福祉施設等一覧（令和3年10月1日時点）」

（東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「保育施設」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「施設案内」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「医療機関を探す（東京都医療機関案内サービスひまわり）」

（東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「都立公園一覧」（東京都建設局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「小金井市立公園等一覧」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

表 5-1-9(2) 主な公共施設等

区分	市別	記号	施設名	所在地
社会福祉施設	保育所	小金井市	ウ	こむぎ保育園
			エ	駅前コスモ保育園
			オ	第十コスモ保育園
			カ	ひまわり保育園
			キ	武蔵小金井雲母保育園
			ク	キッズガーデン新小金井
			ケ	小金井市立 わかたけ保育園
			コ	東京工学院きしやぽっぽ保育園
			サ	光明第二保育園
			シ	貫井保育園
			ス	貫井あおいそら保育園
			セ	こどものへや保育室
			ゾ	また明日保育園
			タ	ひがし保育園
			チ	みらいえ保育園武蔵小金井駅前
			ツ	みらいえ保育園武蔵小金井南
			テ	家庭的保育室おひさまルーム
			ト	小金井プチ・クレイシユ
			ナ	にじいろ保育園武蔵小金井
			ニ	回帰船保育所
ヌ	こどもの家保育園			
ネ	プリンセスプリンス保育園小金井			

資料：「令和3年度公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧（令和3年5月1日現在）」

（東京都教育委員会、令和3年10月）

「私立学校」（東京都生活文化局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「社会福祉施設等一覧（令和3年10月1日時点）」

（東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「保育施設」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「施設案内」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「医療機関を探す（東京都医療機関案内サービスひまわり）」

（東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「都立公園一覧」（東京都建設局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「小金井市立公園等一覧」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

表 5-1-9(3) 主な公共施設等

区分	市別	記号	施設名	所在地
社会福祉施設	老人福祉施設	小金井市	ノ つきみの園	中町 2-15-25
			ハ 介護老人保健施設 小金井 あんず苑	前原町 5-3-24
			ヒ 介護老人保健施設 秋桜	前原町 4-4-47
			フ グランダ武蔵小金井	中町 1-11-7
			ヘ 介護付き有料老人ホーム アリコ武蔵小金井	貫井南町 2-2-3
			ホ グループホーム 杏の家	前原町 5-3-24
通所介護事業所	通所介護事業所	小金井市	マ 鳩の翼デイホーム	前原町 3-9-3
			ミ はっぴーライフ新小金井	東町 4-10-16
			ム あさがおデイサービスセ ンター	中町 4-17-13
児童館	児童館	小金井市	メ 東児童館	東町 4-25-7
			モ 貫井南児童館	貫井南町 4-3-23
医療機関	医療機関	小金井市	ヤ 武蔵野中央病院	東町 1-44-26
			ユ 小金井病院	前原町 4-4-47
			ヨ 小金井太陽病院	本町 1-9-17
			ラ 小金井リハビリテーショ ン病院	前原町 1-3-2
その他	屋内運動施設	小金井市	1 栗山公園健康運動センタ ー	中町 2-21-1
	図書館	小金井市	2 図書館本館	本町 1-1-32
			3 図書館東分室	東町 1-39-1
			4 西之台会館図書室	前原町 3-8-1
	公園	小金井市 府中市	5 武蔵野公園	小金井市前原町 2、府中市多磨町 2、3ほか
			6 上の原公園	本町 5-6
		小金井市	7 三楽公園	貫井南町 3-6

資料：「令和3年度公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧（令和3年5月1日現在）」

(東京都教育委員会、令和3年10月)

「私立学校」（東京都生活文化局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「社会福祉施設等一覧（令和3年10月1日時点）」

(東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点)

「保育施設」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「施設案内」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「医療機関を探す（東京都医療機関案内サービスひまわり）」

(東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点)

「都立公園一覧」（東京都建設局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「小金井市立公園等一覧」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

表 5-1-9(4) 主な公共施設等

区分	市別	記号	施設名	所在地
その他	公園	小金井市	8 栗山公園	中町 2-21
			9 前原町三丁目公園	前原町 3-34
			10 ぐみの木公園	前原町 4-4
			11 梶野公園	梶野町 5-10
			12 貫井けやき公園	貫井南町 4-14
	調布市	13 野川公園		野水 1、2 ほか

資料：「令和 3 年度公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧（令和 3 年 5 月 1 日現在）」

(東京都教育委員会、令和 3 年 10 月)

「私立学校」（東京都生活文化局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「社会福祉施設等一覧（令和 3 年 10 月 1 日時点）」

(東京都福祉保健局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)

「保育施設」（小金井市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

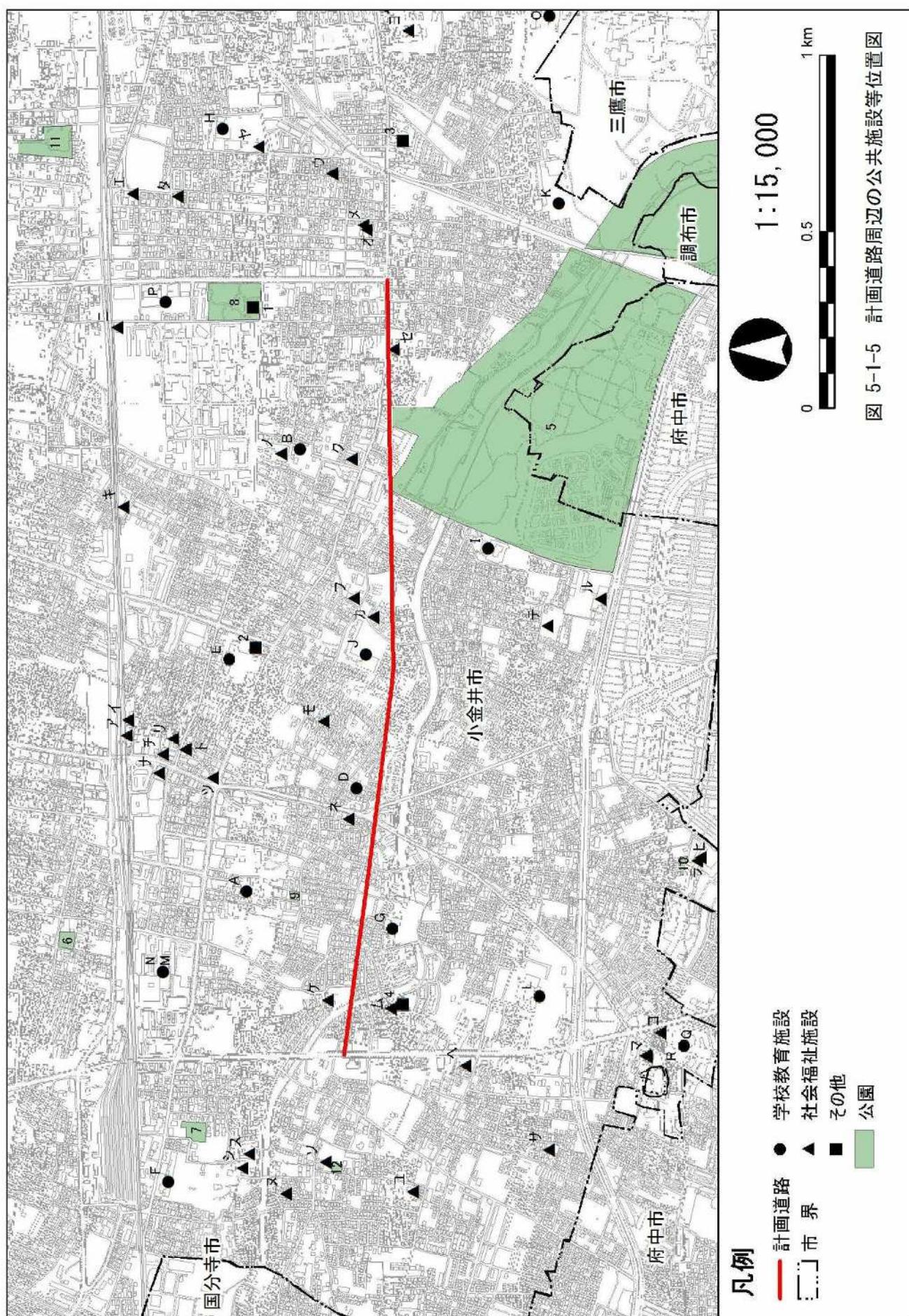
「施設案内」（小金井市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「医療機関を探す（東京都医療機関案内サービスひまわり）」

(東京都福祉保健局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)

「都立公園一覧」（東京都建設局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「小金井市立公園等一覧」（小金井市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）



5-1-5 水域利用

(1) 河川等の分布状況

計画道路周辺の河川、湧水、井戸等の分布状況は図 5-1-6 に示すとおりである。

1) 河川

計画道路の周辺には武蔵野段丘と立川段丘を分ける国分寺崖線があり、崖線に沿って野川が流れている。計画道路は野川に対して並行しており、終点側（西側）で横断する。

野川は、国分寺市東恋ヶ窪周辺の工場内に源を発し南へ流れ、真姿の池湧水群からの湧水を取り入れて東向きを変え、小金井市内に入り都立武蔵野公園内を流れ都立野川公園に入り、最終的に多摩川に合流する。野川は南岸が平坦であるのに対して、北岸は急斜面になっており両岸で高さが異なっている。北側の崖は武蔵野段丘面を多摩川が削り込んでできた国分寺崖線（はけ）である。この「はけ」と呼ばれる崖のいくつかの斜面からは湧水が確認されている。

野川第一、第二調節池及びその周辺の野川においては、河川環境の再生を目指すことを目的として、自然再生推進法に基づく自然再生事業が行われている。なお、自然再生を目的として実施される自然再生事業は、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のものをその近くに創出する代替措置としてではなく、過去の社会経済活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものである。

2) 湧水・井戸

計画道路の周辺には「東京の名湧水 57 選」（東京都環境局、平成 15 年 1 月）に選定された「貫井神社」、「滄浪泉園」、「はけの森美術館^{※1}」が存在している。3 つの湧水は「湧水マップ」（東京都環境局、平成 31 年 3 月）にも掲載されている。「湧水マップ」によると、計画道路周辺には名湧水のほかに 7 つの湧水^{※2}が存在するとされている。

また令和 2 年時点で小金井市が水質監視測定又は地下水位測定を実施している井戸は計画道路周辺に 13 箇所存在している。

※1 「はけの森美術館」には「美術の森緑地」が併設されており、湧水はこの緑地内に存在している。

※2 7 つの湧水のうち 2 箇所については民家であり、詳細な地点は不明であるため図面への掲載は控える。

3) 地下水

小金井市の地下水の用途別平均揚水量は表 5-1-10 に、観測井の地下水位の変動量は表 5-1-11 に、観測井の位置は図 5-1-6 に示すとおりである。

表 5-1-10 1日当たりの用途別平均揚水量

単位: m³/日

市名	項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
小金井市	全揚水量	14,709	6,915	1,542	777	2573
	用途 工場	33	37	55	48	53
	指定作業場	586	653	532	660	439
	上水道	14,021	6,154	885	0	2020
	その他	69	71	70	69	61

注) 全揚水量は、工場、指定作業場、上水道及びその他の合計である。

資料: 「令和 2 年 都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」(東京都環境局、令和 4 年 3 月)

表 5-1-11 観測井の地下水位

基準面: T.P. 単位: m

観測井名		ストレーナー の深さ(m)	地盤高	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	
小金井南	第 1	114~125	46.8	24.50	25.93	27.07	30.77	30.73	
					+1.43	+1.14	+3.70	-0.04	
	第 2	167~189		23.95	25.61	26.80	30.46	30.40	
					+1.66	+1.19	+3.66	-0.06	

注 1) 基準日: 各年 12 月 31 日

注 2) (-) は低下、(+) は上昇を示す。

注 3) 平成 29 年～令和 2 年の下段は、前年からの変動量を示す。

資料: 「地盤沈下調査報告書(平成 28 年～令和 2 年)」(東京都土木技術支援・人材育成センター)

(2) 公共下水道の普及状況

計画道路周辺の下水道の整備状況は、表 5-1-12 及び図 5-1-6 に示すとおりである。

上水道は、多摩川の小作取水堰や羽村取水堰から取水され、村山・山口貯水池を経由して東村山浄水場に送られ、小金井市を含めた多摩地区に配水される。東村山浄水場には荒川を水源とする朝霞浄水場からも導水されている。なお、小金井市では水道水の一部に市内の深層から汲み上げられる地下水を利用している。

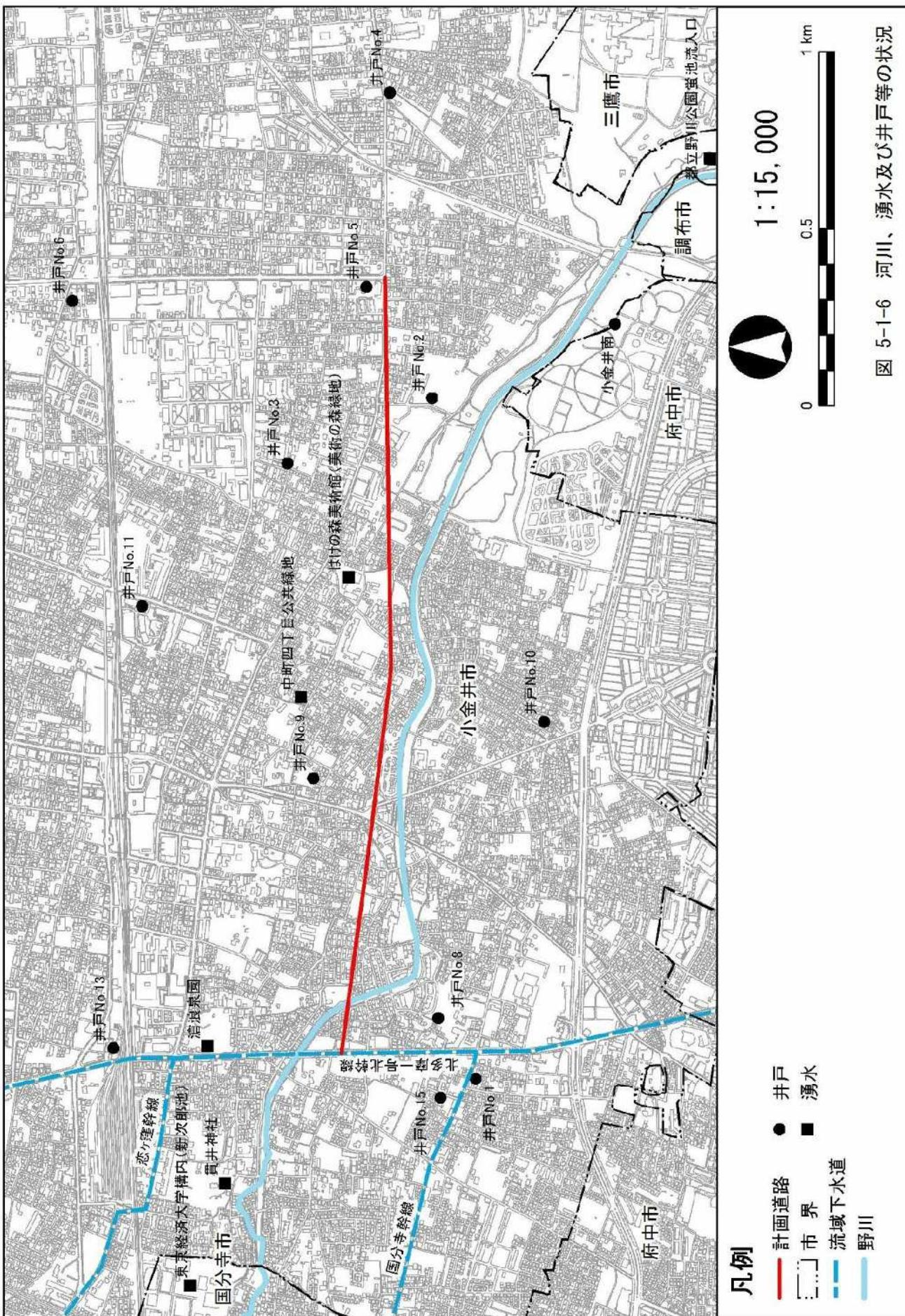
下水道については、公共下水道が整備され多摩川左岸北多摩一号水再生センター(一部除く)に接続されている。下水道普及状況は、表 5-1-12 に示すとおり 100%である。

表 5-1-12 公共下水道の普及状況(平成 31・令和元年度)

市名	総人口 (人)	処理区域			普及率 (%)
		人口 (人)	計画面積 (ha)	面積 (ha)	
小金井市	122,542	122,542	1,133	1,133	100

注) 平成 31・令和元年度末現在の数字を示す。

資料: 「東京都統計年鑑(平成 31・令和元年)」(東京都総務局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)



5-1-6 気象

計画道路の最寄の気象観測所は図 5-1-8 に示すとおりである。

計画道路から最寄りの気象観測所である府中観測所（府中市幸町）における最近 5 年間の気象状況の推移は、表 5-1-13 及び図 5-1-7 に示すとおりである。

令和 3 年の年間降水量は 1,788.0mm、年平均気温は 15.9°C となっている。年平均風速は 1.6m/s であり、風向は北北東が最多となっている。

表 5-1-13 気象の状況（府中観測所）

年	降水量 (mm)		気温 (°C)			風速 (m/s)		最多 風向	年間 日照時間 (時間)
	年間	日最大	日平均	最高	最低	年平均	最大		
平成 29 年	1,456.5	158.5	15.2	37.6	-6.5	1.6	10.9	北北東	2,099.1
平成 30 年	1,388.5	92.0	16.2	38.8	-8.4	1.8	16.7	北北東	2,119.6
令和元年	1,944.5	289.0	15.8	36.6	-4.9	1.7	9.5	北北東	1,924.4
令和 2 年	1,486.5	100.0	15.9	38.1	-4.5	1.6	8.9	北北東	1,938.6
令和 3 年	1,788.0	136.0	15.9	37.8	-5.8	1.6	9.0	北北東	1,715.5

資料：「気象データ」（気象庁ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

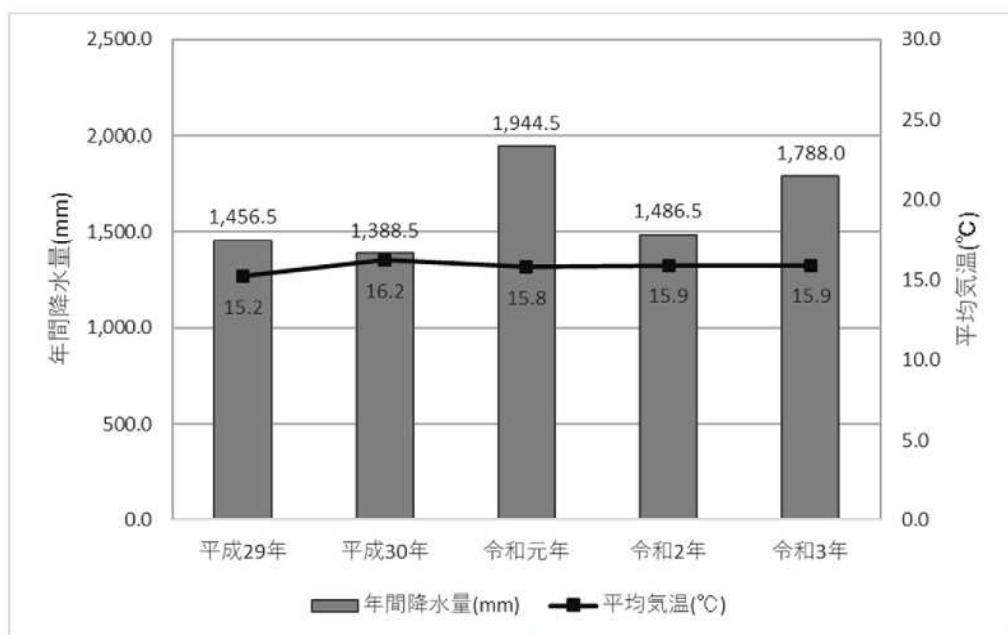
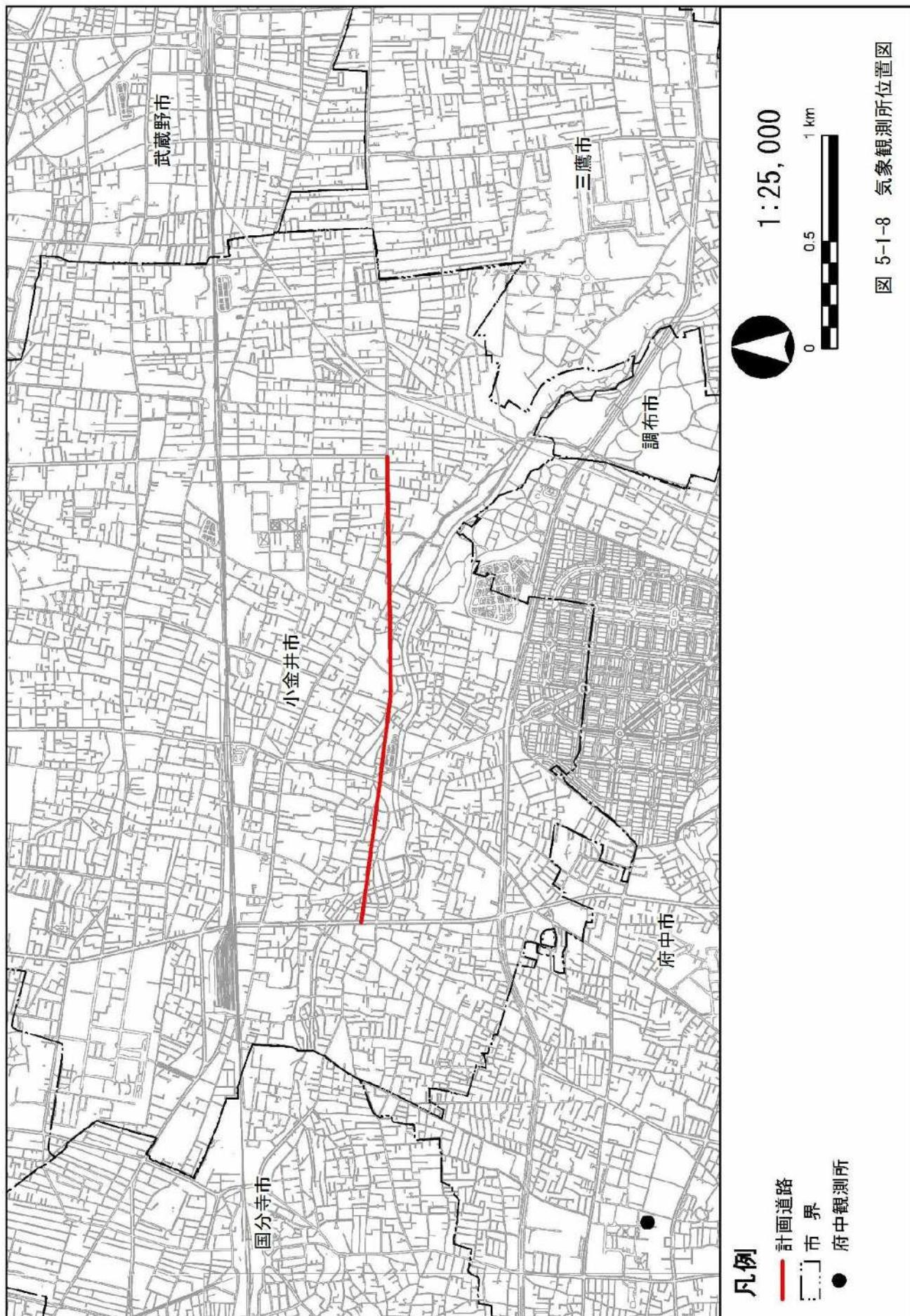


図 5-1-7 年間降水量と平均気温の推移（府中観測所）



5-1-7 関係法令の指定・規制等

本事業に関連する主な関係法令は、表 5-1-14(1)～(2)に示すとおりである。「環境基本法」をはじめとして東京都や小金井市の環境基本条例、公害防止や自然保護に係る法律、条例等がある。

表 5-1-14(1) 主な関係法令等一覧

分類	項目	関係法令等一覧
環境一般		環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
		東京都環境基本条例（平成 6 年東京都条例第 92 号）
		東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）
		都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）
		小金井市環境基本条例（平成 15 年小金井市条例第 4 号）
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）
	騒音	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
	振動	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
	水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
		下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
	土壤汚染	土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
	地盤	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）
自然保護	自然保護	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号）
		都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
		小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和 58 年小金井市条例第 13 号）
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
	鳥獣保護	
その他	道路の新設	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
	土地利用	国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）
	都市計画	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
	生産緑地区域	生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）
	農地	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
	自然再生推進	自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）
	地盤	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
		地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）

表 5-1-14(2) 主な関係法令等一覧

分類	項目	関係法令等一覧
その他	水循環	水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）
		小金井市の地下水及び湧水を保全する条例（平成 16 年小金井市条例第 2 号）
	日影	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
		東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 年東京都条例第 63 号）
	景観	景観法（平成 16 年法律第 110 号）
		東京都景観条例（平成 18 年東京都条例第 136 号）
		小金井市まちづくり条例（平成 18 年小金井市条例第 2 号）
	文化財	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
		東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）
		小金井市文化財保護条例（平成 18 年小金井市条例第 8 号）
	自然との触れ合い活動の場	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
		循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
		資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
		東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）
		小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年小金井市条例第 26 号）
	温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

5-1-8 環境保全に関する計画等

東京都及び小金井市における環境保全に関する計画等は、表 5-1-15(1)～(6)に示すとおりである。小金井市では環境基本計画等を策定している。

表 5-1-15(1) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画	内 容
東京都	<p>東京都長期ビジョン (平成 26 年 12 月)</p> <p>おおむね 10 年間 (H36 年度) を計画期間とした長期ビジョンとして 8 つの都市戦略と 25 の政策指針を示している。その中で環境等に係る施策について、以下に示すものが挙げられる。</p> <p>【都市戦略 7】豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現 (政策指針 21) 水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の創出・保全により自然豊かな都市環境を次世代に継承 ・生物多様性保全に向けた環境整備と裾野の拡大 ・新たな方向性に基づき、東京にふさわしい水循環の姿を追求 ・都民生活の質の向上につながる環境対策を推進
	<p>「未来の東京」戦略 version up 2022 (令和 4 年 2 月)</p> <p>本戦略は新たな都政の羅針盤として策定する都の総合計画であり、「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)の「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられている。「「未来の東京」戦略」(令和 3 年 3 月)の内容について、東京 2020 大会と新型コロナとの闘いの中で生じた様々な変化変革を踏まえ、未来を切り拓く取組をさらに加速するためにバージョンアップしたものである。</p> <p>2030 年に向けた 20 の戦略が設けられており、その中で環境等に係る戦略について、以下に示すものが挙げられる。</p> <p>【戦略 13】水と緑溢れる東京戦略 【戦略 14】ゼロエミッション東京戦略</p>
	<p>東京の都市づくりビジョン (改定) —魅力とにぎわいを備えた環境先進都市の創造— (平成 21 年 7 月)</p> <p>「首都圏メガロポリス構想」(平成 13 年 4 月)に示された東京圏全体を視野に入れた都市づくりの考え方を踏襲するとともに、都が今後 10 年間の都市戦略として策定した「10 年後の東京」計画(平成 18 年 12 月)との整合を図りつつ、都市づくりの分野における総合的なビジョンとしての性格を有したものである。その中で環境等に係る施策について、以下に示すものが挙げられる。</p> <p>【基本戦略 4】水と緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷林などの樹林地、農地、丘陵の緑や里山などを保全し、都市に残された貴重な緑を確保する。 ・崖線における湧水の保全や、東京湾や河川の水質改善を図るとともに、身近に親しめる水辺空間を創出し、良好な水辺環境を再生する。 <p>【基本戦略 5】美しい都市空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村と連携し、神田川、国分寺崖線、多摩丘陵地など、東京全体から見て景観構造の主要な骨格となる、特色のある自然や地形を保全する。 <p>【都市像の実現に向けた施策：機能強化を支える都市基盤整備】</p> <p>都市計画道路等の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩地域における南北道路や東西道路、交通渋滞の要因となっている多摩川中流部の橋梁などの整備を進め、都市計画道路ネットワークの強化を図る。

表 5-1-15(2) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画		内 容
東京都	東京都景観計画 (平成 30 年 8 月改定)	<p>「景観法」の施行及び東京都景観審議会の答申を踏まえ、「都市計画法」や「建築基準法」に基づく諸制度、「野外広告物条例」の活用も図り、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策が示されている。</p> <p>「景観法」に定める考え方以下に事項を加えて、今後の景観形成を進めていく上での基本理念としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成 ・交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展 ・歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上 <p>小金井市に関連して、東京の景観形成において特に重要な地域として「国分寺崖線景観基本軸」が挙げられている。</p> <p>同基本軸では、「国分寺崖線を軸に、広域的に連続する緑や崖線が生み出す湧水などの自然環境、多くの寺社や史跡等の歴史的資源、更には水車や水田、わさび田などの文化的資源の保全を図りながら、これらの資源と調和した景観の形成を図る。」という景観形成の目標が設定されている。</p>
	緑の東京計画 (平成 12 年 12 月)	<p>緑をとりまく状況が変化する中で、21世紀における東京の緑づくりの方向を見定めるためには、都市づくりと連携し、長期的な視点を持ちながら検討する必要がある。東京の緑づくりの課題に沿って、以下に示す 5 つの視点からおおむね 50 年後における東京の緑の姿(望ましい将来像)を見据えて施策を展開することにより、東京の緑づくりを推進していくことができると考えている。</p> <p>将来像「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」</p> <ul style="list-style-type: none"> ①緑が守る「都市環境」 ②緑が支える「防災都市」 ③緑が創る「東京の魅力」 ④緑が育む「生物の生存基盤」 ⑤「都民が主役」で築く緑
	東京地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)	<p>東京都は昭和 47 年に第 1 次の公害防止計画(10か年計画)策定後、公害防止に関する諸施策を推進してきたが、東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、東京都環境基本計画を基本に第 9 次の公害防止計画を策定した。主要課題として以下に示すものが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東京湾の水質汚濁 ②横十間川の底質ダイオキシン類汚染
	東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成 25 年 7 月)	<p>本計画は、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に係る各種対策を国、都、特別区、市、町、事業者、都民が連携し、総合的に推進するため、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」(平成 4 年法律第 70 号)に基づき策定されたものである。</p> <p>本計画の目標は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 ・平成 27 年度までに監視測定期において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。

表 5-1-15(3) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画	内 容
東京都	<p>東京都資源循環・廃棄物処理計画 (令和 3 年 9 月)</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき策定されたものであり、2030 年度に向けた東京の資源循環・廃棄物処理のあるべき姿として「東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」を基本的な考え方として掲げている。</p> <p>主な施策として以下の 5 つが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資源ロスの更なる削減 ②廃棄物の循環利用の更なる促進 ③廃棄物処理システムの強化 ④健全で信頼される静脈ビジネスの発展 ⑤社会的課題への的確な対応
	<p>都内における建設資源循環の仕組みを構築するとともに、本計画に基づき、都内の建設資源循環に係る全ての関係者が一丸となって、計画的かつ統一的な取組を推進することにより、環境に与える負荷の軽減とともに、東京の持続ある発展を目指すために策定されたものである。</p> <p>建設廃棄物の再資源化・縮減率に加えて、建設発生土の有効利用率を目標指標としており、国の計画及び関東地域の計画における目標年度である平成 30 年度末及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催年までの令和 2 年度末までに達成すべき目標値を定めている。</p> <p>建設資源循環の実効性を確保するため、重点的に取り組むべき事項や特定の建設資材などについて、以下に示す 9 つの戦略を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コンクリート塊等を活用する ②建設発生木材を活用する ③建設泥土を活用する ④建設発生土を活用する ⑤廃棄物を建設資材に活用する ⑥建設グリーン調達を推進する ⑦建築物等を長期使用する ⑧戦略を支える基盤を構築する ⑨島の建設リサイクルを推進する
	<p>「東京都建設リサイクル推進計画」における 9 つの戦略を着実に推進するため、建設資源循環に関する各種の施策（事前調査、リサイクル計画、情報システム活用、利用調整、適正な分別解体等及び再資源化等、建設グリーン調達、実施状況の把握）の実施について必要な事項を定めたものである。</p> <p>都は、建設工事の計画、設計、施工、維持管理等に当たって、ガイドラインに基づき建設リサイクル推進施策を実施し、都内における建設資源循環の促進を図ることとしている。</p>

表 5-1-15(4) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画	内 容
東京都	<p>ゼロエミッション 東京戦略 2020 Update&Report (令和 3 年 3 月)</p> <p>2050 年 CO₂ 排出実質ゼロに向けて、2030 年までの今後の 10 年間の行動が極めて重要であり、行動の加速を後押しするマイルストーンとして、2021 年 1 月、東京都は、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50% 削減（2000 年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50% 程度まで高めることを表明した。</p> <p>2030 年までの CO₂ 排出量の半減、カーボンハーフの実現には、ビジネス、市民生活、都市づくりなど、あらゆる分野の社会経済構造を、脱炭素型に移行する再構築・再設計が必要であるため、東京都は、2030 年カーボンハーフに向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起している。</p>
	<p>生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた戦略であり、東京の将来像と目標（2020 年）を掲げ、生物多様性の保全に向けたあらゆる主体の参画と協力を得ながら、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京を実現していくとしている。東京の将来像と目標は以下に示すとおりである。</p> <p>【東京の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 豊かな緑が、人々にうるおいややすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。 <p>【目標（2020 年）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 【まもる】～緑の保全強化～ 【つくる】～緑のネットワーク化～ 【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～
	<p>目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策が示されている。</p> <p>2040 年代の目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策が示されている。「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から 7 つの戦略、30 の政策方針、80 の取組が示されている。</p> <p>【7 つの戦略】</p> <ol style="list-style-type: none"> 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成 人・モノ・情報の自由自在な交流を実現 災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築 あらゆる人々の暮らしの場の提供 利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出
	<p>東京のみどりづくりを推進していくための公・民の行動指針となるものであり、「みどりづくりの目標」として以下の 3 つを掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> みどり率の指標により、将来（2025 年）のみどりの量の目標を示します。 みどりの持つ機能を發揮させ、みどりの質の向上を図ります。 東京のみどりの拠点と軸を示し、みどりのネットワークの形成を目指します。 <p>都・区市町村と都民や民間事業者とがその目標を共有し、公共は重要なみどりの拠点や軸づくりを進めていくものである。一方で、民間は民有地における既存のみどりの保全と活用に努めるとともに、みどりを創出し、相互に連携してみどりづくりを進めていくものである。</p>

表 5-1-15(5) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画	内 容
東京都	<p>東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画) (平成 28 年 3 月)</p> <p>都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する極めて重要な基盤施設だが、東京の都市計画道路の完成率は 6 割程度で、各所で慢性的な交通渋滞など、様々な課題が生じている。本方針では「東京が目指すべき将来像」を 3 つ挙げ、実現に向けた「基本理念」と「基本目標」を設定している。</p> <p>【東京が目指すべき将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環状メガロポリス構造の実現 ・集約型の地域構造への再編 ・安全・安心な都市の実現 <p>【3つの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東京の目指す都市づくりに資する道路整備 ②都民のニーズに対応した利用者・生活者の視点からの道路整備 ③選択と集中による重点的かつ効率的な道路整備 <p>【4つの基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「活力」～都市活力の強化～ ・「防災」～都市防災の強化 ・「暮らし」～安全で快適な都市空間の創出～ ・「環境」～都市環境の向上～ <p>計画道路も優先整備路線として選定されており、令和 7 年度までに優先着手するものとされている。</p>
	<p>環境軸ガイドライン (平成 19 年 6 月)</p> <p>「環境軸」とは、骨格となる都市施設（道路、公園、河川など）と、その整備等を契機としたまちづくりの中で一体的に形成される、広がりと厚みをもった豊かなみどり、オープンスペース、良好な景観などの「みどり豊かな都市空間のネットワーク」のことである。</p> <p>本ガイドラインは「環境軸基本方針」に基づき策定されたもので、都や区市町、さらには都民や民間事業者が、環境軸の形成に向けて、都市施設の整備、まちづくりに関する計画や事業などを行う際の指針となるものである。</p>
	<p>東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)</p> <p>以前の「環境基本計画」の策定から、都の環境施策に関わる状況は大きく変化しており、東京都の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくため策定された計画であり、新たな計画では次の 5 つを政策の柱として位置付けている。</p> <p>【政策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スマートエネルギー都市の実現 ②3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ③自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ④快適な大気環境、良質な土壤と水循環の確保 ⑤環境施策の横断的・総合的な取組 <p>また、施策展開において留意すべき事項としては、次の 3 つを挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経済成長と環境政策の両立 ②東京 2020 大会後を見据えた環境レガシーの形成 ③持続可能な都市の実現に向けた新たな価値観の創出 <p>事業別配慮の指針（交通系施設整備）では、「エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制」、「環境負荷の少ない交通」、「大気環境の向上」等の 9 項目について、事業が及ぼす環境の影響をできる限り小さくするための配慮事項が示されています。</p> <p>地域別配慮の指針では、対象事業地が位置する「核都市広域連携ゾーン」について、以下の点が挙げられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地に残された屋敷林や雑木林の保全に努める。 ・道路や河川の整備に合わせて、つながりのある緑を創出していく。 ・崖線や河川沿いに残る湧水を保全する。 ・玉川上水・神田川軸、国分寺崖線軸、丘陵地などを中心に、自然環境を生かした景観形成を図る。

表 5-1-15(6) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画		内 容
東京都	新しい多摩の振興プラン ～サステナブル・リカバリ－ 多摩のさらなる発展に向けて～ (令和 3 年 9 月)	<p>本プランは、都が策定した「『未来の東京』戦略」において示された「3か年のアクションプラン」や、各局の計画等に基づき、今年度からの3か年で都が実施する取組を中心に、その方向性や具体的な取組を多摩に特化した視点で取りまとめたものである。</p> <p>多摩地域の更なる発展を目指した取組とし、次の 6 つのカテゴリーの取組を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新しい働き方が浸透し、誰もが輝き、暮らしやすいまち ②安全・安心なくらしを守るまち ③道路・交通ネットワークが充実し、地域特性に応じた快適なまち ④地域資源と先端技術を活かし、スマートな産業が確立されたまち ⑤豊かな自然と都市機能が調和し、環境に優しいまち ⑥地域が持つ資源に磨きをかけ、人を惹きつけるまち
小金井市	小金井市都市計画マスター プラン (令和 4 年 8 月)	<p>平成 14 年におおむね 20 年後の小金井市のまちの将来像を示したマスター プランを策定した後、社会経済情勢の変化を捉え平成 24 年に見直しを行った。当初策定から 20 年が経過し、社会情勢が大きく変化したことにより加え、上位計画である「第 5 次小金井市基本構想」が確定されたことを踏まえ、全面改訂したものである。</p> <p>本プランでは、おおむね 20 年後の将来に向かって、「つながる『人・みどり・まち』～暮らししたい　暮らし続けたい　優しさあふれる 小金井～」を掲げ、次の 5 つの基本目標を設定し、実現のためにまちづくりの基本的な考え方と将来都市構造を示したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまち（土地利用） ②人・モノの円滑な移動を支えるまち（道路・交通） ③次世代に誇れる自然と都市が調和したまち（みどり・水・環境共生） ④誰もが安全で安心して暮らすことができるまち（安全・安心） ⑤一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまち（生活環境）
小金井市	小金井市みどりの基本計画 (令和 3 年 3 月)	<p>本計画は「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき、策定された「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、中・長期的な視点で、その将来像、目標及び取組などを定めるみどりに関する総合的な計画である。</p> <p>本計画では、みどりの将来像として「みんなで育み、つなげるみどりの小金井」を掲げ、以下の 3 つの基本方針に基づき、みどりの将来像を実現するとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①みどりを守る ②みどりをつくる ③みんなで取り組む
	第 3 次小金井市環境基本計画 (令和 3 年 3 月)	<p>本計画は、「小金井市環境基本条例」に基づき小金井市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定め、市、市民、事業者等のあらゆる主体が、それぞれの立場あるいは協働で環境への負荷を低減し、環境保全に取り組んでいくための計画である。</p> <p>本計画では、将来の環境像を「緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」とし、以下の 7 つの分野ごとの基本目標を掲げ、将来の環境像を実現するとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①みどり：みどりを守り、つくり、育てる ②地下水・湧水・河川：地下水・湧水・河川の水循環を回復する ③生物多様性：都市の生物多様性を守り親しむ ④生活環境：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る ⑤景観：美しく住み心地のよいまちを守る ⑥循環型社会：3R 推進で循環型のまちをつくる ⑦低炭素・気候変動・適応：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

5-2 環境項目

本事業に係る地域の概況（環境項目）の要約は、表 5-2-1 に示すとおりである。

表 5-2-1(1) 地域の概況（環境項目）

項目	地域の概況
大気汚染	<p>計画道路周辺の測定局における大気汚染の状況は、令和 2 年度において、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の環境基準を達成している。</p> <p>小金井市の令和 2 年度における公害苦情件数の総数に対する大気汚染に係る苦情件数の割合は 35.7% となっている。</p>
悪臭	<p>計画道路周辺には、悪臭を発生させる施設等は存在しない。</p> <p>小金井市の令和 2 年度における公害苦情件数の総数に対する悪臭に係る苦情件数の割合は 14.3% となっている。</p>
騒音・振動	<p>計画道路周辺における道路交通騒音の状況は、平成 28～令和 2 年度において、府中清瀬線（小金井街道）の 1 地点で昼夜ともに、恋ヶ窪新田三鷹線（連雀通り）及び府中小平線（新小金井街道）の各 1 地点で夜間の環境基準が未達成となっている。</p> <p>計画道路周辺における道路交通振動の状況は、平成 28～令和 2 年度において、すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を達成している。</p> <p>小金井市の令和 2 年度における公害苦情件数の総数に対する苦情件数の割合は、騒音で 42.9%、振動で 7.1% となっている。なお、低周波音に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。</p>
水質汚濁	<p>計画道路周辺においては、井戸水、河川及び湧水で水質測定が行われている。</p> <p>野川の水質は、平成 28～令和 2 年度において、環境基準を満足している。</p> <p>なお、小金井市において、水質汚濁に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。</p>
土壤汚染	<p>計画道路周辺においては、土壤汚染対策法に基づく指定区域として、東町一丁目地内が形質変更時要届出区域に、東町四丁目地内が要措置区域に指定されている。</p> <p>なお、小金井市において、土壤汚染に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。</p>
地盤	<p>計画道路周辺における最近 5 年間の地盤変動量は、-0.2mm～+10.3mm であり、計画道路周辺に大きな地盤沈下が起こった地域はない。</p> <p>なお、小金井市において、地盤沈下に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。</p>
地形・地質	<p>計画道路は武蔵野段丘と立川段丘を分ける国分寺崖線（はけ）をムジナ坂周辺で横断し、崖線に沿って流れる野川とは並行し、終点側（西側）で横断する位置にある。</p> <p>また、計画道路周辺の地質の上層部は、主に関東ローム層となっており、その下は武蔵野礫層、東京礫層等があり、さらに下部は基盤層となっている。</p>
水循環	<p>多摩地域の地表面の水収支は、地下浸透率が 24.9% とされている。近年の都市化に伴い地下浸透率の低下、湧水の枯渇や減少が見られるが、計画道路周辺では国分寺崖線（はけ）に沿って野川が流れ、付近には湧水や井戸が見られる。</p> <p>計画道路周辺には「東京の名湧水 57 選」に選定された「貫井神社」、「滄浪泉園」、「はけの森美術館」が存在するほか、周辺には多くの井戸が存在する。</p> <p>また、計画道路から最寄の気象観測所である府中気象観測所における最近 5 年間の年間降水量平均値は 1612.8mm であり、平年値（1598.9mm（平成 3 年～令和 2 年））と同程度となっている。</p>

表 5-2-1(2) 地域の概況（環境項目）

項目		地域の概況
生物・生態系	(1) 植物	「1/25,000 植生図 吉祥寺」の分類によると、計画道路周辺の大部分が「市街地」であり、「シラカシ屋敷林」や「果樹園」、「緑の多い住宅地」、「工場地帯」、「畠雜草群落」等が点在している。野川第一・第二調整池及び野川や都立武蔵野公園では、「環境省レッドリスト 2020」や「東京都レッドリスト（本土部）2020 年版」に該当する種の生育が確認されている。 なお、小金井市では、市の条例に基づき保存樹木や保存生垣を指定している。
	(2) 動物	野川第一・第二調整池及び野川や都立武蔵野公園では、「環境省レッドリスト 2020」や「東京都レッドリスト（本土部）2020 年版」に該当する種の生息が確認されている。
日影		計画道路周辺には、国分寺崖線（はけ）と野川がある。起点側（東側）からなだらかに上り、ムジナ坂周辺で崖線を横断するため 20m 程度低くなっている。その後は終点側（西側）まで小さな上下を繰り返し、なだらかに上っている。 また、計画道路の大部分が第一種低層住居専用地域を通過しており、計画道路周辺は主として 1~3 階建ての低層建物の続く地区となっている。
電波障害		計画道路周辺では東京局、永山局、横浜局の地上デジタル放送が利用可能である。 なお、小金井市において、電波障害に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。
風環境		計画道路周辺は主として 1~3 階建ての低層建物の続く地区となっており、風環境に影響を及ぼすような高層建築物は見られない。 なお、小金井市において、風害に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。
景観		計画道路周辺の主たる景観構成要素は国分寺崖線（はけ）及び野川、その周辺の公園等に係るものである。 国分寺崖線（はけ）については、東京都では「東京都景観計画」において「国分寺崖線基本軸」として指定されている。また、小金井市では「小金井市みどりの基本計画」において「国分寺崖線緑地保全地域」として、府中市では「府中市景観計画」において「国分寺崖線景観形成推進地区」として指定されている。加えて、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく「緑地保全地域」としても指定されている。
史跡・文化財		計画道路周辺には、指定・登録文化財が 14 件が存在している。 また、計画道路周辺は野川にそって遺跡が密集して確認されている。
自然との触れ合い活動の場		計画道路周辺の拠点的な自然との触れ合い活動の場は、国分寺崖線（はけ）や野川、都立武蔵野公園、都立多磨霊園、都立野川公園等が挙げられる。 また、周辺にはいくつかの散策コースが設置されており、そのうち 3 コースが計画道路を横断する。
廃棄物		国土交通省では「建設リサイクル推進計画 2020」を策定し、建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率について、令和 6 年の達成基準値を定めている。 また、「東京都建設リサイクル推進計画」では、東京都内の建設副産物の再資源化率の平成 24 年度の実績値及び平成 30 年度・令和 2 年度の目標値を示している。
温室効果ガス		小金井市における最近 5 年間の温室効果ガス排出量の推移は、平成 29 年度に一時的に増加しているが、平成 26 年度以降やや減少傾向となっている。 また、小金井市における温室効果ガスの主要因である二酸化炭素の排出量の部門別構成比は、すべての年度で民生部門が最大となっている。

5-2-1 大気汚染

計画道路の周辺に設置されている大気汚染の測定局は、表 5-2-2 及び図 5-2-1 に示すとおりである。

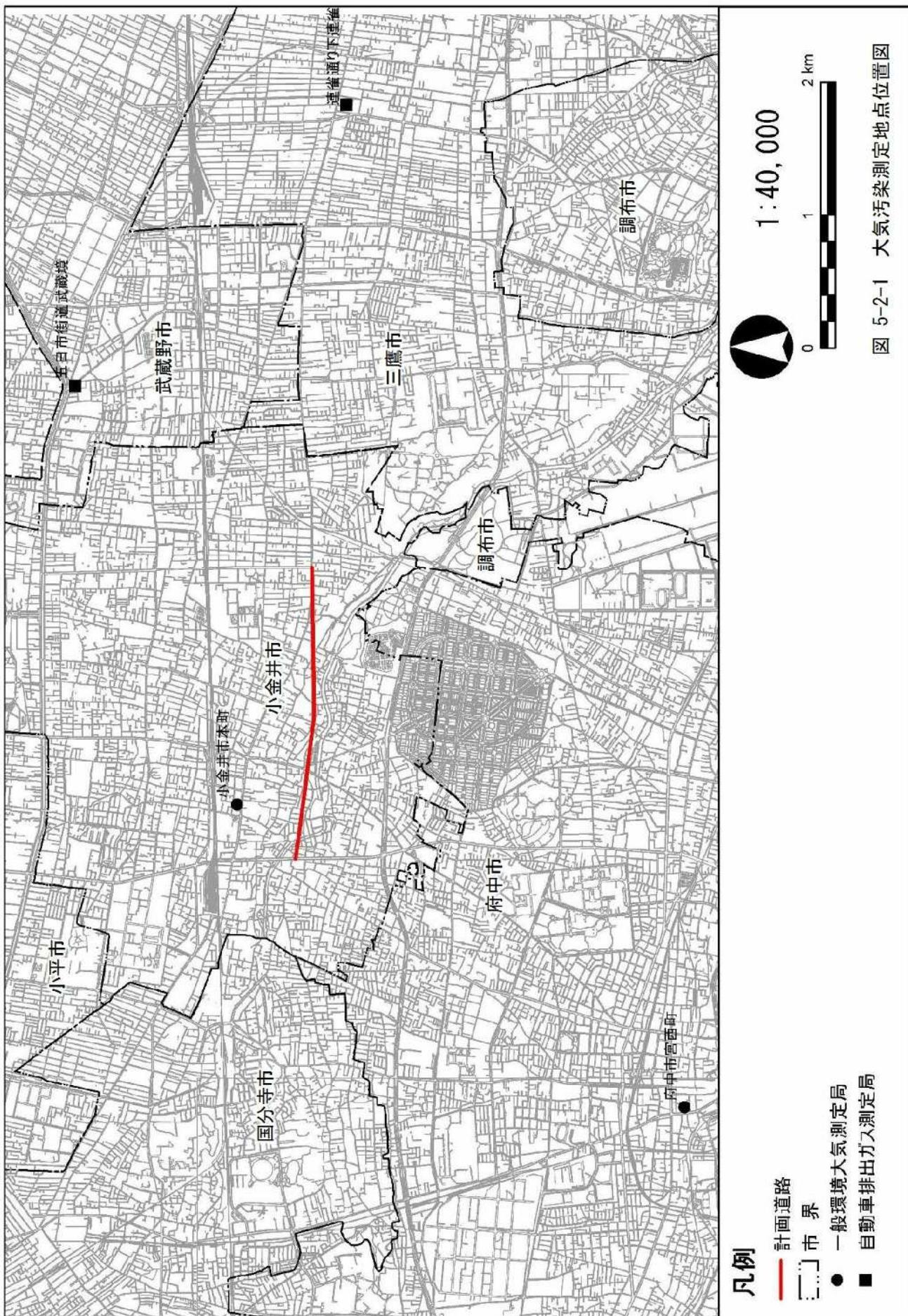
東京都では一般環境大気測定局（以下、「一般局」という）である小金井市本町局、府中市宮西町局ならびに自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という）である連雀通り下連雀局、五日市街道武藏境局を設置している。なお、小金井市では測定局を設置した大気測定は実施していない。

表 5-2-2 大気汚染測定局

調査地点			主な測定項目			
区分	名称	住所	SO ₂	CO	SPM	NOx
東京都 (一般局)	小金井市 本町	小金井市本町 6-6-3	—	○	○	○
	府中市 宮西町	府中市宮西町 2-24	—	—	○	○
東京都 (自排局)	連雀通り 下連雀	三鷹市下連雀 7-15-4	—	—	○	○
	五日市街道 武藏境	武藏野市関前 5-21	—	○	○	○

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度」（東京都環境局）



(1) 二酸化硫黄

計画道路周辺の大気汚染測定局では二酸化硫黄の測定を実施していない。

(2) 一酸化炭素

各測定局における最新年度の測定結果は表 5-2-3(1)に、最近 5 年間の測定結果は表 5-2-3(2)に示すとおりである。

最新年度の測定結果では環境基準を達成している。

表 5-2-3(1) 一酸化炭素の状況（令和 2 年度）

調査地点		年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
区分	名称				
東京都（一般局）	小金井市本町	—	—	—	1 時間値の 1 日平 均値が 10ppm 以下 であり、かつ、1 時 間値の 8 時間平均 値が 20ppm 以下で あること
東京都（自排局）	五日市街道武蔵境	0.4	0.6	○	

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

表 5-2-3(2) 一酸化炭素の状況（平成 28～令和 2 年度）

調査地点		日平均値の 2%除外値 (ppm)				
区分	名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
東京都（一般局）	小金井市本町	0.3	0.3	(0.2)	—	—
東京都（自排局）	五日市街道武蔵境	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。平成 30 年度の測定結果は掲載されているが、環境基準との比較はされていないため括弧書きとした。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

(3) 浮遊粒子状物質

各測定局における最新年度の測定結果は表 5-2-4(1)に、最近 5 年間の測定結果は表 5-2-4(2)に示すとおりである。

最新年度の測定結果では、いずれの地点においても環境基準を達成している。

表 5-2-4(1) 浮遊粒子状物質の状況（令和 2 年度）

調査地点		年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 達成状況	環境基準
区分	名称				
東京都（一般局）	小金井市本町	—	—	—	1 時間値の 1 日平 均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下で あること
	府中市宮西町	0.013	0.040	○	
東京都（自排局）	連雀通り下連雀	0.013	0.033	○	
	五日市街道武藏境	0.015	0.043	○	

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

表 5-2-4(2) 浮遊粒子状物質の状況（平成 28～令和 2 年度）

調査地点		日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)				
区分	名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
東京都（一般局）	小金井市本町	0.037	0.035	(0.043)	—	—
	府中市宮西町	0.038	0.035	0.042	0.037	0.040
東京都（自排局）	連雀通り下連雀	0.038	0.037	0.037	0.034	0.033
	五日市街道武藏境	0.040	0.035	0.048	0.043	0.043

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。平成 30 年度の測定結果は掲載されているが、環境基準との比較はされていないため括弧書きとした。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

(4) 二酸化窒素

各測定局における最新年度の測定結果は表 5-2-5(1)に、最近 5 年間の測定結果は表 5-2-5(2)に示すとおりである。

最新年度の測定結果では、いずれの地点においても環境基準を達成している。

表 5-2-5(1) 二酸化窒素の状況（令和 2 年度）

調査地点		年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
区分	名称				
東京都（一般局）	小金井市本町	—	—	—	1 時間値の 1 日平 均値が 0.04ppm か ら 0.06ppm のゾー ン内又はそれ以下 であること
	府中市宮西町	0.012	0.028	○	
東京都（自排局）	連雀通り下連雀	0.014	0.034	○	
	五日市街道武藏境	0.014	0.032	○	

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

表 5-2-5(2) 二酸化窒素の状況（平成 28～令和 2 年度）

調査地点		日平均値の年間 98% 値 (ppm)				
区分	名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
東京都（一般局）	小金井市本町	0.029	0.031	(0.016)	—	—
	府中市宮西町	0.030	0.033	0.032	0.027	0.028
東京都（自排局）	連雀通り下連雀	0.034	0.038	0.037	0.030	0.034
	五日市街道武藏境	0.034	0.035	0.038	0.030	0.032

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。平成 30 年度の測定結果は掲載されているが、環境基準との比較はされていないため括弧書きとした。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

(5) 大気汚染に係る公害苦情の状況

小金井市における平成 28 年度から令和 2 年度の大気汚染に係る公害苦情件数は、表 5-2-6 に示すとおりである。令和 2 年度における公害苦情件数の総数に対する大気汚染に係る苦情件数の割合は 35.7% となっている。

表 5-2-6 大気汚染に係る公害苦情の状況（平成 28～令和 2 年度）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公 害 苦 情 件 数	大気汚染に 係る件数（件）	15	15	5	7
	総苦情件数（件）	101	88	47	25
	比率（%）	14.9	17.0	10.6	35.7

資料：「公害苦情調査総括表（平成 28～令和 2 年度）」
(東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)

5-2-2 悪 臭

計画道路周辺には、悪臭を発生させる施設等は存在しない。

小金井市における平成 28 年度から令和 2 年度の悪臭に係る公害苦情件数は、表 5-2-7 に示すとおりである。令和 2 年度における公害苦情件数の総数に対する悪臭に係る苦情件数の割合は 14.3% となっている。

表 5-2-7 悪臭に係る公害苦情の状況（平成 28～令和 2 年度）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公 害 苦 情 件 数	悪臭に 係る件数（件）	10	6	6	3
	総苦情件数（件）	101	88	47	25
	比率（%）	9.9	6.8	12.8	12.0
					14.3

資料：「公害苦情調査総括表（平成 28～令和 2 年度）」
(東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)

5-2-3 騒音・振動

(1) 騒音

計画道路周辺における平成 28 年度から令和 2 年度の道路交通騒音調査結果は表 5-2-8 に、調査地点は図 5-2-2 に示すとおりである。

各調査地点における等価騒音レベル (L_{Aeq}) を環境基準と比較すると、1 地点で昼夜ともに、2 地点で夜間の環境基準が未達成となっているが、その他の地点では環境基準を達成している。

表 5-2-8 道路交通騒音の調査結果（平成 28～令和 2 年度）

単位 : dB

番号	路線名 (通称名)	調査地点	車 線 数	調査結果								環境基準**		
				等価騒音レベル(L_{Aeq})										
				平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1	(都)新宿国立線 (東八道路) 4-16	小金井市前原町	4	64 (○)	58 (○)	64 (○)	58 (○)	65 (○)	60 (○)	67 (○)	61 (○)	66 (○)	60 (○)	70 65
2	(都)恋ヶ窪新田 三鷹線(連雀通り) 2-5	小金井市東町	2	67 (○)	65 (○)	68 (○)	65 (○)	67 (○)	65 (○)	70 (○)	67 (×)	68 (○)	64 (○)	70 65
3	(都)府中小平線 (新小金井街道) 2-9	小金井市貫井南町	2	67 (○)	65 (○)	68 (○)	65 (○)	68 (○)	65 (○)	69 (○)	66 (○)	68 (○)	66 (○)	70 65
4	(都)武蔵小金井 停車場貫井線 5-20	小金井市貫井北町	2	63 (○)	59 (○)	—	—	—	—	—	—	—	—	70 65
5	(都)府中小金井線 (東大通り) 2-21	小金井市中町	2	59 (○)	53 (○)	—	—	—	—	—	—	60 (○)	53 (○)	70 65
6	(都)府中清瀬線 (小金井街道) 5-14	小金井市前原町	2	—	—	71 (×)	68 (×)	—	—	—	—	—	—	70 65
7	(都)恋ヶ窪新田 三鷹線(連雀通り) 3-33	小金井市前原町	2	—	—	—	—	67 (○)	63 (○)	—	—	—	—	70 65
8	(都)新宿国立線 (東八道路) 1-11	小金井市貫井南町	4	—	—	—	—	—	—	66 (○)	62 (○)	—	—	70 65
9	(都)府中小平線 (新小金井街道) 5-1	小金井市前原町	2	—	—	—	—	—	—	69 (○)	65 (○)	—	—	70 65

注 1) 路線名における(都)は都道を示す。

注 2) 昼間 : 6:00～22:00、夜間 : 22:00～翌 6:00

注 3) ○は環境基準達成、×は環境基準未達成を示す。

※環境基準は、幹線交通を担う道路に接近する空間における基準値を示す。

資料：「自動車交通騒音・振動調査結果（平成 28～令和 2 年度）」

(東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)

(2) 振動

計画道路周辺における平成 28 年度から令和 2 年度の道路交通調査結果は表 5-2-9 に、調査地点は図 5-2-2 に示すとおりである。

各調査地点における振動レベル (L_{10}) を要請限度と比較すると、すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を達成している。

表 5-2-9 道路交通振動の調査結果（平成 28～令和 2 年度）

単位 : dB

番号	路線名 (通称名)	調査地点	区域 の区分	調査結果										要請限度	
				振動レベル (L_{10})											
				平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		昼間	夜間
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	(都)新宿国立線 (東八道路)	小金井市前原町 4-16	b	46 (○)	41 (○)	46 (○)	40 (○)	46 (○)	40 (○)	44 (○)	39 (○)	44 (○)	38 (○)	65	60
2	(都)恋ヶ窪新田 三鷹線(連雀通り)	小金井市東町 2-5	a	48 (○)	43 (○)	48 (○)	43 (○)	48 (○)	42 (○)	47 (○)	43 (○)	47 (○)	41 (○)	65	60
3	(都)府中小平線 (新小金井街道)	小金井市貢井南町 2-9	b	42 (○)	40 (○)	42 (○)	39 (○)	42 (○)	38 (○)	42 (○)	39 (○)	43 (○)	40 (○)	65	60

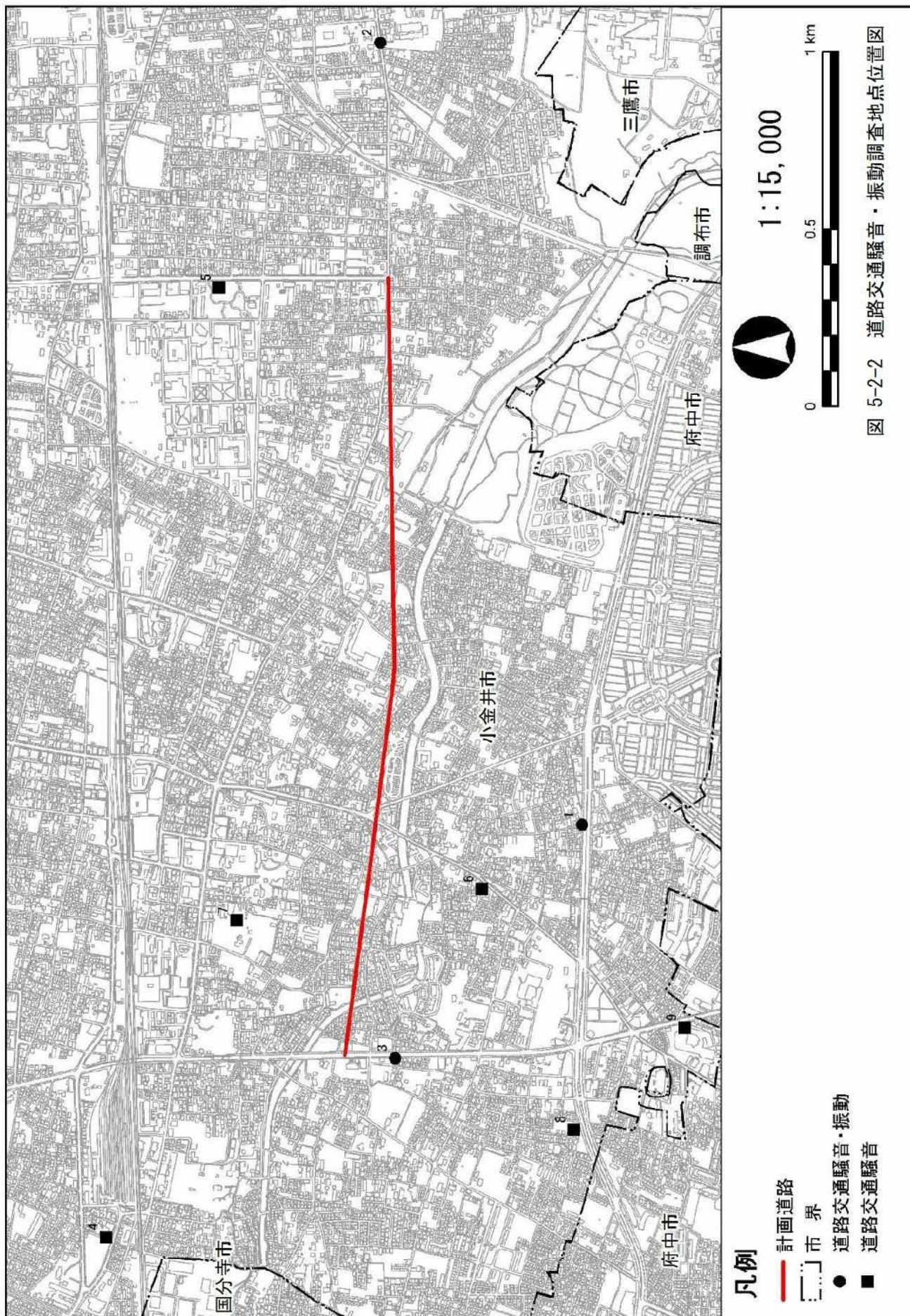
注 1) 路線名における(都)は都道を示す。

注 2) 昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～翌 8:00

注 3) ○は要請限度達成、×は要請限度未達成を示す。

資料：「自動車交通騒音・振動調査結果（平成 28～令和 2 年度）」

(東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)



(3) 騒音・振動・低周波音に係る公害苦情の状況

小金井市における平成 28 年度から令和 2 年度の騒音・振動に係る公害苦情件数は、表 5-2-10(1)～(2)に示すとおりである。令和 2 年度における公害苦情件数の総数に対する苦情件数の割合は、騒音で 42.9%、振動で 7.1% となっている。なお、低周波音に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。

表 5-2-10(1) 騒音に係る公害苦情の状況（平成 28～令和 2 年度）

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公 害 苦 情 件 数	騒音に 係る件数（件）	20	25	8	12	6
	総苦情件数（件）	101	88	47	25	14
比率（%）		19.8	28.4	17.0	48.0	42.9

資料：「公害苦情調査総括表（平成 28～令和 2 年度）」（東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

表 5-2-10(2) 振動に係る公害苦情の状況（平成 28～令和 2 年度）

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公 害 苦 情 件 数	振動に 係る件数（件）	2	3	1	2	1
	総苦情件数（件）	101	88	47	25	14
比率（%）		2.0	3.4	2.1	8.0	7.1

資料：「公害苦情調査総括表（平成 28～令和 2 年度）」（東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

5-2-4 水質汚濁

(1) 水質汚濁の状況

計画道路周辺では、小金井市で水質監視測定(井戸水調査、野川調査)及び湧水調査が実施されており、水質監視測定地点及び湧水調査地点は図 5-2-3 に示すとおりである。

水質監視測定及び湧水調査の水質測定結果のうち、井戸水に係る調査結果は表 5-2-11(1)～(2)に、河川に係る調査結果は表 5-2-12 に、湧水に係る調査結果は表 5-2-13 に示すとおりである。

表 5-2-11(1) 水質監視測定(井戸水調査)における水質測定結果

測定地点		鉛 [mg/L]	トリ クロロ エチレン [mg/L]	テトラ クロロ エチレン [mg/L]	トリ クロロ エタン [mg/L]	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素 [mg/L]
1 貫井南町 1-24	平成 28 年度	ND	ND	ND	ND	7.09
	平成 29 年度	ND	ND	ND	ND	6.51
	平成 30 年度	ND	ND	ND	ND	3.56
	令和元年度	ND	ND	ND	ND	5.34
	令和 2 年度	ND	ND	ND	ND	4.57
2 中町 1-15	平成 28 年度	ND	0.0005	ND	ND	5.20
	平成 29 年度	ND	0.0002	ND	ND	6.34
	平成 30 年度	ND	0.0003	ND	ND	4.40
	令和元年度	ND	0.0002	ND	ND	4.82
	令和 2 年度	ND	ND	ND	ND	4.19
3 中町 2-15	平成 28 年度	ND	ND	ND	ND	0.04
	平成 29 年度	ND	ND	ND	ND	0.05
	平成 30 年度	ND	ND	ND	ND	0.04
	令和元年度	ND	ND	ND	ND	0.05
	令和 2 年度	ND	ND	ND	ND	0.12
4 東町 1-41	平成 28 年度	ND	0.0005	0.0002	ND	6.06
	平成 29 年度	ND	0.0003	ND	ND	7.02
	平成 30 年度	ND	0.0002	ND	ND	6.14
	令和元年度	ND	ND	ND	ND	6.45
	令和 2 年度	ND	ND	ND	ND	3.41
5 中町 2-1	平成 28 年度	0.001	ND	0.0005	ND	4.61
	平成 29 年度	ND	ND	0.0008	ND	5.25
	平成 30 年度	0.001	ND	0.0005	ND	4.72
	令和元年度	0.001	ND	0.0003	ND	4.82
	令和 2 年度	0.001	ND	0.0002	ND	4.67

注 1) 毎年 4 回調査を実施しており、各年度の平均値を掲載した。

注 2) ND : 定量下限値未満

資料：「水質監視測定及び湧水調査報告書（平成 28～令和 2 年度版）」（小金井市）

表 5-2-11(2) 水質監視測定(井戸水調査)における水質測定結果

測定地点			鉛 [mg/L]	トリ クロロ エチレン [mg/L]	テトラ クロロ エチレン [mg/L]	トリ クロロ エタン [mg/L]	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素 [mg/L]
6	緑町 1-1	平成 28 年度	ND	0.0004	0.0008	ND	5.80
		平成 29 年度	0.002	0.0002	0.0007	ND	5.59
		平成 30 年度	0.001	0.0002	0.0017	ND	5.55
		令和元年度	ND	0.0002	0.0005	ND	5.83
		令和 2 年度	ND	0.0002	0.0006	ND	5.50
7	貫井北町 5-13	平成 28 年度	ND	0.0005	0.0009	ND	7.84
		平成 29 年度	ND	0.0002	0.0007	ND	6.64
		平成 30 年度	ND	0.0003	0.0005	ND	5.33
		令和元年度	ND	0.0003	0.0006	ND	6.26
		令和 2 年度	ND	0.0002	0.0009	ND	5.57
8	貫井南町 2-1	平成 28 年度	ND	ND	ND	ND	ND
		平成 29 年度	ND	ND	ND	ND	0.06
		平成 30 年度	ND	ND	ND	ND	0.03
		令和元年度	ND	ND	ND	ND	0.03
		令和 2 年度	ND	ND	ND	ND	0.07
環境基準			0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	1 以下	10 以下

注1) 毎年4回調査を実施しており、各年度の平均値を掲載した。

注2) ND: 定量下限値未満

資料: 「水質監視測定及び湧水調査報告書(平成28~令和2年度版)」(小金井市)

表 5-2-12 水質監視測定(野川調査)における水質測定結果

測定地点		水素 イオン 濃度 (pH)	溶存 酸素量 (DO) [mg/L]	生物化 学的酸素 要求量 (BOD) [mg/L]	化学的 酸素 要求量 (COD) [mg/L]	浮遊 物質量 (SS) [mg/L]	大腸菌群数 [MPN/100mL]
柳橋下	平成 28 年度	7.6 (○)	11.3 (○)	<0.5 (○)	2.3	5 (○)	11000
	平成 29 年度	7.1 (○)	8.8 (○)	0.6 (○)	2.4	6 (○)	11000
	平成 30 年度	6.6 (○)	10.1 (○)	1.0 (○)	2.0	3 (○)	11000
	令和元年度	7.5 (○)	9.1 (○)	0.5 (○)	2.1	8 (○)	14000
	令和 2 年度	8.1 (○)	10.4 (○)	0.5 (○)	2.3	4 (○)	4900
環境基準 (D類型)		6.0 以上 8.5 以下	2 以上	8 以下	—	100 以下	—

注1) 毎年6月及び11月に調査を実施しており、11月の調査結果を代表値として掲載した。

注2) ○は環境基準値以内、×は環境基準値超過を示す。

資料: 「水質監視測定及び湧水調査報告書(平成28~令和2年度版)」(小金井市)

表 5-2-13 水質監視測定(湧水調査)における水質測定結果

測定地点		臭気	流量 [m ³ /sec]	水素 イオン 濃度 (pH)	トリ クロロ エチレン [mg/L]	テトラ クロロ エチレン [mg/L]	1, 1, 1-ト リクロロ エタン [mg/L]	硝酸性 窒素 [mg/L]
貫井神社	平成 28 年度	無臭	0.008	6. 1	ND	ND	ND	7. 28
	平成 29 年度	無臭	0.009	6. 1	ND	ND	ND	6. 63
	平成 30 年度	無臭	0.003	6. 3	ND	ND	ND	6. 10
	令和元年度	無臭	0.008	6. 1	ND	ND	ND	6. 02
	令和 2 年度	無臭	0.006	6. 2	ND	ND	ND	6. 10
滄浪泉園	平成 28 年度	無臭	0.003	6. 1	ND	ND	ND	7. 09
	平成 29 年度	無臭	0.004	6. 1	ND	ND	ND	6. 73
	平成 30 年度	無臭	<0.001	6. 3	ND	ND	ND	6. 18
	令和元年度	無臭	0.006	6. 3	ND	ND	ND	5. 72
	令和 2 年度	無臭	<0.001	6. 3	ND	ND	ND	6. 30
美術の森 緑地	平成 28 年度	無臭	0.001	6. 2	ND	ND	ND	7. 19
	平成 29 年度	無臭	0.001	6. 3	ND	ND	ND	7. 05
	平成 30 年度	無臭	<0.001	6. 4	ND	ND	ND	7. 12
	令和元年度	無臭	0.003	6. 3	ND	ND	ND	6. 65
	令和 2 年度	無臭	<0.001	6. 6	ND	ND	ND	7. 30
中町四丁 目 公共緑地	平成 28 年度	—	—	—	—	—	—	—
	平成 29 年度	無臭	0.003	6. 1	ND	ND	ND	8. 13
	平成 30 年度	無臭	<0.001	6. 3	ND	ND	ND	7. 98
	令和元年度	無臭	0.007	6. 1	ND	ND	ND	7. 72
	令和 2 年度	無臭	<0.001	6. 4	ND	ND	ND	7. 80
環境基準		—	—	—	0.01 以下	0.01 以下	1 以下	10 以下

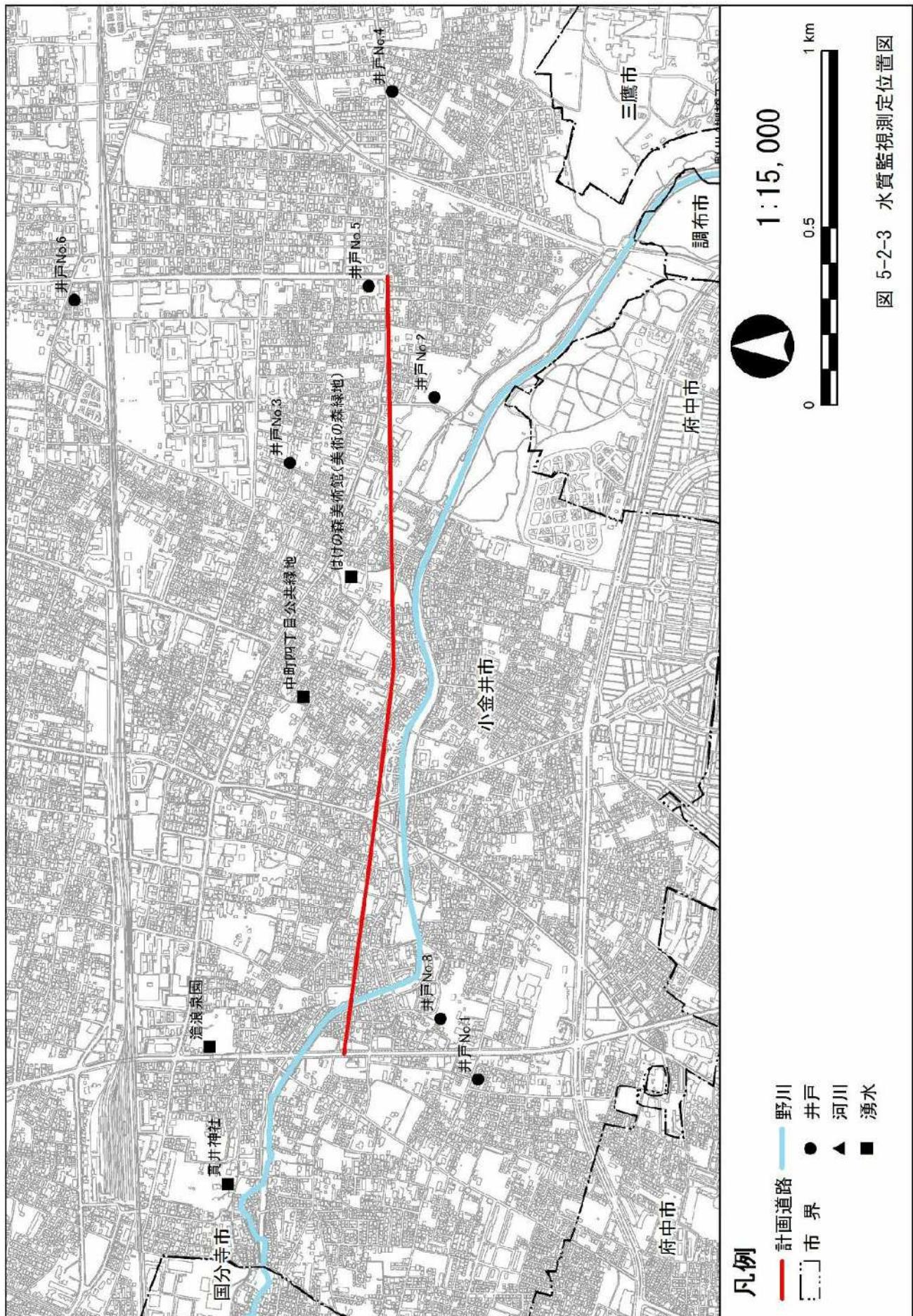
注 1) 毎年 6 月及び 12 月に調査を実施しており、12 月の調査結果を代表値として掲載した。

注 2) ND : 定量下限値未満

資料：「水質監視測定及び湧水調査報告書（平成 28～令和 2 年度版）」（小金井市）

(2) 水質汚濁に係る公害苦情の状況

小金井市において、水質汚濁に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。



5-2-5 土壤汚染

東京都では、土壤汚染対策法に基づき、土壤の汚染状態が指定基準に適合しない土地については、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定している。

計画道路周辺においては、東町一丁目地内が形質変更時要届出区域に指定されている。

なお、小金井市において、土壤汚染に係る公害苦情は最近5年間で報告されていない。

5-2-6 地盤

計画道路周辺における地盤変動量調査地点は、図 5-2-4 に示すとおりである。また、計画道路周辺における地盤変動量は表 5-2-14 に示すとおりである。

計画道路周辺における最近5年間の地盤変動量は、-0.2mm～+10.3mm であり、計画道路周辺に大きな地盤沈下が起こった地域はない。

なお、小金井市において、地盤沈下に係る公害苦情は最近5年間で報告されていない。

表 5-2-14 計画道路周辺における地盤変動量

調査地点	所在地	東京湾平均海面 (T.P.) m					累積変動量 (mm)	
		前年比						
		平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年		
小金 (2)	東町 4-25	62.5045	62.5111	62.5143	62.5234	62.5243	+19.8	
			+6.6mm	+3.2mm	+9.1mm	+0.9mm		
小金 (4)	東町 5-1	46.4171	46.4228	46.4244	46.4347	46.4345	+17.4	
			+5.7mm	+1.6mm	+10.3mm	-0.2mm		

注1) 基準日：各年1月1日

注2) 累積変動量は対前年増減の累積値 (mm) を示す。

注3) (-) は沈下、(+) は隆起を示す。

注4) 平成30～令和3年の下段は、前年からの変動量を示す。

資料：「水準基標測量成果表（基準日・各年1月1日）（平成29年～令和3年）」

(東京都土木技術支援・人材育成センター)

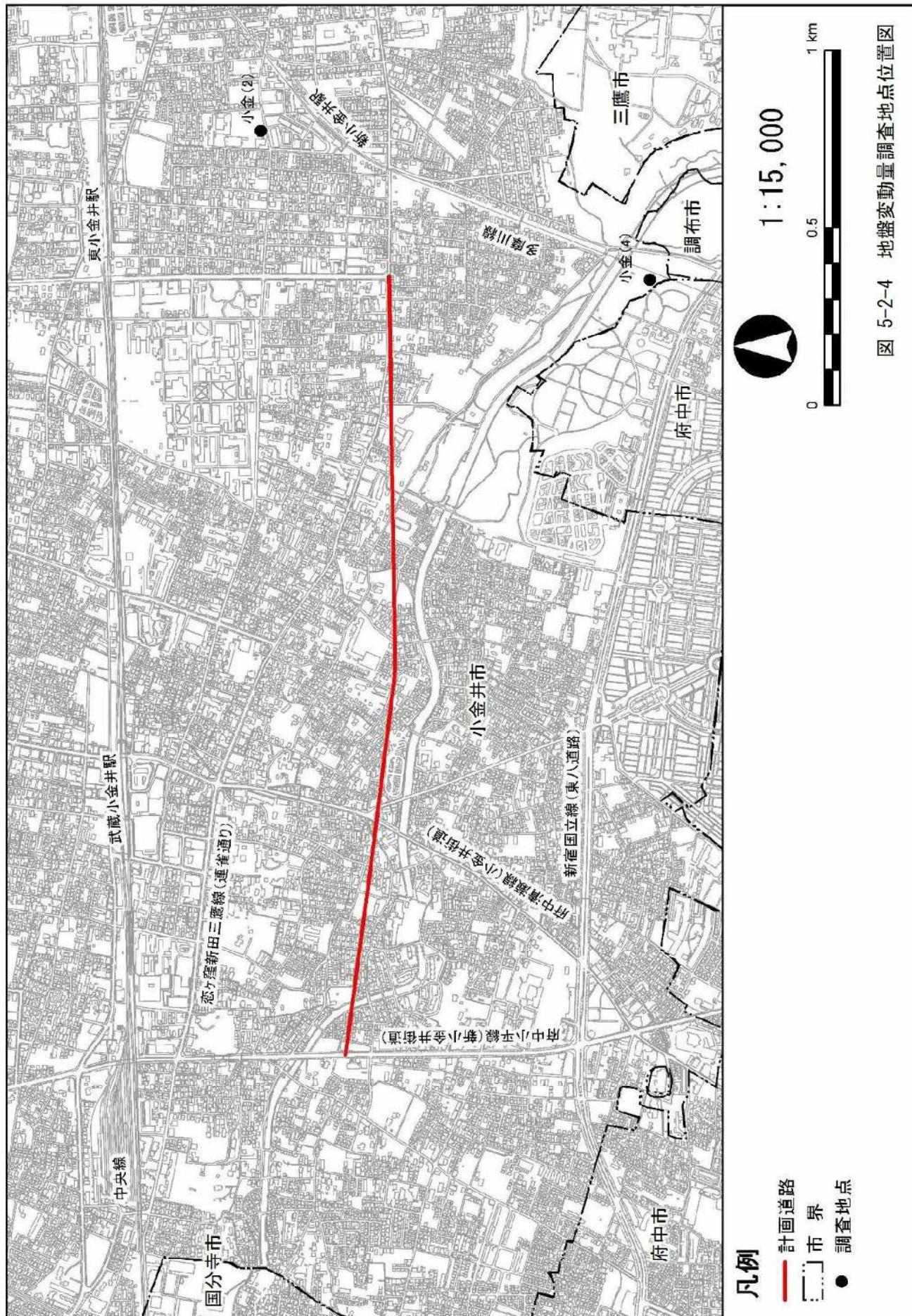


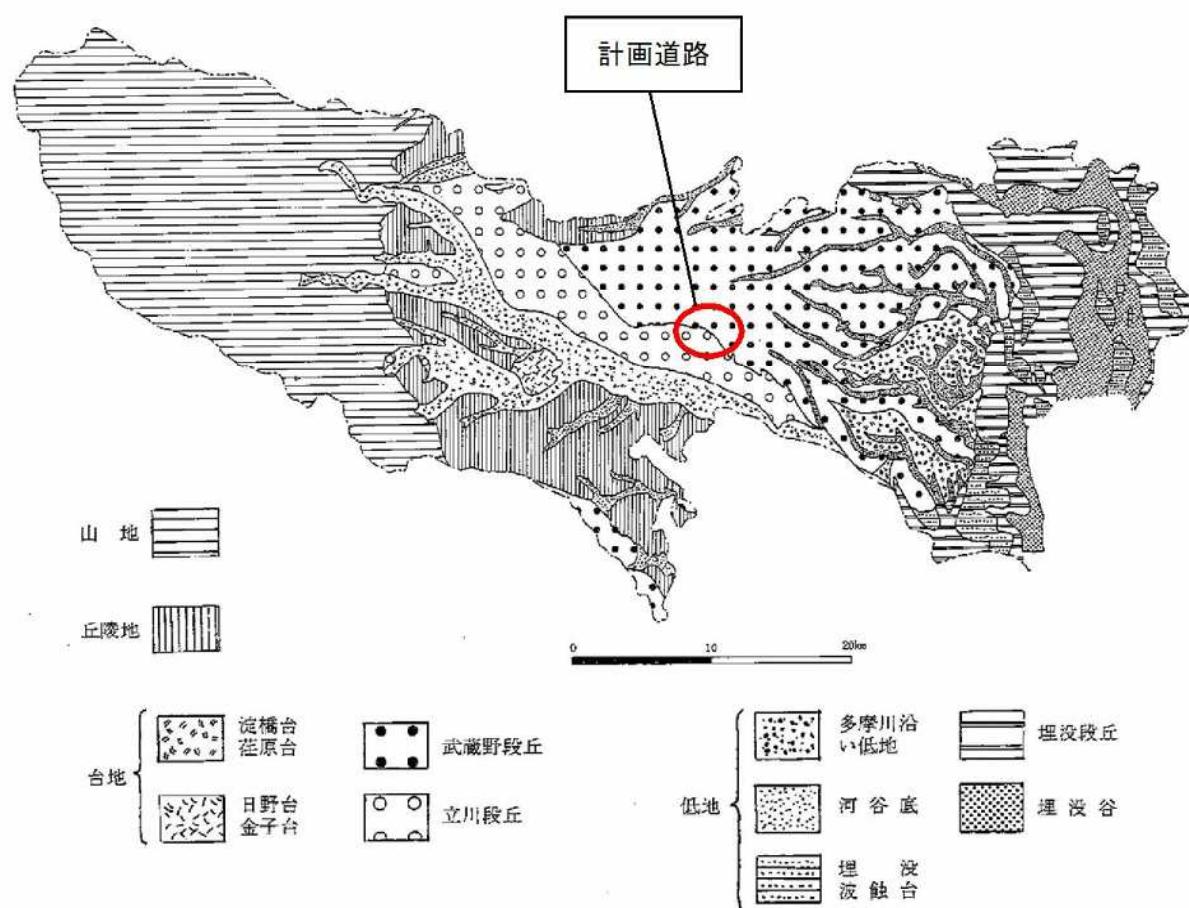
図 5-2-4 地盤変動量調査地点位置図

5-2-7 地形・地質

(1) 地形

計画道路の位置する武藏野台地の地形面区分は、図 5-2-5 に示すとおりである。

東京都の地形は、西から東に山地、丘陵地、台地、低地と配列しており、計画道路は武藏野段丘と立川段丘を分ける国分寺崖線(はけ)をムジナ坂周辺で横断し、崖線に沿って流れる野川とは並行し、終点側(西側)で横断する位置にある。なお、国分寺崖線の湧水は、「日本の地形レッドデータブック 第1集－危機にある地形－」(古今書院、平成12年12月)において、重要な地形として掲載されている。

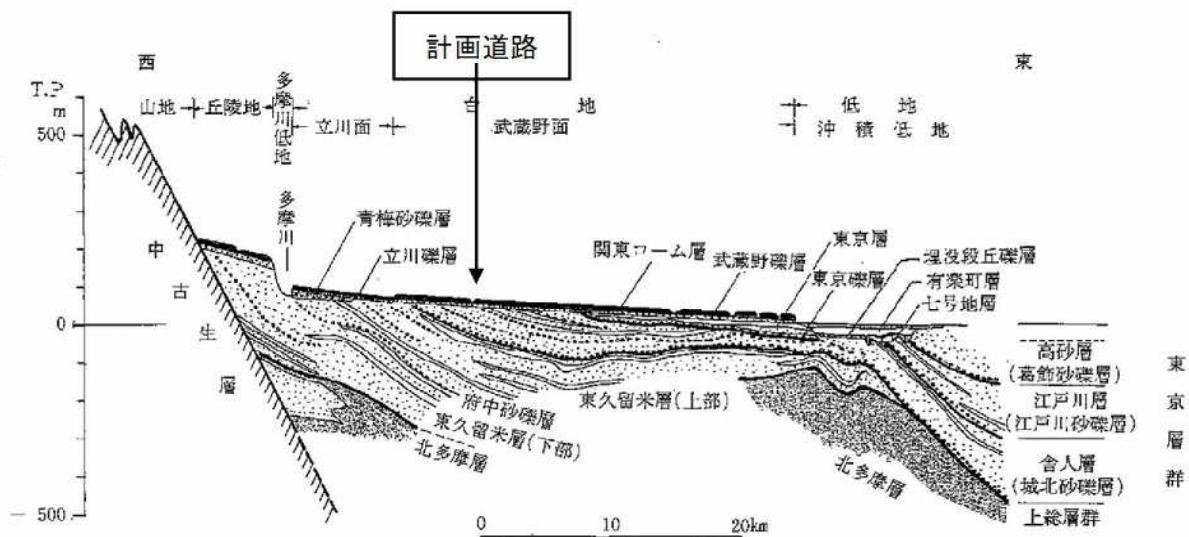


資料：「東京都総合地盤図Ⅱ山の手・北多摩地区」(東京都土木技術研究所、平成2年8月)

図 5-2-5 地形分類図

(2) 地質

計画道路の位置する小金井市周辺の地質の概念図は、図 5-2-6 に示すとおりである。計画道路周辺の地質の上層部は、主に関東ローム層となっており、その下は武藏野礫層、東京礫層等があり、さらに下部は基盤層となっている。



資料：「東京都総合地盤図 II 山の手・北多摩地区」（東京都土木技術研究所、平成 2 年 8 月）

図 5-2-6 計画道路付近の地質の概念図

5-2-8 水循環

(1) 湧水及び井戸

「東京都水環境保全計画」（平成 10 年東京都環境保全局）によると、小金井市を含む多摩地域の地表面の水收支は、地下浸透率が 24.9% とされている（区部は 9.5%）。

近年の多摩地域は都市化が進んでいるため雨水等の地下浸透率は低くなり、湧水の枯渇や減少が見られるが、計画道路の周辺には武藏野段丘と立川段丘を分ける国分寺崖線があり、崖線に沿って野川が流れ、付近には湧水や井戸が見られる。平成 14 年度には「東京の名湧水 57 選」（東京都環境局、平成 15 年 1 月）が選定され、小金井市では「貫井神社」、「滄浪泉園」、「はけの森美術館※」の 3 箇所が選定されている。

計画道路周辺の湧水及び井戸の位置は、図 5-1-6 に示すとおりである。

※ 「はけの森美術館」には「美術の森緑地」が併設されており、湧水はこの緑地内に存在している。

(2) 降水量

計画道路から最寄の気象観測所である府中気象観測所の位置は図 5-1-8 に、平成 29 年から令和 3 年の最近 5 年間の降水量は表 5-2-15 及び図 5-2-7 に示すとおりである。

平成 29 年から令和 3 年までの年間降水量は、府中気象観測所で 1,388.5～1,944.5mm（平年値 1598.9mm（平成 3 年～令和 2 年））となっている。最近 5 年間の年間降水量平均値は 1612.8mm であり、平年値と同程度となっている。

表 5-2-15 降水量調査結果（府中観測所）

単位：mm

年	調査月												年合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
平成 29 年	24.0	13.5	91.0	99.5	53.5	86.5	167.5	117.0	182.0	580.0	29.0	13.0	1,456.5
平成 30 年	44.0	16.0	272.0	82.5	133.0	119.0	158.0	126.5	304.5	62.0	24.0	47.0	1,388.5
令和元年	12.5	31.0	126.0	82.0	116.5	228.5	162.5	131.0	271.5	600.5	126.0	56.5	1,944.5
令和 2 年	109.5	11.5	119.5	231.5	80.0	255.5	285.5	47.0	151.0	184.0	9.5	2.0	1,486.5
令和 3 年	39.5	51.0	142.5	86.0	70.0	111.0	346.0	337.0	258.0	140.0	100.5	106.5	1,788.0
平均	45.9	24.6	150.2	116.3	90.6	160.1	223.9	151.7	233.4	313.3	57.8	45.0	1612.8
平年値	56.9	52.4	113.8	121.9	133.1	166.6	164.2	173.4	246.7	228.0	83.2	58.7	1598.9

注 1) 平年値は、府中観測所の 1991 年～2020 年の 30 年間の平均値を示す。

資料：「気象データ」（気象庁ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

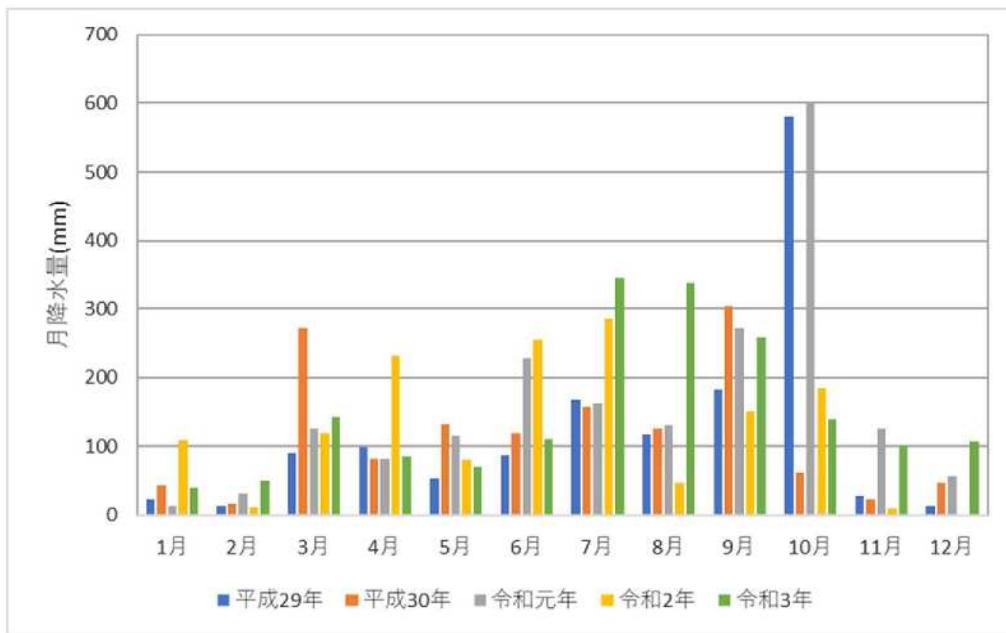


図 5-2-7 降水量月別変動図（府中観測所）

5-2-9 生物・生態系

(1) 植物

計画道路周辺の植生状況は、図 5-2-8 に示すとおりである。

計画道路は野川と並行し、終点側（西側）で横断する。また、計画道路の南側には「都立武蔵野公園」や「都立多磨霊園」が存在している。

「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査（第 6 回：平成 11～16 年度、第 7 回：平成 17 年度～）」（環境省自然環境局生物多様性センター）において作成された「1/25,000 植生図 吉祥寺」の分類によると、計画道路周辺の大部分が「市街地」であり、「シラカシ屋敷林」や「果樹園」、「緑の多い住宅地」、「工場地帯」、「畠雜草群落」等が点在している。計画道路の南側にある「都立武蔵野公園」は大部分が「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」であり、一部「路傍・空地雜草群落」、「ゴルフ場・芝地」となっている。

野川第一・第二調整池及び野川においては「野川第一・第二調整池地区自然再生事業」の一環として、生物の生息・生育環境等の実態を把握するための調査が実施されており、平成 19 年度から平成 22 年度の調査では、344 種の生育が確認されている。このうち、「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年 3 月）または「東京都レッドリスト（本土部）2020 年版」（東京都環境局、令和 3 年 3 月）に該当する種（注目すべき種）として表 5-2-16 に示す種が確認されている。

また、「武蔵野公園レンジャーミニ図鑑」には、都立武蔵野公園で確認される植物が掲載されている。掲載種のうち注目すべき種については同様に表 5-2-16 に示す。

計画道路周辺には「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（昭和 53 年度）」（環境庁自然保護局）において確認され、「植物群落レッドデータブック」（（財）日本自然保護協会・（財）世界自然保護基金日本委員会、平成 8 年 4 月）ではランク 1（要注意）に指定されている「小金井滄浪泉園の樹林」が存在している。また、計画道路北側では「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査（平成 11、12 年度）」（環境省自然環境局生物多様性センター）において、ケヤキが確認されている。

なお、小金井市では、市の条例に基づき保存樹木や保存生垣を指定している。計画道路周辺における小金井市の保存樹木等の分布状況は、表 5-2-17 及び図 5-2-9 に示すとおりである。

表 5-2-16 調査地点における注目すべき種等

分類	種名	文献		選定基準	
		資料①	資料②	a	b
植物	トサミズキ	●		NT	
	リンドウ	●			VU
	ミヅコウジュ		●	NT	VU
	カワヂシャ		●	NT	VU
	ノカンゾウ	●			NT
	ホトトギス	●			VU
	キツネノカミソリ	●			VU
	ミクリ		●	NT	NT
	ウキヤガラ		●		VU
	クロテンツキ		●		EN

注 1) 注目すべき種等の選定基準は以下のとおりである。

a : 「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年 3 月）

b : 「東京都レッドリスト（本土部）2020 年版」（東京都環境局、令和 3 年 3 月）

注 2) カテゴリーの記載は「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年 3 月）及び「東京都レッドリスト（本土部）2020 年版」（東京都環境局、令和 3 年 3 月）による。

CR+EN：絶滅危惧 I 類（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの）

CR：絶滅危惧 I A 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 I B 類（I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

注 3) 「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（東京都建設局北多摩南部建設事務所、平成 25 年 1 月）に掲載されている種は、資料公表時点で注目すべき種等として扱われていた種であり、当時は一般種であったがレッドリストの更新に伴い注目すべき種等として扱われるようになった種は含まれていない。

資料①：「武藏野公園レンジャーミニ図鑑 No. 1～No. 18」（西武・武藏野パートナーズ レンジャー部）

資料②：「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」

（東京都建設局北多摩南部建設事務所、平成 25 年 1 月）

表 5-2-17 計画道路周辺の保存樹木の状況

区分	所在地	地点番号	樹種
保存樹木	梶野町1-5	1	ヒノキ
	本町2-10	2	ソメイヨシノ
	貫井南町2-10	3	ヒノキ
保存生垣	東町1-41	A	マサキ
	中町2-6	B	マサキ、ネズミモチ、イヌツゲ
	前原町2-6	C	レッドロビン
	中町4-1	D	ヒサカキ、ベニカナメ
	中町4-16	E	ヒイラギ、マサカキ、ナンテン、ネズミモチ、カナメモチ、クロガネモチ、ツバキ

資料：「令和 3 年度第 1 回小金井市緑地保全対策審議会議案」（小金井市、令和 3 年 10 月）

(2) 動物

計画道路は野川と並行し、終点側（西側）で横断する。また、計画道路の南側には「都立武蔵野公園」や「都立多磨霊園」が存在している。

野川第一・第二調整池及び野川においては「野川第一・第二調整池地区自然再生事業」の一環として、生物の生息・生育環境等の実態を把握するための調査が実施されており、平成19年度から平成22年度の調査では、鳥類は45種、魚類は12種、昆虫類は478種、底生生物は80種の生息が確認されている。このうち、「環境省レッドリスト2020」（環境省、令和2年3月）または「東京都レッドリスト（本土部）2020年版」（東京都環境局、令和3年3月）に該当する種（注目すべき種）として表5-2-18に示す種が確認されている。

また、「武蔵野公園レンジャーミニ図鑑」には、都立武蔵野公園で確認される動物が掲載されている。掲載種のうち注目すべき種については同様に表5-2-18に示す。

表5-2-18(1) 調査地点における注目すべき種等

分類	種名	文献		選定基準	
		資料①	資料②	a	b
哺乳類	ヒミズ	●			NT
	ヤマコウモリ	●		VU	
	キツネ	●			EN
	イタチ	●			NT
	アナグマ	●			NT
	カヤネズミ	●			EN
	ノウサギ	●			VU

注1) 注目すべき種等の選定基準は以下のとおりである。

a : 「環境省レッドリスト2020」（環境省、令和2年3月）

b : 「東京都レッドリスト（本土部）2020年版」（東京都環境局、令和3年3月）

注2) カテゴリーの記載は「環境省レッドリスト2020」（環境省、令和2年3月）及び「東京都レッドリスト（本土部）2020年版」（東京都環境局、令和3年3月）による。

CR+EN: 絶滅危惧I類（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの）

CR: 絶滅危惧IA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN: 絶滅危惧IB類（IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU: 絶滅危惧II類（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの）

NT: 準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの）

DD: 情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

注3) 「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（東京都建設局北多摩南部建設事務所、平成25年1月）に掲載されている種は、資料公表時点で注目すべき種等として扱われていた種であり、当時は一般種であったがレッドリストの更新に伴い注目すべき種等として扱われるようになった種は含まれていない。

資料①: 「武蔵野公園レンジャーミニ図鑑No.1～No.18」（西武・武蔵野パートナーズ レンジャー部）

資料②: 「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」

（東京都建設局北多摩南部建設事務所、平成25年1月）

表 5-2-18(2) 調査地点における注目すべき種等

分類	種名	文献		選定基準	
		資料①	資料②	a	b
鳥類	キジ	●			NT
	ゴイサギ	●			VU
	チュウサギ	●		NT	NT
	コサギ	●	●		NT
	クイナ		●		DD
	ヤマシギ	●			VU
	タシギ	●			VU
	ツミ	●	●		VU
	ハイタカ	●		NT	VU
	オオタカ	●	●	NT	VU
	ノスリ	●			VU
	フクロウ	●			VU
	カワセミ	●	●		NT
	チョウゲンボウ	●			VU
	モズ	●	●		VU
	オナガ	●			NT
	ミソサザイ	●			NT
	トラツグミ	●			VU
	セグロセキレイ	●	●		NT
	ベニマシコ	●			NT
	ウソ	●			NT
	イカル	●			NT
	ホオジロ	●			NT
	カシラダカ	●			VU

注1) 注目すべき種等の選定基準は以下のとおりである。

a : 「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和2年3月）

b : 「東京都レッドリスト（本土部）2020年版」（東京都環境局、令和3年3月）

注2) カテゴリーの記載は「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和2年3月）及び「東京都レッドリスト（本土部）2020年版」（東京都環境局、令和3年3月）による。

CR+EN : 絶滅危惧 I類（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの）

CR : 絶滅危惧 I A類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN : 絶滅危惧 I B類（I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU : 絶滅危惧 II類（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの）

NT : 準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの）

DD : 情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

注3) 「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（東京都建設局北多摩南部建設事務所、平成25年1月）に掲載されている種は、資料公表時点で注目すべき種等として扱われていた種であり、当時は一般種であったがレッドリストの更新に伴い注目すべき種等として扱われるようになった種は含まれていない。

資料① : 「武藏野公園レンジャーミニ図鑑 No.1~No.18」（西武・武藏野パートナーズ レンジャー部）

資料② : 「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」

（東京都建設局北多摩南部建設事務所、平成25年1月）

表 5-2-18(3) 調査地点における注目すべき種等

分類	種名	文献		選定基準	
		資料①	資料②	a	b
爬虫類	ニホンイシガメ	●		NT	CR
	スッポン	●			CR+EN
	ヤモリ	●			留意種
	ニホントカゲ	●			VU
	ニホンカナヘビ	●			VU
	タカチホヘビ	●			CR
	シロマダラ	●			CR+EN
	ジムグリ	●			CR
	アオダイショウ	●			NT
	シマヘビ	●			VU
	ヒバカリ	●			VU
	ヤマカガシ	●			CR
昆虫類	アオイトトンボ	●			VU
	ハラビロトンボ	●			NT
	シオヤトンボ	●			NT
	マユタテアカネ	●			NT
	ヒメアカネ	●	●		VU
	ミヤマアカネ	●			NT
	ウバタマムシ	●			NT
	シロスジカミキリ		●		NT
	モンスズメバチ	●		DD	
	オオミノガ	●			NT
	ギンイチモンジセセリ		●	NT	NT

注1) 注目すべき種等の選定基準は以下のとおりである。

a : 「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年 3 月）

b : 「東京都レッドリスト（本土部）2020 年版」（東京都環境局、令和 3 年 3 月）

注2) カテゴリーの記載は「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年 3 月）及び「東京都レッドリスト（本土部）2020 年版」（東京都環境局、令和 3 年 3 月）による。

CR+EN : 絶滅危惧 I 類（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの）

CR : 絶滅危惧 I A 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN : 絶滅危惧 I B 類（I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU : 絶滅危惧 II 類（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの）

NT : 準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの）

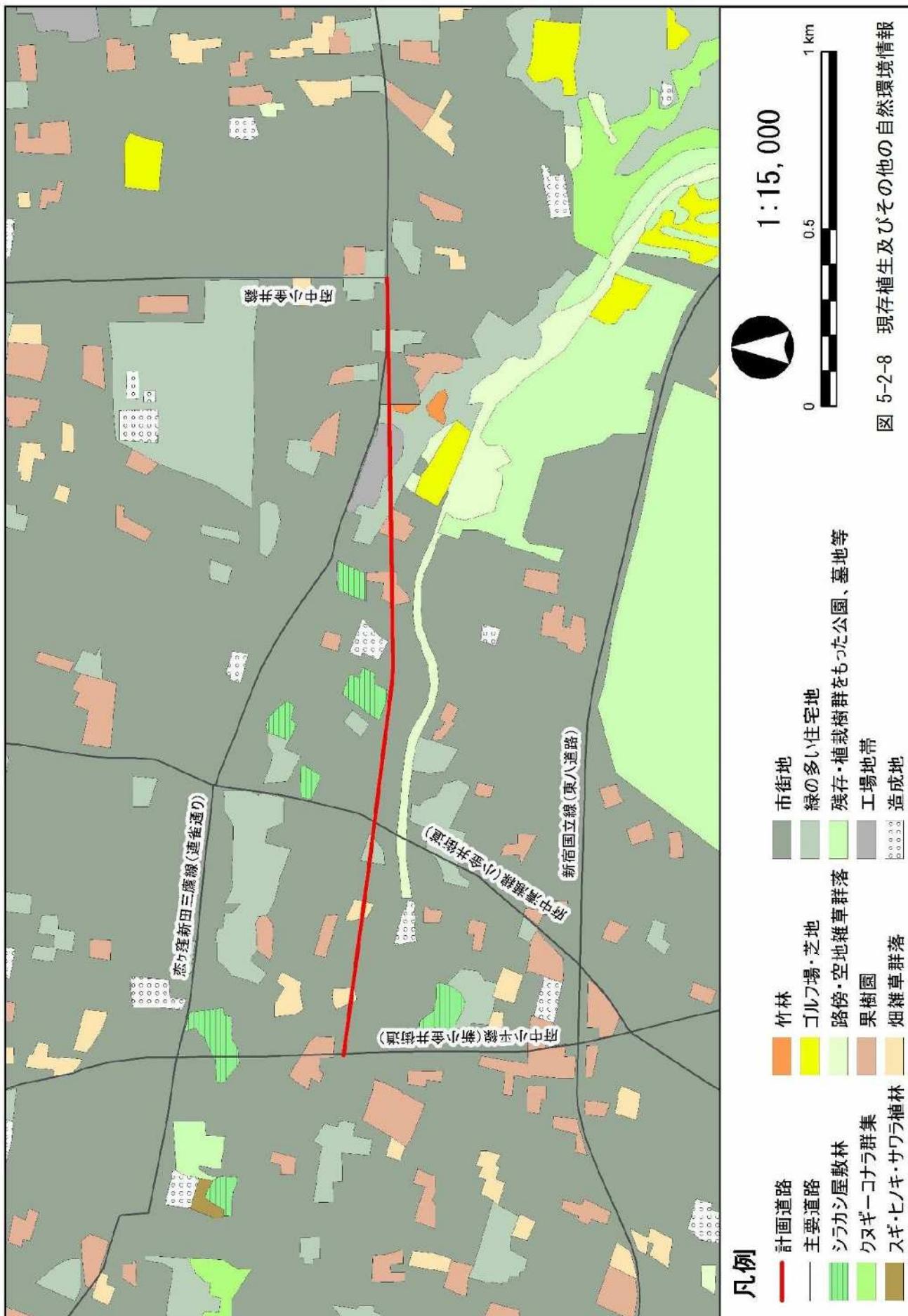
DD : 情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

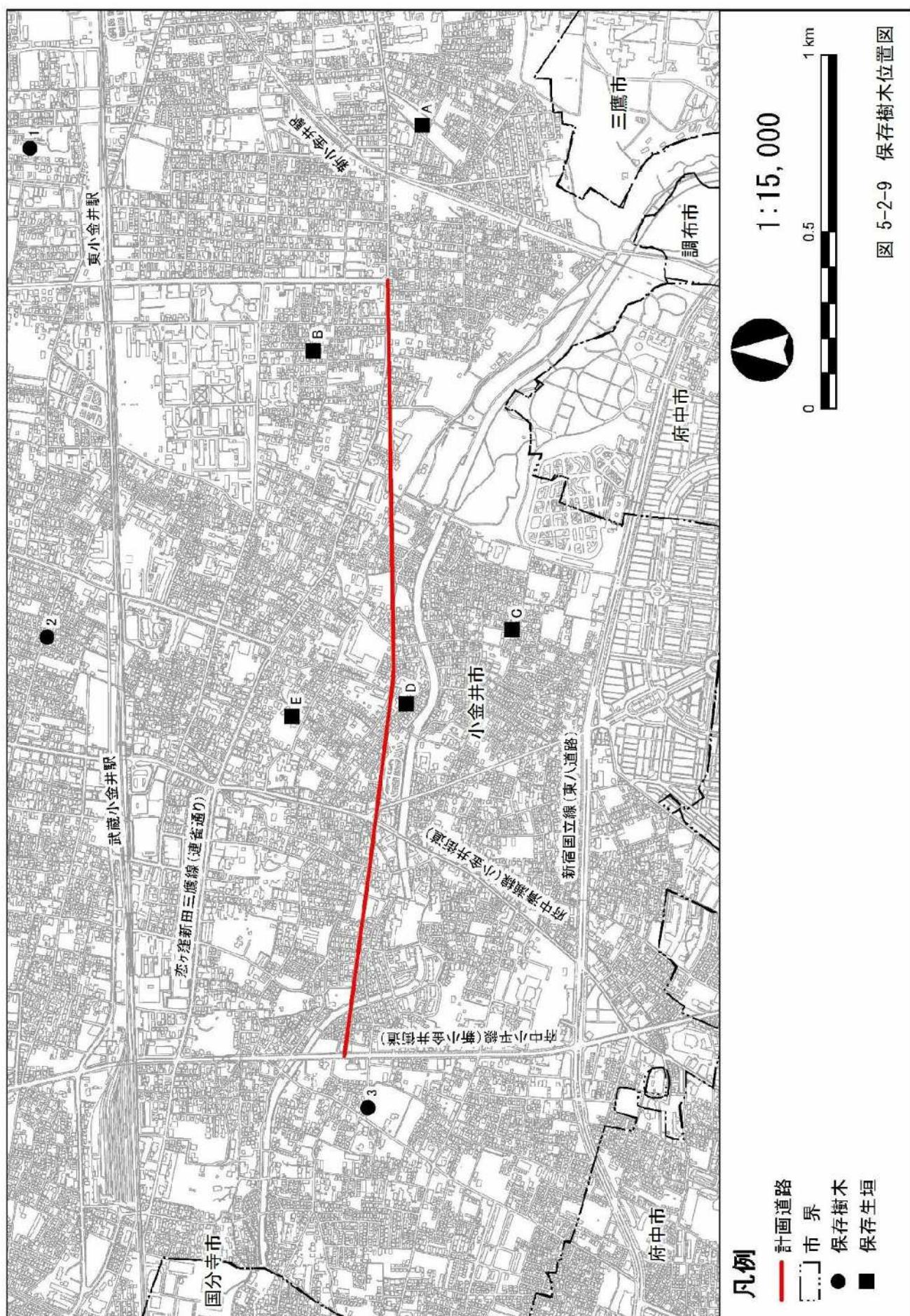
注3) 「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（東京都建設局北多摩南部建設事務所、平成 25 年 1 月）に掲載されている種は、資料公表時点で注目すべき種等として扱われていた種であるため、レッドリストの更新に伴い新たに注目すべき種等として扱われるようになった種は含まれていない。

資料① : 「武藏野公園レンジャーミニ図鑑 No. 1~No. 18」（西武・武藏野パートナーズ レンジャー部）

資料② : 「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」

（東京都建設局北多摩南部建設事務所、平成 25 年 1 月）





5-2-10 日影

計画道路周辺には立川段丘と武藏野段丘の境目にある国分寺崖線と野川がある。起点側（東側）からなだらかに上り、ムジナ坂周辺で崖線を横断するため 20m 程度低くなっている。その後は終点側（西側）まで小さな上下を繰り返し、なだらかに上っている。

計画道路の大部分は第一種低層住居専用地域を通過しており、計画道路周辺は主として 1～3 階建ての低層建物の続く地区となっている。

小金井市における日影規制の状況は、表 5-2-19 に示すとおりである。

表 5-2-19 小金井市における日影規制の状況

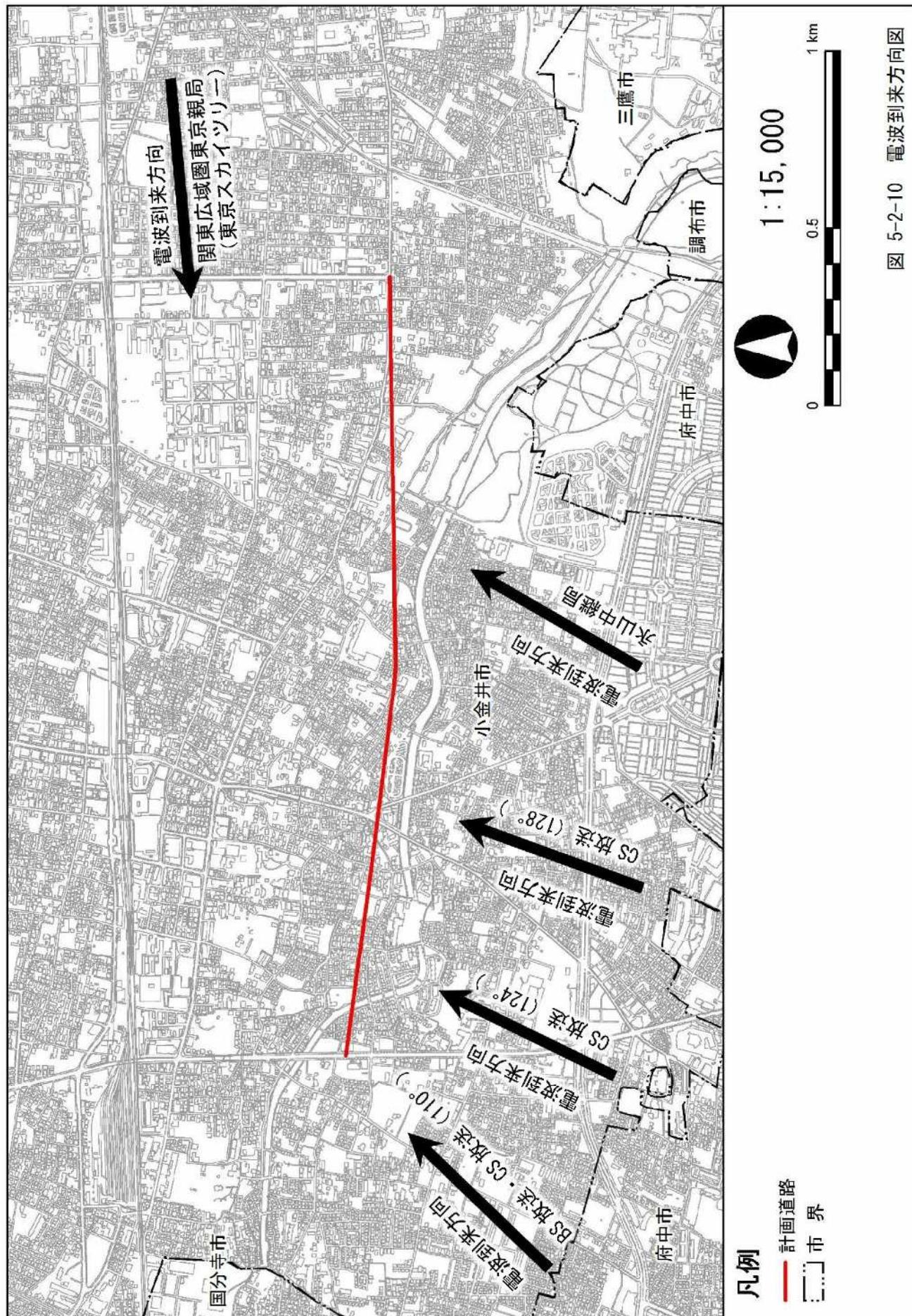
対象区域			規制値 種別	規制される日影時間		測定 水平面			
用途地域	容積率	高度地区		5m を超え 10m 以内範囲	10m を超える 範囲				
第一種低層住居専用地域	50	第 1 種高度地区	(一)	3 時間 以上	2 時間 以上	1.5m			
	60	第 1 種高度地区							
	80	第 1 種高度地区	(二)	4 時間 以上	2.5 時間 以上				
	100	第 1 種高度地区							
第二種低層住居専用地域	100	第 1 種高度地区							
第一種中高層住居専用地域	150	第 1 種高度地区	(一)	3 時間 以上	2 時間 以上	4m			
	200	第 1 種高度地区 第 2 種高度地区							
第二種中高層住居専用地域	200	第 2 種高度地区							
第一種住居地域	200	第 2 種高度地区	(一)	4 時間 以上	2.5 時間 以上				
準工業地域	200	第 2 種高度地区							
近隣商業地域	200	第 2 種高度地区	(二)	5 時間 以上	3 時間 以上				
	300	第 3 種高度地区							
商業地域	400	—		規制対象外					
	300	—		規制対象外					
	400	—		規制対象外					
	500	—		規制対象外					

資料：「小金井都市計画図」（小金井市、平成 28 年 3 月）

5-2-11 電波障害

計画道路周辺の電波到来方向の状況は、図 5-2-10 に示すとおりである。

計画道路周辺では、東京局、永山局、横浜局の地上デジタル放送が利用可能である。



5-2-12 風環境

計画道路周辺は主として1~3階建ての低層建物の続く地区となっており、風環境に影響を及ぼすような高層建築物は見られない。

5-2-13 景観

計画道路周辺には、立川段丘と武藏野段丘の境目にある国分寺崖線（はけ）と野川がある。計画道路は主として住宅地を通過するが、一部緑地等を通過する箇所も存在している。また、計画道路の南側には都立武藏野公園や都立多磨霊園が存在している。

主たる景観構成要素は国分寺崖線（はけ）及び野川、その周辺の公園等に係るものである。計画道路周辺における景観資源の状況は、表 5-2-20 及び図 5-2-12 に示すとおりである。

国分寺崖線（はけ）については、東京都では「東京都景観計画」において「国分寺崖線基本軸」として指定されている。また、小金井市では「小金井市みどりの基本計画」において「国分寺崖線緑地保全地域」として、府中市では「府中市景観計画」において「国分寺崖線景観形成推進地区」として指定されている。加えて、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく「緑地保全地域」としても指定されている。

表 5-2-20 都市計画道路周辺における景観資源の状況

名称	指定自治体	種別
国分寺崖線	東京都	国分寺崖線景観基本軸 (東京都景観計画)
		緑地保全地域 (東京における自然の保護と回復に関する条例)
	小金井市	国分寺崖線緑地保全地域 (小金井市みどりの基本計画)
	府中市	国分寺崖線景観形成推進地区 (府中市景観計画)
滄浪泉園	小金井市	特別緑地保全地区 (小金井市みどりの基本計画)
都立多磨霊園	府中市	桜の多磨霊園 (府中 30 景)
		多磨霊園のシンボル塔 多磨霊園のサクラ並木 (ソメイヨシノ・4月) (府中市景観ガイドマップ)
都立武藏野公園	府中市	春の野川と武藏野公園 (府中 30 景)
		紅葉の都立武藏野公園 (11月) 野川の水辺のある都立武藏野公園 (府中景観ガイドマップ)

資料：「東京都景観計画」（平成 30 年 8 月改定、東京都）

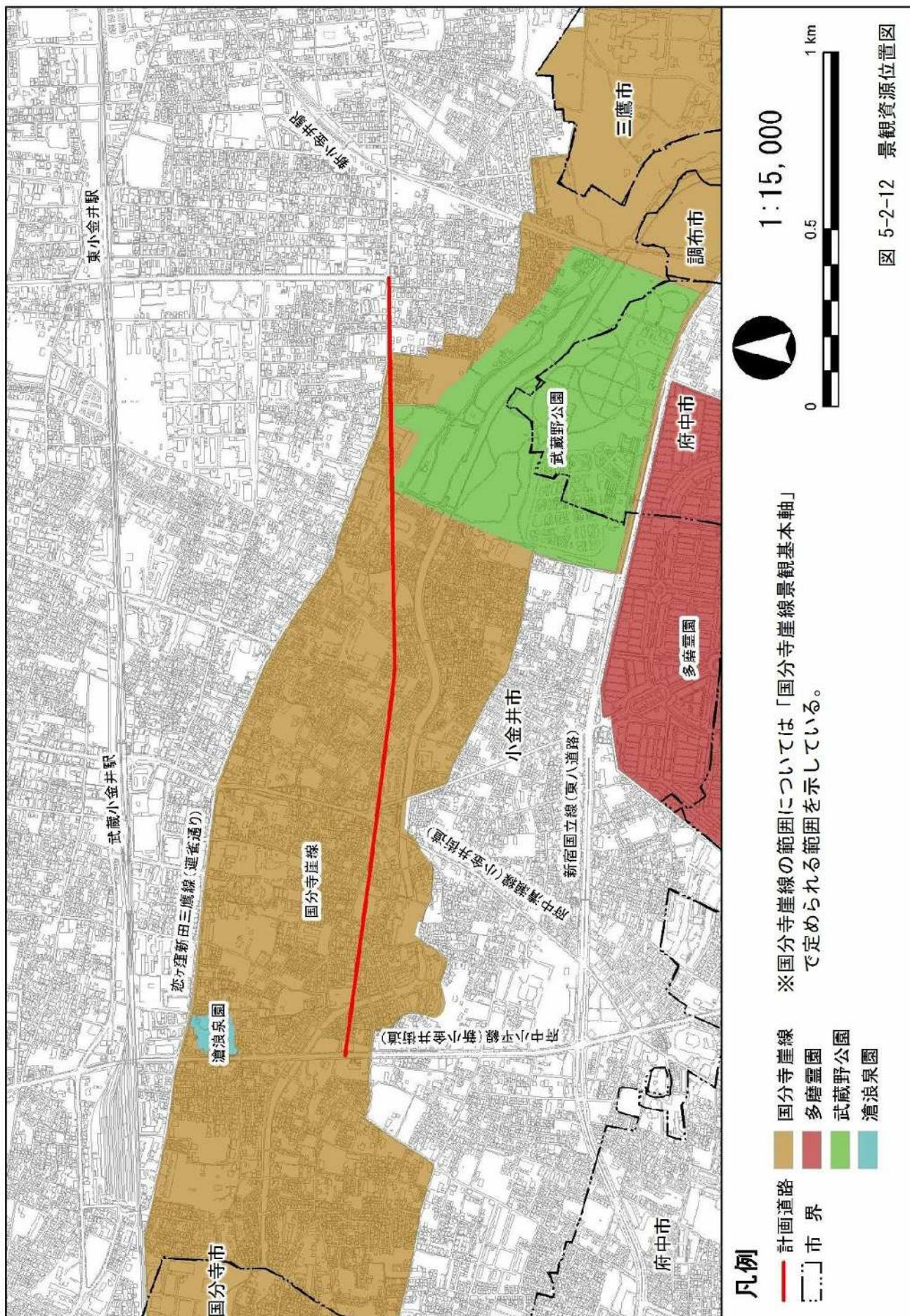
「保全地域の指定状況一覧」（東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「小金井市みどりの基本計画」（小金井市、令和 3 年 3 月）

「府中市景観計画」（府中市、平成 20 年 4 月）

「府中 30 景」（府中市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「府中景観ガイドマップ」（府中市、平成 20 年 6 月）



5-2-14 史跡・文化財

(1) 指定文化財

計画道路周辺における国、都、市による指定・登録文化財の状況は、表 5-2-21 及び図 5-2-13 に示すとおりである。

計画道路周辺には、有形文化財 5 件、旧跡 1 件、有形民俗文化財 6 件、天然記念物 2 件の計 14 件が存在している。

計画道路に近い文化財は「旧中村研一邸主屋」、「小金井神社本殿」である。

表 5-2-21 計画道路周辺の指定・登録文化財

番号	指定・登録	種別	名称	所在地
1	国（登録）	有形文化財	旧中村研一邸主屋	中町 1-11-3
2		有形文化財	旧中村研一邸茶室（花侵庵）	中町 1-11-3
3	都（指定）	旧跡	金井原古戦場	前原町一帯
4	市（指定）	有形民俗文化財	渡辺家墓地月待板碑（付 1 基）	中町 4-9
5		有形文化財	小金井神社本殿	中町 4-7-2
6		天然記念物	旧谷口家のオニイタヤ	中町 4-16-5
7		有形民俗文化財	寛文六年庚申塔	中町 4-11
8		天然記念物	金蔵院のケヤキとムクノキ	中町 4-13-25
9		有形民俗文化財	宝永五年六十六部 廻国供養塔	中町 4-12
10		有形民俗文化財	梶家所蔵板碑群	前原町 3-32-15
11		有形民俗文化財	梶家所蔵宝篋印塔	前原町 3-32-15
12		有形文化財	閻魔堂木造閻魔王坐像付諸像具	貫井南町 4-19
13		有形民俗文化財	寛政六年庚申塔	貫井南町 4-11
14	市（登録）	有形文化財	陸軍技術研究所境界石杭（2 基）	本町 5-31 (緑町 3-2-37)

資料：「指定文化財一覧表」（小金井市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

(2) 埋蔵文化財

計画道路周辺で確認されている埋蔵文化財包蔵地は、表 5-2-22(1)～(3) 及び図 5-2-13 に示すとおりである。

計画道路周辺は野川に沿って遺跡が密集して確認されている。計画道路は、「小金井市 No. 11 遺跡」、「小金井市 No. 13 遺跡」、「新橋遺跡」及び「栗山遺跡」の計 4 件の埋蔵文化財を通過している。

表 5-2-22(1) 計画道路周辺の埋蔵文化財

市	番号	遺跡名	所在地	遺跡の概要	時代
小金井市	1	野川公園柵遺跡	東町1丁目	集落 [縄文時代]住居	[縄文時代(中期～後期)]
	2	小金井市No.20遺跡	東町1丁目	包藏地	[旧石器時代][縄文時代(中期～後期)]
	3	ICULoc.15遺跡	東町1丁目、東町5丁目	集落 [旧石器時代]礫群 [縄文時代]土坑	[旧石器時代][縄文時代(中期)]
	4	武蔵野公園低湿地遺跡	東町5丁目	包藏地 [時代不明]河道 土坑 丸木橋状遺構	[旧石器時代][縄文時代(前期～後期)][古墳時代][中世][近世]
	5	栗山遺跡	中町1丁目、東町5丁目	集落 [旧石器時代]礫群 [縄文時代]住居 土坑群	[旧石器時代][縄文時代(中期)]
	6	野川中洲北遺跡	中町1丁目	集落 [旧石器時代]ブロック 磚群 配石 炭化物集中 [縄文時代]住居 集石 土坑 ピット [平安時代]土杭 [中世]掘立柱建物 ピット 土坑溝 [近世]ピット 土坑	[旧石器時代][縄文時代(草創期～早期・後期)][古墳時代][平安時代][中世][近世]
	7	野川中洲遺跡	前原町2丁目	包藏地	[旧石器時代][縄文時代(後期)]
	8	七軒家遺跡	前原町2丁目	包藏地 [時代不明]土坑 溝状遺構	[旧石器時代][縄文時代(草創期～後期)][古墳時代][中世][近世]
	9	小金井市No.15遺跡	前原町2丁目	包藏地	[縄文時代]
	10	新橋遺跡	中町1丁目	集落 [旧石器時代]礫群 [縄文時代]住居 土坑	[旧石器時代][縄文時代(後期)]
	11	中山谷遺跡	中町1丁目、中町2丁目、中町3丁目	集落 [縄文時代]住居 集石 土坑 土坑	[旧石器時代][縄文時代(早期～後期)]
	12	小金井市No.13遺跡	中町4丁目	包藏地	[縄文時代]
	13	前原遺跡	前原町1丁目、前原町2丁目	集落 [旧石器時代]礫群 配石 [縄文時代]住居 集石 土坑	[旧石器時代][縄文時代(草創期～後期)][近世]
	14	西之台遺跡	前原町3丁目、中町4丁目	集落 [旧石器時代]礫群 [縄文時代]集石 炉穴 土坑	[旧石器時代][縄文時代(草創期～後期)]
	15	平代坂遺跡	前原町3丁目	集落 [旧石器時代]礫群 [縄文時代]住居 [中世]地下式土坑	[旧石器時代][縄文時代(中期)][中世]
	16	小金井市No.11遺跡	前原町3丁目	包藏地	[縄文時代][中世]
	17	小金井市No.10遺跡	前原町5丁目	包藏地	[縄文時代(前期～中期)]
	18	小金井市No.23遺跡	前原町4丁目	塚	[時代不明]

資料：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」

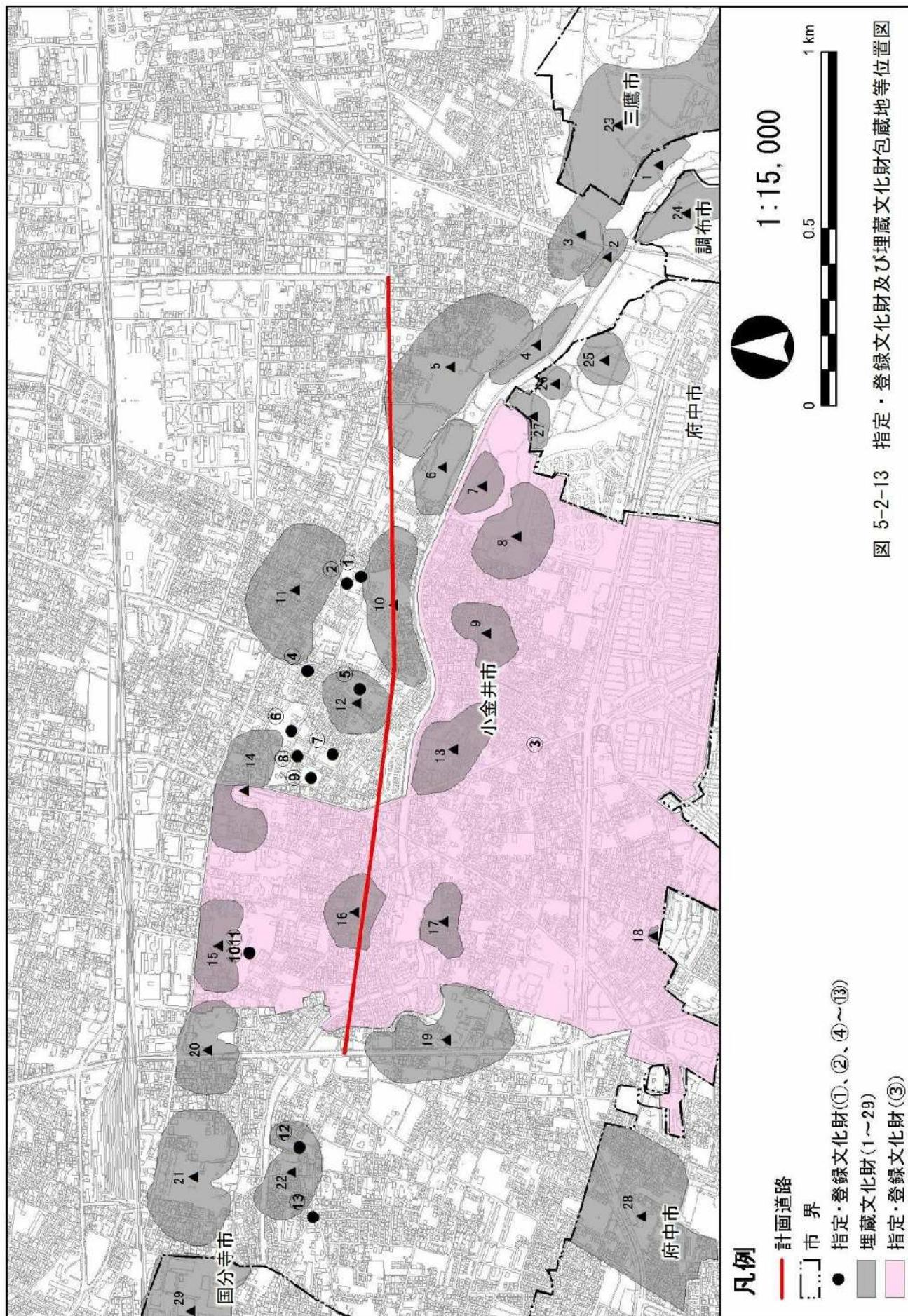
(東京都教育委員会ホームページ、令和4年4月1日時点)

表 5-2-22(2) 計画道路周辺の埋蔵文化財

市	番号	遺跡名	所在地	遺跡の概要	時代
小金井市	19	貫井南遺跡	貫井南2丁目	集落 [旧石器時代]住居 集石 土坑群	[旧石器時代][縄文時代(早期～後期)]
	20	はけうえ遺跡	貫井南町3丁目、前原町3丁目	集落 [旧石器時代]礫群 [縄文時代]住居 集石 土坑	[旧石器時代][縄文時代(草創期～後期)]
	21	貫井遺跡	貫井南町3丁目	集落 [縄文時代]住居 集石 土坑群	[旧石器時代][縄文時代(早期～後期)]
	22	荒牧遺跡	貫井南町4丁目	集落 [縄文時代]住居 土坑 [近世]掘立柱穴列 井戸	[旧石器時代][縄文時代(前期～後期)][近世]
三鷹市	23	ICU構内遺跡群	大沢3丁目	集落 [旧石器時代]ユニット 磕群 [縄文時代]住居 小豎穴 土坑 配石	[旧石器時代][縄文時代(早期～後期)][奈良時代][平安時代][近世]
調布市	24	野川遺跡	野水1丁目、野水2丁目	包蔵地・集落 [旧石器時代]礫群 配石 [縄文時代]住居	[旧石器時代][縄文時代(早期～後期)][弥生時代]
府中市	25	府中市 No. 20 遺跡	多磨町3丁目	包蔵地	[縄文時代(中期)]
	26	府中市 No. 19 遺跡	多磨町3丁目	包蔵地 [縄文時代]集石	[縄文時代]
	27	武蔵野公園遺跡	多磨町3丁目	集落 [旧石器時代]礫群 [縄文時代]住居 土坑 配石	[旧石器時代][縄文時代(早期～後期)][弥生時代]
	28	新町遺跡	新町2丁目	包蔵地	[縄文時代]
国分寺市	29	東京経済大学構内遺跡	南町1丁目	包蔵地	[旧石器時代][縄文時代(早期・中期)]

資料：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」

(東京都教育委員会ホームページ、令和4年4月1日時点)



5-2-15 自然との触れ合い活動の場

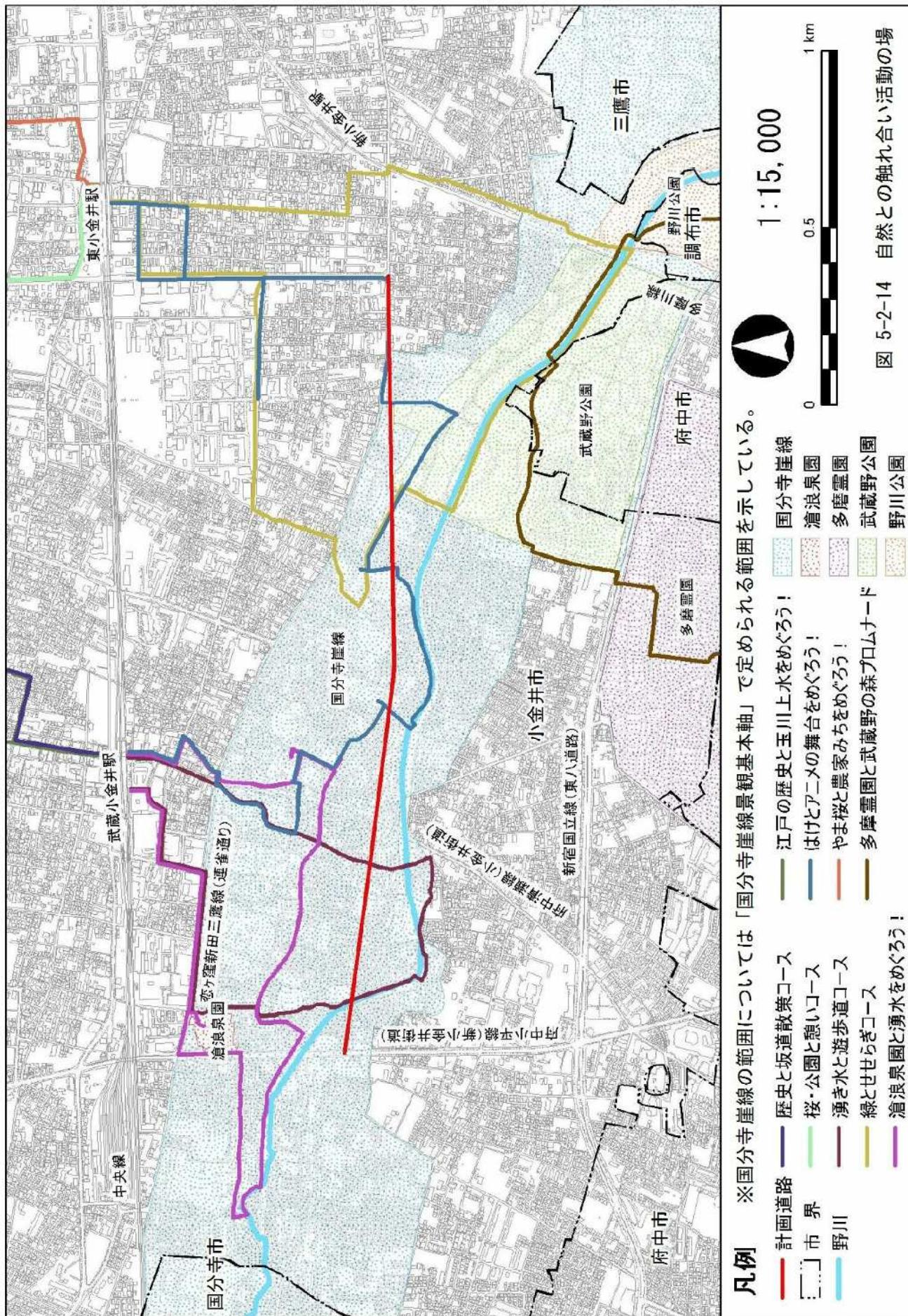
計画道路周辺の自然との触れ合い活動の場は、表 5-2-23 及び図 5-2-14 に示すとおりである。計画道路周辺の拠点的な触れ合い活動の場として、計画道路と並行、横断する国分寺崖線（はけ）や野川、計画道路南側の都立武蔵野公園、都立多磨霊園、都立野川公園等が挙げられる。また、「小金井市みどりの基本計画」において、「広域交流拠点」として上記の公園や霊園が、「身近な交流拠点」として都市公園や特別緑地保全地区、公共緑地が対象となっている。計画道路周辺の公園等は表 5-1-9 及び図 5-1-5 に示すとおりである。

計画道路周辺では、面的に狭小な自然資源や文化資源等を結び合わせて小金井市と府中市が散策コースを設置している。小金井市は、「湧水と遊歩道コース」や「緑とせせらぎコース」など 8 コースを設定しているほか、府中市は、多磨霊園を中心とした「多磨霊園と武蔵野の森プロムナード」を設定している。なお、「緑とせせらぎコース」、「湧き水と遊歩道コース」、「はけとアニメの舞台をめぐろう！」の 3 コースが計画道路を横断する。

表 5-2-23 自然との触れ合い活動の場

項目	名称	
		自然の観察、体験、学習、研修等の機能を持つ場
(1)	ア	自然公園、都民の森、林業体験林、歴史文化の森等の良好な自然環境 →都立武蔵野公園、都立野川公園、都立多磨霊園、野川
	イ	法令、条例、要綱等に基づき指定され、又は設置されている緑地保全を目的とする地区 →国分寺崖線（緑地保全地域等）、滄浪泉園（特別緑地保全地区）
(2)	ウ	崖線、社寺林、市民農園等 →国分寺崖線（はけ）
	散策等の機能を持つ場（公園、歴史と文化の散歩道等、うるおいのある水辺等） →都立武蔵野公園、都立野川公園、都立多磨霊園、はけの道、野川	
(3)	野外レクリエーションの機能を持つ場（キャンプ場、ハイキングコース等）	
	小金井市	A : 歴史と坂道散策コース B : 桜・公園と憩いコース C : 湧き水と遊歩道コース D : 緑とせせらぎコース 1 : 滄浪泉園と湧水をめぐろう！ 2 : 江戸の歴史と玉川上水をめぐろう！ 3 : はけとアニメの舞台をめぐろう！ 4 : やま桜と農家みちをめぐろう！
(4)	府中市	ア : 多磨霊園と武蔵野の森プロムナード
	自然の回復に係る活動、緑化等のボランティア活動の機能を持つ場 →野川（活動：野川第一・第二調節池地区自然再生事業）	

資料：「保全地域の指定状況一覧」（東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）
 「小金井市みどりの基本計画」（小金井市、令和 3 年 3 月）
 「小金井でてくるくマップ」（小金井市健康課、平成 31 年 2 月）
 「小金井まち歩きマップ」（一般社団法人 小金井市観光まちおこし協会、令和 2 年 2 月）
 「水と緑のネットワークウォーキングマップ」（府中市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）



5-2-16 廃棄物

国土交通省では、「建設リサイクル推進計画 2020」（国土交通省、令和 2 年 9 月）を策定し、建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率について、令和 6 年の達成基準値を定めている。平成 30 年の目標値及び実績値、令和 6 年の達成基準値は、表 5-2-24 に示すとおりである。

また、「東京都建設リサイクル推進計画」（東京都、令和 4 年 4 月）による東京都内の建設副産物の再資源化率の実績値（平成 30 年度）及び令和 6 年度の目標値は、表 5-2-25 に示すとおりである。

なお、小金井市において、廃棄物に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。

表 5-2-24 建設副産物の再資源化等の状況と達成基準値（国土交通省）

品目	指標	平成 30 年 目標値	平成 30 年 実績値	令和 6 年 達成基準値
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・ 縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設発生土	有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

注 1) 再資源化率：建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

注 2) 再資源化・縮減率：建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

注 3) 建設混合廃棄物排出率：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

注 4) 建設発生土有効利用率：建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

資料：「建設リサイクル推進計画 2020」（国土交通省、令和 2 年 9 月）

表 5-2-25 建設副産物の再資源化等の状況と目標値（東京都）

対象品目		達成基準値	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
建設廃棄物	全体	98.2%	98%	
	都関連工事	99.5%	99%	
コンクリート塊	全体	99.6%	99%	
	都関連工事	99.9%	99%	
アスファルト・コンクリート塊	全体	99.9%	99%	
	都関連工事	99.9%	99%	
建設発生木材	全体	99.0%	99%	
	都関連工事	98.7%	99%	
建設泥土	全体	99.8%	96%	
	都関連工事	99.8%	98%	
建設混合廃棄物	排出率	全体	5.7%	3.0%以下
		都関連工事	0.9%	1.0%未満
建設発生土		全体	70.0%	88%
		都関連工事	77.9%	99%
再生碎石（都発注工事）		都関連工事	53.9%	96%

資料：「東京都建設リサイクル推進計画」（東京都、令和 4 年 4 月）

5-2-17 温室効果ガス

小金井市における最近 5 年間の温室効果ガス排出量の推移は、表 5-2-26 に示すとおりである。平成 29 年度に一時的に増加しているが、平成 26 年度以降やや減少傾向となっている。

また、小金井市における温室効果ガスの主要因である二酸化炭素の排出量の部門別構成比は、図 5-2-15 に示すとおりである。すべての年度で民生部門が最大となっている。

表 5-2-26 温室効果ガス排出量の推移（平成 26～平成 30 年度）

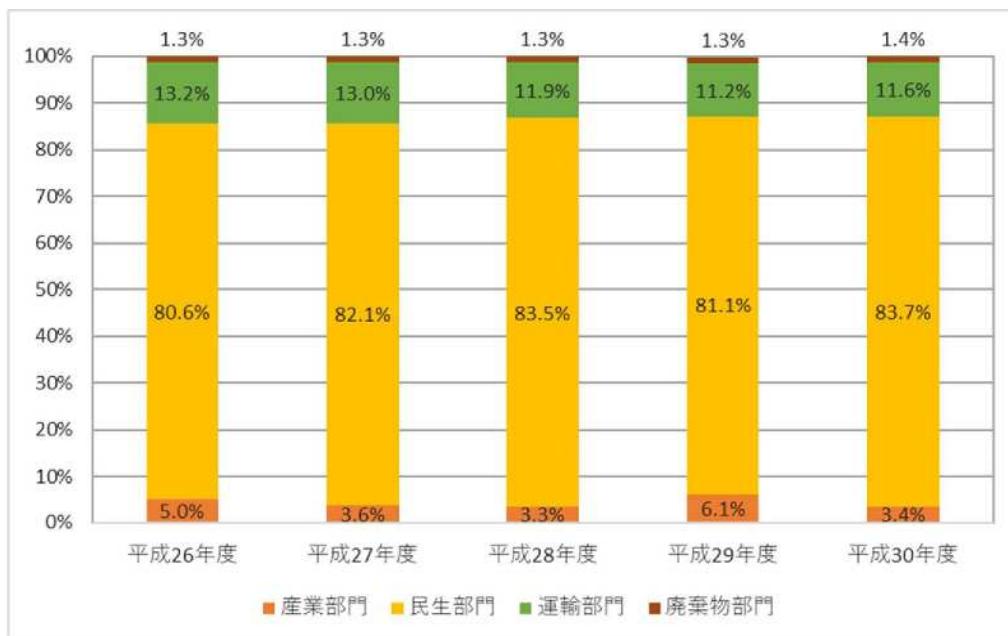
単位：1000t-CO₂eq

ガス種	基準 年度 排出量	年度				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	236	319	307	303	312	294
メタン (CH ₄)	0	1	1	1	1	0
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3	1	1	1	1	1
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1	20	22	24	28	29
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	0	0	0	0	0	0
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	0	0	0	0	0	0
三ふつ化窒素 (NF ₃)	0	0	0	0	0	0
合計	241	341	331	329	341	325

注) 基準年度排出量は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については平成 2 年度、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素については平成 7 年度における排出量を指す。

資料：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」

（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」、令和 3 年 3 月）



資料：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」

（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」、令和 3 年 3 月）

図 5-2-15 二酸化炭素排出量の部門別構成比の推移（平成 26～平成 30 年度）

第6編 環境調査の項目（案）の選定

6-1 選定した項目及びその理由

環境調査を行う項目（案）は、「東京都環境影響評価技術指針（付解説）」（平成26年3月 東京都環境局）を参考に、図6-1-1に示すとおり、対象計画の案の内容から環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することにより、表6-1-1に示すとおり選定した。

なお、本事業については「現地の地形（国分寺崖線（はけ））」や「自然環境」「景観」などへの配慮が必要であることから、環境への影響要因を把握するために、特に、自然環境を中心とした項目を選定している。

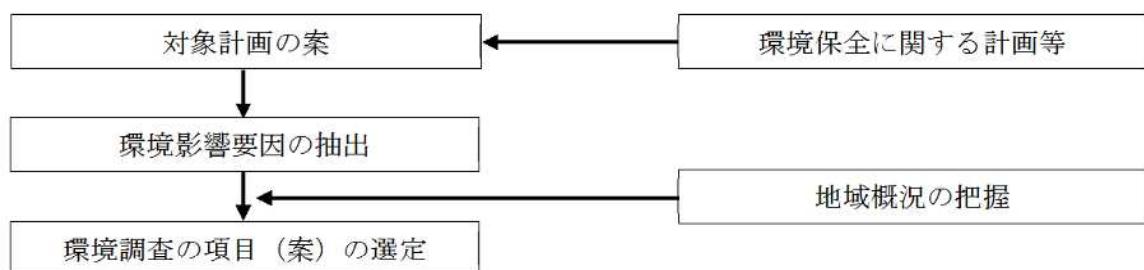


図 6-1-1 環境調査の項目（案）の選定手順

表 6-1-1 環境影響要因と環境調査の項目（案）との関連表

環境調査 の項目（案）	予測する事項	環境影響要因	区分	
			工事の 施工中	工事の 完了後
大気汚染	—	—	○	○
悪臭	—	—	○	○
騒音・振動	—	—	○	○
水質汚濁	—	—	○	○
土壤汚染	—	—	○	○
地盤	地下の掘削工事及び地下構造物の存在に伴う地盤の変形の範囲及びその程度	—	○	○
地形・地質	—	—	○	○
水循環	地下の掘削工事に伴う地下水の水位、流況の変化の程度及び湧水量の変化の程度	—	○	○
生物・生態系	工事の施行及び計画道路の存在に伴う植物相及び植物群落、動物相及び動物群集、生息(育)環境、生態系、緑の量の変化の内容及びその程度	—	○	○
日影	—	—	○	○
電波障害	—	—	○	○
風環境	—	—	○	○
景観	計画道路の存在に伴う地域の主要な景観の構成要素の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	—	○	○
史跡・文化財	工事の施行に伴う周辺地域の文化財の改変の程度	—	○	○
自然との触れ合い活動の場	—	—	○	○
廃棄物	—	—	○	○
温室効果ガス	—	—	○	○

注)○印は環境調査の項目（案）を示す。

表 6-1-2 選定した項目及びその理由

項 目	理 由
地盤	<p>【工事の施工中・完了後】 計画道路の一部の区間を掘削構造とする可能性があり、掘削工事及び地下構造物の存在による地盤への影響が考えられることから、地盤の変形の範囲及びその程度を環境調査の項目として選定する。</p>
水循環	<p>【工事の施工中】 計画道路の一部の区間を掘削構造とする可能性があり、掘削工事による水循環（地下水）への影響が考えられることから環境調査の項目として選定する。</p>
生物・生態系	<p>【工事の施工中・完了後】 計画道路周辺には畠、社寺林、公園、野川河川敷、国分寺崖線の樹林帯といった緑地が分布し、これらの環境に動植物が生息・生育していることが想定され、工事の施行及び計画道路の存在により生物・生態系への影響が考えられることから環境調査の項目として選定する。</p>
景観	<p>【工事の完了後】 計画道路は国分寺崖線や野川を横断するほか、計画道路の存在により景観の変化が考えられることから環境調査の項目として選定する。</p>
史跡・文化財	<p>【工事の施工中】 計画道路内には周知の埋蔵文化財包蔵地及び指定文化財が存在していることから、環境調査の項目として選定する。</p>

第7編 調査等の手法

7-1 調査等の概要

環境調査の項目（案）として選定した、地盤、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財に係る調査等の概要を、表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1(1) 調査等の概要

項目	調査事項	予測事項	予測手法	評価方法
地盤	1. 地盤の状況 2. 地下水の状況 3. 地盤沈下の状況 4. 土地利用の状況 5. 法令による基準等	工事の施工中	地下の掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及びその程度	施工計画及び現地調査結果等を踏まえて定性的に予測する。 予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。
		工事の完了後	地下構造物の存在に伴う地盤の変形の範囲及びその程度	事業計画及び現地調査結果等を踏まえて定性的に予測する。 <評価の指標> ・地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと
水循環	1. 水域の状況（地下水等の状況） 2. 気象の状況 3. 地形・地質及び土質等の状況 4. 水利用の状況 5. 上地利用の状況 6. 法令による基準等	工事の施工中	地下の掘削工事に伴う地下水の水位、流況の変化の程度及び湧水量の変化の程度	施工計画及び現地調査結果等を踏まえて定性的に予測する。 予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。
生物・生態系	1. 生物 ①陸上植物の状況 ②陸上動物の状況 ③水生生物の状況 ④生息（育）環境 ⑤緑の量 ⑥法令による基準等	工事の施工中及び完了後	工事の施行及び計画道路の存在に伴う植物相及び植物群落、動物相及び動物群集、水生生物相、生息（育）環境、緑の変化の内容及びその程度	事業計画、施工計画、現地調査結果等を踏まえて、陸上植物、陸上動物、水生生物、生息（育）環境、緑の量及び生態系に及ぼす影響が、実行可能な範囲で回避又は低減されているかについて評価する。 <評価の指標> ・生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと
	2. 生態系 ①生態系の状況 ②法令による基準等	工事の施工中及び完了後	工事の施行及び計画道路の存在に伴う生態系の変化の内容及びその程度	事業計画、施工計画、現地調査結果等を踏まえて、生態系の変化の程度を予測する。

表 7-1-1(2) 調査等の概要

項目	調査事項	予測事項	予測手法	評価方法
景観	1. 地域景観の特性 2. 代表的な眺望地点及び眺望の状況 3. 土地利用の状況 4. 景観の保全に関する方針等 5. 法令による基準等	工事の完了後	主要な景観の構成要素の変化の程度及び地域景観の特性の変化の程度	地域景観の特性等と事業計画を重ね合わせ定性的に予測する。
			代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	完成予想図(フォトモンタージュ)の作成により予測する。 <評価の指標> ・「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」(東京都)に定められる道路・鉄道・モノレールに係る景観づくり指針
史跡・文化財	1. 文化財の状況 2. 埋蔵文化財包蔵地の状況 3. 法令による基準等	工事の施行中	工事の施行に伴う周辺地域の文化財の改変の程度	周知の文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布図と事業計画を重ね合わせ改変の程度を予測する。 <評価の指標> ・「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」、「小金井市文化財保護条例」に定められる規定を遵守すること

7-2 項目別の調査手法

7-2-1 地盤

(1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 7-2-1 に示すとおりである。

表 7-2-1 調査事項及びその選定理由

調査事項	選定理由
1. 地盤の状況	
2. 地下水の状況	
3. 地盤沈下の状況	
4. 上地利用の状況	
5. 法令による基準等	工事の施行中における地盤の掘削工事及び工事の完了後における地下構造物の存在により、地盤に影響を及ぼすおそれがあることから、計画道路及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査及び現地調査とする。

調査方法は、表 7-2-2 及び表 7-2-3 に示すとおりである。

表 7-2-2 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
1. 地盤の状況	計画道路 及び その周辺	・「地形図」(国土地理院) ・「東京都総合地盤図(II)」(東京都) ・「地形分類図(東京西北部)」(東京都) ・「地形分類図(川越・青梅)」(東京都)	
2. 地下水の状況		・「東京の湧水マップ」(東京都) ・「地盤沈下調査報告書」(東京都) ・「水質監視測定及び湧水調査報告書」(小金井市) ・「地下水位測定報告書」(小金井市)	
3. 地盤沈下の状況		・「水準基標測量成果表」(東京都) ・「地盤沈下調査報告書」(東京都)	
4. 上地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「小金井都市計画図」(小金井市)	
5. 法令による基準等		・「工業用水法」(昭和 31 年 法律第 146 号) ・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年 法律第 100 号) ・「環境確保条例」(平成 12 年 東京都条例第 215 号) ・「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」(平成 16 年 3 月 小金井市条例第 2 号)	最新の資料を参考とする。

表 7-2-3 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
1. 地盤の状況	計画道路及びその周辺とする。	1 回行う。	ボーリング調査とする。
2. 地下水の状況	計画道路及びその周辺とする。	季節的変動を考慮し、1 年間連続測定を行う。	地下水は、観測孔による測水調査を基本とする。なお、観測孔は地域の地下水の流動方向等が把握できるよう、可能な限り上流、中流、下流部にそれぞれ配置する。また、状況に応じて周知の井戸でも調査を実施する。

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は表 7-2-4 に示すとおりである。

表 7-2-4 予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域、予測地点	予測方法	評価方法
工事の施工中	地下の掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及びその程度	工事の施行中（地下の掘削工事を行う時点）とする。	計画道路（掘削工事を行う区域）周辺とする。	施工計画及び現地調査結果等を踏まえて定性的に予測する。	予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ <ul style="list-style-type: none">・地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと
工事の完了後	地下構造物の存在に伴う地盤の変形の範囲及びその程度	工事の完了後とする。	計画道路（地下構造物を構築する区域）周辺とする。	事業計画及び現地調査結果等を踏まえて定性的に予測する。	

7-2-2 水循環

(1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 7-2-5 に示すとおりである。

表 7-2-5 水循環の調査事項及びその選定理由

調査事項	選定理由
1. 水域の状況（地下水等の状況）	
2. 気象の状況	
3. 地形・地質及び土質等の状況	
4. 水利用の状況	
5. 土地利用の状況	
6. 法令による基準等	

(2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査及び現地調査とする。

調査方法は、表 7-2-6 及び表 7-2-7 に示すとおりである。

表 7-2-6 水循環の調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
1. 水域の状況（地下水等の状況）	計画道路 及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京の湧水マップ」（東京都） ・「地盤沈下調査報告書」（東京都） ・「水質監視測定及び湧水調査報告書」（小金井市） ・「地下水位測定報告書」（小金井市） 	
2. 気象の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・「気象統計情報」（気象庁） 	
3. 地形・地質及び土質等の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・「地形図」（国土地理院） ・「東京都総合地盤図（II）」（東京都） ・「地形分類図（東京西北部）」（東京都） ・「地形分類図（川越・青梅）」（東京都） ・「表層地質図（東京西北部）」（東京都） ・「表層地質図（川越・青梅）」（東京都） ・「土壤図（東京西北部）」（東京都） ・「土壤図（川越・青梅）」（東京都） 	
4. 水利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・「都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」（東京都） 	
5. 土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「小金井都市計画図」（小金井市） 	
6. 法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> ・「工業用水法」（昭和 31 年 法律第 146 号） ・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 法律第 100 号） ・「環境確保条例」（平成 12 年 東京都条例第 215 号） ・「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」（平成 16 年 3 月 小金井市条例第 2 号） 	最新の資料を参考とする。

表 7-2-7 調査方法(現地調査)

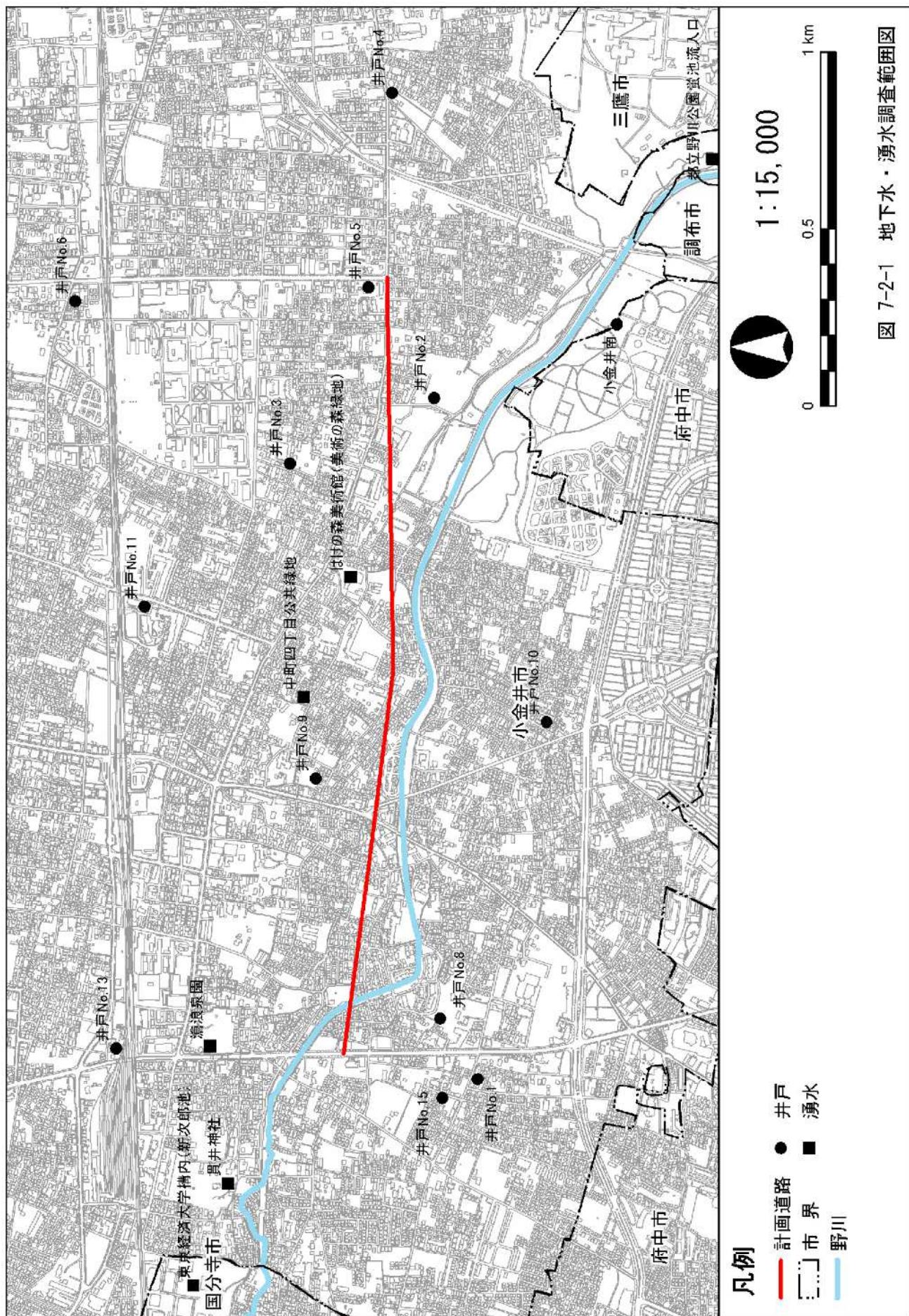
調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
1. 水域の状況（地下水等の状況）	計画道路及びその周辺とする。	季節的変動を考慮し、地下水は1年間連続測定を行う。 湧水は1回／月の頻度で1年間の測定を行う。	地下水は、観測孔による湧水調査を基本とする。なお、観測孔は地域の地下水の流動方向等が把握できるよう、可能な限り上流、中流、下流部にそれぞれ配置する。また、状況に応じて周知の井戸でも調査を実施する。 湧水は、周知の湧水地点において湧水量を測定する。
2. 地形・地質及び土質等の状況	計画道路及びその周辺とする。	1回行う。	ボーリング調査とする。

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は表 7-2-8 に示すとおりである。

表 7-2-8 水循環の予測及び評価の方法

予測事項	予測の対象時点	予測地域、予測地点	予測方法	評価方法
工事の施工中	地下の掘削工事に伴う地下水の水位、流況の変化の程度及び湧水量の変化の程度	工事の施行中（地下の掘削工事を行う区域）周辺とする。	計画道路（掘削工事を行う区域）周辺とする。	施工計画及び現地調査結果等を踏まえて定性的に予測する。 予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・地下水の水位、流況及び湧水に著しい影響を及ぼさないこと。



7-2-3 生物・生態系

(1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 7-2-9 に示すとおりである。

表 7-2-9 調査事項及びその選定理由

調査事項	選定理由
1. 生物 ①陸上植物の状況 ②陸上動物の状況 ③水生生物の状況 ④生息（育）環境 ⑤緑の量 ⑥法令による基準等	工事の施行及び工事の完了後における計画道路の存在により、生物・生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、計画道路及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。
2. 生態系 ①生態系の状況 ②法令による基準等	

(2) 調査方法

1) 生物

調査方法は、既存資料調査及び現地調査とする。

調査方法は、表 7-2-10 及び表 7-2-11 に示すとおりである。調査地点は図 7-2-2 に示すとおりである。

表 7-2-10(1) 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①陸上植物の状況 ・植物種 ・植物群落	計画道路 及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 216 号) ・「環境省レッドリスト」(環境省) ・「レッドデータブック」(環境省) ・「自然環境基礎調査 植生調査・特定植物群落調査・巨樹・巨木林フォローアップ調査情報(自然環境調査 Web-GIS)」(環境省) ・「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(重要湿地)」(環境省) ・「東京都レッドリスト」(東京都) ・「レッドデータブック東京」(東京都) ・「東京都現存植生図」(東京都) ・「東京都保全地域の指定状況」(東京都) ・「野川マップ」(小金井市) ・「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」(東京都) ・「植物群落レッドデータ・ブック」((財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会) 	最新の資料を参考とする。

表 7-2-10(2) 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
②陸上動物の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・は虫類及び両生類 ・昆虫類	計画道路 及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 216 号) ・「環境省レッドリスト」(環境省) ・「レッドデータブック」(環境省) ・「自然環境基礎調査 すぐれた自然調査・動物分布調査・種の多様性調査情報(自然環境調査 Web-GIS)」(環境省) ・「東京都レッドリスト」(東京都) ・「レッドデータブック東京」(東京都) ・「野川マップ」(小金井市) ・「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」(東京都) 	最新の資料を参考とする。
③水生生物の状況 ・大型水生植物 ・付着藻類 ・水生動物		<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 216 号) ・「環境省レッドリスト」(環境省) ・「レッドデータブック」(環境省) ・「自然環境基礎調査 すぐれた自然調査・動物分布調査・種の多様性調査情報(自然環境調査 Web-GIS)」(環境省) ・「東京都レッドリスト」(東京都) ・「レッドデータブック東京」(東京都) ・「野川マップ」(小金井市) ・「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」(東京都) 	
④生息(育)環境 ・地形、地質、土壤、地下水等の状況 ・気温、風向、風速、日照時間、日射量、降水量等の気象の状況 ・大気汚染等の状況 ・微気候及び植物群落の構造特徴 ・地域社会とのつながり		<ul style="list-style-type: none"> ・「地形図」(国土地理院) ・「東京都総合地盤図(II)」(東京都) ・「地形分類図(東京西北部)」(東京都) ・「地形分類図(川越・青梅)」(東京都) ・「表層地質図(東京西北部)」(東京都) ・「表層地質図(川越・青梅)」(東京都) ・「土壤図(東京西北部)」(東京都) ・「土壤図(川越・青梅)」(東京都) ・「気象統計情報」(気象庁) ・「大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都) ・「自然環境基礎調査 植生調査・特定植物群落調査・丘樹・丘木林フオローアップ調査情報(自然環境調査 Web-GIS)」(環境省) ・「東京都現存植生図」(東京都) ・「東京都保全地域の指定状況」(東京都) ・「野川マップ」(小金井市) ・「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」(東京都) ・「小金井市史」(小金井市) 	

表 7-2-10(3) 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
⑤緑の量	計画道路 及び その周辺	・「東京都現存植生図」(東京都) ・航空写真	
⑥法令による基準等		・「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年法律第 75 号) ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成 14 年法律第 88 号) ・「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号) ・「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号) ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」 (平成 12 年東京都条例第 216 号)	最新の資料を参考とする。

表 7-2-11 生物の調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査(測定)方法
①陸上植物の状況 ・植物種 ・植物群落	植物種は、計画道路端から約100mの範囲を対象とする。植物群落は、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。	陸上植物の生育状況の把握や種の同定に適した時期に行う。 植物種： 早春季、春季、夏季、秋季 植物群落：夏季、秋季	・植物種： 現地踏査により植物種(シダ植物以上の高等植物)のリスト等を作成する。注目される種の確認地点、生育環境等を記録する。 ・植物群落： 群落毎に1～2地点程度の調査地点を選択し、植物社会学的方法による植生調査を実施する。注目される群落については、その位置や自然度を記録する。現地踏査、空中写真の判読及び既存資料の整理により、植生図を作成する。
②陸上動物の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・は虫類及び両生類 ・昆蟲類	計画道路端から約250mの範囲を対象とし、トラップの設置位置は樹林や耕作地等の緑地が存在する場所で代表的な地点を選定する。	陸上動物の生息状況の把握や種の同定に適した時期に行う。 ・哺乳類： 春季、夏季、秋季、冬季 ・鳥類： 春季、夏季、秋季、冬季 ・鳥類(猛禽類)： 繁殖期 ・は虫類及び両生類： 早春季、春季、夏季、秋季 ・昆蟲類： 春季、夏季、秋季	・哺乳類： 任意確認及びフィールドサイン法(自動撮影装置の設置を含む)、トラップによる捕獲、バットディテクターによるコウモリ類の生息状況把握 ・鳥類： ラインセンサス法、任意確認 ・鳥類(猛禽類)： 定点観察法 ・は虫類及び両生類： 任意確認 ・昆蟲類： 任意確認及び採取(ビーティング法、スイーピング法)、ライトトラップ法、ベイトトラップ法
③水生生物の状況 ・大型水生植物 ・付着藻類 ・水生動物	計画道路と交差する野川を対象とする。トラップの設置位置は、水生植物が繁茂する等生物の生息基盤の状況を踏まえ代表的な地点を選定する。	水生生物の生息・生育状況の把握や種の同定に適した時期に行う。 ・大型水生植物： 早春季、春季、夏季、秋季 ・付着藻類： 春季、夏季、秋季 ・水生動物(魚類等の遊泳動物)： 春季、夏季、秋季、冬季 ・水生動物(底生動物)： 春季、夏季、秋季、冬季	・大型水生植物： 任意確認及び採取 ・付着藻類： コドラート法 ・水生動物(魚類等の遊泳動物)： 任意確認及び採取、トラップ等による採取 ・水生動物(底生動物)： 任意確認及び採取
④緑の量 ・緑被率 ・緑の体積	計画道路端から約100mの範囲を対象とする。	緑被率及び緑の体積の把握に適した時期に行う。 緑の量：夏季、秋季	緑被率については、植物群落の調査結果により作成する植生図を用いて求める。緑の体積については、緑被面積に各植物群落の最上層を形成する植物の平均高を乗じて求める。

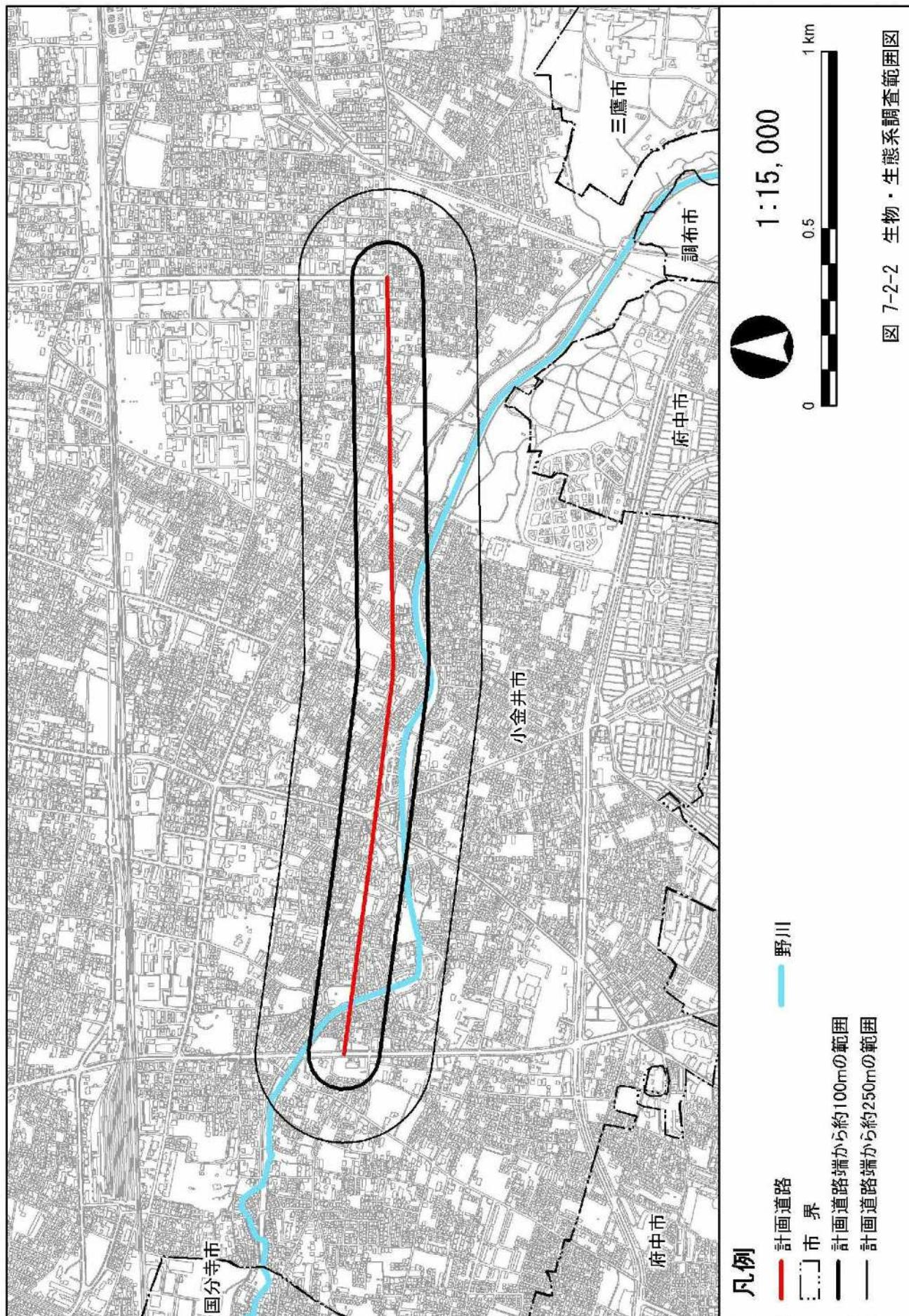


図 7-2-2 生物・生態系調査範囲図

2) 生態系

調査方法は、既存資料調査及び現地調査とする。

調査方法は、表 7-2-12 及び表 7-2-13 に示すとおりである。

表 7-2-12 生態系の調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①生態系の状況	計画道路	・「1) 生物」の調査結果	一
②法令による規制等	及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号) ・「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号) ・「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号) ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 216 号) 	最新の資料を参考とする。

表 7-2-13 生態系の調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①生態系の状況	計画道路端から約 250m の範囲を対象とする。	「1) 生物」の調査結果を用いるため「1) 生物」と同様とする。	<p>「1) 生物」の既存資料調査結果及び現地調査結果を基本とし、計画道路周辺の線の連続性を把握する。</p> <p>また、調査地域のにおける類型区分図を作成し、環境類型区分ごとに、上位性、典型性、特殊性の視点から生態系を特徴づける代表種を選定すること、生物の相互関係を整理することにより、調査地域の生態系を把握する。</p>

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は表 7-2-14 に示すとおりである。

表 7-2-14 生物・生態系の予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域、予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中及び工事の完了後	生物	植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	工事の施行中及び工事の完了後とする。	植物種は計画道路端から約 100m の範囲を、植物群落は計画道路端から約 250m の範囲を対象とする。	事業計画、施工計画、現地調査結果等を踏まえて、陸上植物、陸上動物、水生生物、生息(育)環境、緑の量の変化の程度を予測する。
		動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度		計画道路から約 250m の範囲を対象とする。	
		水生生物相の変化の内容及びその程度		計画道路と交差する野川を対象とする。	
		生息(育)環境の変化の内容及びその程度		計画道路端から約 250m の範囲を対象とする。	
		緑の量の変化の内容及びその程度		計画道路端から約 100m の範囲を対象とする。	
	生態系	生態系の変化の内容及びその程度		計画道路端から約 250m の範囲を対象とする。	事業計画、施工計画、現地調査結果等を踏まえて、生態系の変化の程度を予測する。

7-2-4 景観

(1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 7-2-15 に示すとおりである。

表 7-2-15 景観の調査事項及びその選定理由

調査事項	選定理由
1. 地域景観の特性	工事の完了後における計画道路の存在により、景観の変化が考えられるところから、計画道路及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。
2. 代表的な眺望地点及び眺望の状況	
3. 上地利用の状況	
4. 景観の保全に関する方針等	
5. 法令による基準等	

(2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査及び現地調査とする。

調査方法は、表 7-2-16 及び表 7-2-17 に示すとおりである。

表 7-2-16 景観の調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
1. 地域景観の特性	計画道路 及び その周辺	・「地形図」(国土地理院) ・「航空写真」(国土地理院) ・「東京都土地利用現況図」(東京都)	
2. 代表的な眺望地 点及び眺望の状 況		・「都立公園一覧」(東京都) ・「小金井てくてくマップ」(小金井市) ・「小金井市立公園等一覧」(小金井市) ・「小金井まち歩きマップ」(小金井市) ・「小金井このまちガイド」(小金井市) ・「府中 30 景」(府中市) ・「府中景観ガイドマップ」(府中市)	最新の資料を参考とする。
3. 上地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「小金井都市計画図」(小金井市)	
4. 景観の保全に 関する方針等		・「東京都景観計画」(東京都) ・「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」(東京都) ・「国分寺崖線景観形成基本軸」(東京都) ・「小金井市都市計画マスターplan」(小金井市) ・「小金井市みどりの基本計画」(小金井市)	
5. 法令による基準 等		・「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号) ・「景観法」(昭和 16 年 法律第 110 号) ・「東京都景観条例」(平成 18 年 東京都条例第 136 号) ・「小金井市まちづくり条例」(平成 18 年 小金井市条例第 2 号)	

表 7-2-17 景観の調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
1. 地域景観の特性	計画道路及びその周辺とする。	調査道路及びその周辺の景観の状況を適切に把握できる時期に実施する。	現地写真撮影による方法とする。
2. 代表的な眺望地点及び眺望の状況	計画道路及びその周辺の地形及び地物の状況並びに地域住民の利用頻度を勘案して代表的な眺望地点を設定する。		

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は表 7-2-18 に示すとおりである。

表 7-2-18 景観の予測及び評価の方法

予測事項	予測の対象時点	予測地域、予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	主要な景観の構成要素の変化の程度及び地域景観の特性の変化の程度	工事の完了後とする。	計画道路周辺とする。	地域景観の特性等と事業計画を重ね合わせ定性的に予測する。 予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」(東京都)に定められる道路・鉄道・モノレールに係る景観づくり指針
	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度		現地調査地点とする。	完成予想図(フォトモンタージュ)の作成により予測する。

7-2-5 史跡・文化財

(1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 7-2-19 に示すとおりである。

表 7-2-19 史跡・文化財の調査事項及びその選定理由

調査事項	選定理由
1. 文化財の状況	工事の施行により、史跡・文化財に影響を及ぼすおそれがあること
2. 埋蔵文化財包蔵地の状況	から、計画道路及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。
3. 法令による基準等	

(2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査とする。

調査方法は、表 7-2-20 に示すとおりである。

表 7-2-20 史跡・文化財の調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
1. 文化財の状況	計画道路 及び その周辺	・「東京都文化財情報データベース」(東京都)	最新の 資料を 参考と する。
2. 埋蔵文化財包蔵地の状況		・「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(東京都)	
3. 法令による基準等		・「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号) ・「東京都文化財保護条例」 (昭和 51 年 東京都条例第 25 号) ・「小金井市文化財保護条例」 (平成 18 年 小金井市条例第 8 号)	

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は表 7-2-21 に示すとおりである。

表 7-2-21 史跡・文化財の予測及び評価の方法

予測事項	予測の対象時点	予測地域、予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	工事の施行に伴う周辺地域の文化財の改変の程度	工事の施行中とする。	計画道路及びその周辺とする。	周知の文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布図と事業計画を重ね合わせ改変の程度を予測する。 予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」、「小金井市文化財保護条例」に定められる規定を遵守すること